

規程集 目次

	頁
1 石川県立看護大学 学則	1
2 石川県立看護大学 大学院学則	12
3 石川県立看護大学 懇話会設置規程	24
4 石川県立看護大学 教授会規程	25
5 石川県立看護大学 大学院研究科委員会規程	27
6 石川県立看護大学 学生委員会規程	29
6-1 石川県立看護大学 学年担任専門部会設置要項	31
6-2 石川県立看護大学 学生相談専門部会設置要項	32
6-3 石川県立看護大学 進路支援専門部会設置要項	33
7 石川県立看護大学 教務委員会規程	34
7-1 石川県立看護大学 フィールド実習専門部会設置要項	36
7-2 石川県立看護大学 看護学実習専門部会設置要項	37
8 石川県立看護大学 入学試験委員会規程	38
8-1 石川県立看護大学 入学試験実施専門部会設置要項	40
8-2 石川県立看護大学 入学試験評価専門部会設置要項	41
8-3 石川県立看護大学 入学試験選抜専門部会設置要項	42
9 石川県立看護大学 研究推進委員会規程	43
9-1 石川県立看護大学 学内研究助成専門部会設置要項	45
10 石川県立看護大学 広報委員会規程	46
11 石川県立看護大学 国際交流委員会規程	48
12 石川県立看護大学 情報システム委員会規程	50
13 石川県立看護大学 倫理委員会規程	52
13-2 石川県立看護大学 コンプライアンス委員会設置規程	56
14 石川県立看護大学 附属図書館規程	58
15 石川県立看護大学 図書館運営委員会規程	64
16 石川県立看護大学 FD委員会規程	66
17 石川県立看護大学 自己点検・評価委員会規程	68
17-1 石川県立看護大学 教員評価検討専門部会設置要項	70
17-2 石川県立看護大学 年報・自己点検評価専門部会設置要項	71
18 石川県立看護大学 ホームページ管理運営規程	72
19 石川県立看護大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	75
20 石川県立看護大学 遺伝子組換え実験等安全管理規程	78
21 石川県立看護大学 職業紹介業務運営規程	84
22 石川県立看護大学 職業紹介業務個人情報適正管理規程	86
23 石川県立看護大学 附属地域ケア総合センター規程	87
24 石川県立看護大学 附属地域ケア総合センター運営委員会規程	89
24-1 石川県立看護大学 国際貢献専門部会設置要項	91
24-2 石川県立看護大学 地域連携・貢献専門部会設置要項	92
24-3 石川県立看護大学 人材育成専門部会設置要項	93
25 石川県立看護大学 看護スキルスラボ設置及び管理・運営規程	94
26 石川県立看護大学 校舎等管理規程	97
27 石川県立看護大学 消防規程	101
28 石川県立看護大学 体育施設使用規程	104
29 石川県立看護大学 構内駐車規程	107
30 石川県立看護大学 校舎等地域開放規程	108
31 石川県立看護大学 講義室等学外者使用規程	112
32 石川県立看護大学 副学長選考規程	114
33 石川県立看護大学 大学院研究科長選考規程	116

34	石川県立看護大学	学生部長選考規程	118
35	石川県立看護大学	附属地域ケア総合センター長選考規程	119
36	石川県立看護大学	附属図書館長選考規程	120
37	石川県立看護大学	教員等選考規程	121
-	石川県立看護大学	教員等選考規程の運営に関する内規	123
39	石川県立看護大学	名誉教授規程	125
40	石川県立看護大学	大学院博士前期課程の研究指導教員及び研究指導補助教員資格審査規程	126
41	石川県立看護大学	大学院博士後期課程の研究指導教員及び研究指導補助教員資格審査規程	128
42	石川県立看護大学	非常勤講師委嘱規程	130
43	石川県立看護大学	入学者選抜規程	131
44	石川県立看護大学	学生規程	132
45	石川県立看護大学	履修規程	159
-		授業科目の読み替えに関する内規	166
46	石川県立看護大学	学位規程	167
47	石川県立看護大学	科目等履修生規程	171
48	石川県立看護大学	特別聴講学生規程	174
50	石川県立看護大学	大学院学生規程	177
51	石川県立看護大学	大学院履修規程	180
52	石川県立看護大学	大学院学位規程	186
53	石川県立看護大学	大学院科目等履修生規程	192
54	石川県立看護大学	大学院長期履修学生に関する規程	199
55	石川県立看護大学	研究員受入規程	204
56	石川県立看護大学	後援会規程	208
57	石川県立看護大学	大学院研究生規程	211
58	石川県立看護大学	大学院教務学生委員会規程	220
59	石川県立看護大学	附属地域ケア総合センター推進協議会規程	222
60	石川県立看護大学	学長表彰等規程	224
-	石川県立看護大学	学長表彰等規程の運用に関する内規	227
61	石川県立看護大学	学生懲戒規程	229
62	石川県立看護大学	特任教員規程	234
63	石川県立看護大学	臨床教授等の称号付与規程	236
63-2	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター規程	238
63-3	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター運営委員会規程	239
63-4	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター長選考規程	241
64	石川県立看護大学	における教員の長期研修に関する規程	243
64-2	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター感染管理認定看護師教育課程規程	247
64-3	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター感染管理認定看護師教育課程規程細則	257
65	石川県立看護大学	客員教授等に関する規程	261
66	石川県立看護大学	学長選考規程	263
67	石川県立看護大学	学長選考会議規程	265
68		障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	266
69	石川県立看護大学	教員評価規程	273
70	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター認定看護管理者教育課程規程	276
70-2	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター認定看護管理者教育課程規程細則	285
71	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター認知症看護認定看護師教育課程規程	300
71-2	石川県立看護大学	附属看護キャリア支援センター認知症看護認定看護師教育課程規程細則	310
72	石川県立看護大学	看護雑誌編集委員会規程	337
73	石川県立看護大学	アカデミックアドバイザー規程	339
74	石川県立看護大学	教員の任期に関する規程	340

75	石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程	341
-	石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程の運用に関する内規	342
-	石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任基準	343
76	石川県立看護大学 寄附講座規程	344
77	石川県立看護大学 共同研究講座規程	352
78	石川県立看護大学 学部長選考規程	360
79	石川県立看護大学 動物実験規程	362
80	石川県立看護大学 微生物安全管理規程	379
81	石川県立看護大学 附属看護キャリア支援センター皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程規程	413
81-2	石川県立看護大学 附属看護キャリア支援センター皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程規程細則	424
82	石川県立看護大学 利益相反マネジメント規程	449
83	石川県立看護大学 安全保障輸出管理規程	455

目次

第1章 総則（第1条－第4条）
第2章 学年、学期及び休業日（第5条－第7条）
第3章 教育課程、卒業の要件等（第8条－第16条）
第4章 入学、編入学、転学、留学、休学及び退学（第17条－第28条）
第5章 授業料等（第29条）
第6章 職員組織（第30条－第35条）
第7章 附属施設等（第36条・第37条）
第8章 賞罰（第38条・第39条）
第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第40条－第43条）
第10章 公開講座（第44条）
第11章 自己評価（第45条）
第12章 雑則（第46条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 石川県立看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備えた人材を育成し、もって人々の健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（学部、学科及び学生定員）

第2条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	80人	320人

（修業年限）

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第4条 本学には、8年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 開学記念日
 - 四 春季休業日
 - 五 夏季休業日
 - 六 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

第3章 教育課程、卒業の要件等

（授業科目及び履修方法等）

第8条 本学が開設する授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 学生が修得すべき単位は、130単位以上とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（単位数の算定）

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げるところにより算定する。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第10条 一の授業科目を履修し、学修の評価により合格した学生に対しては、単位を与えるものとする。

（学修の評価）

第11条 学修の評価は、試験（卒業研究にあつては、研究成果の評価。以下この条において同じ。）により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

- 2 試験は、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。ただし、授業科目によっては、随時に行うことができる。
- 3 試験の成績は、S、A、B、C又はDで判定し、S、A、B及びCを合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第12条 学生が学長の承認を得て、他の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により認定する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定する単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第13条 学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修については、当該学修を本学における授業科目の履修とみなして第10条の規定を適用し、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与える単位数は、前条第1項及び第3項の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第14条 学生が本学に入学する前に本学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位(第40条の規定により修得した単位を含む。)は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、当該学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなして第10条の規定を適用し、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により認定し、又は与える単位数で本学において修得した単位以外のものは、編入学及び転学の場合を除き、第12条第1項及び第3項の規定により認定する単位数並びに前条第1項の規定により与える単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

- 第15条 学長は、本学に4年(第22条第1項の規定により編入学した学生にあつては2年)以上在学し、所定の単位を修得した学生に対し、卒業を認定する。
- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

- 第16条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した学生に対し、学士(看護学)の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 入学、編入学、転学、留学、休学及び退学

(入学の時期)

- 第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第23条第1項又は第28条第2項の規定により入学する場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第18条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)に合格した者
 - 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者で、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

- 第19条 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者選抜試験)

第20条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

2 入学者選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学手続)

第21条 前条第1項に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第22条 削除

(転学)

第23条 他の大学等から本学に転学を希望する者があるときは、学長は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が他の大学等に在学した年数及び当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を本学における在学年数又は本学における授業科目の履修により修得した単位数に通算することができる。

3 他の大学等が行う入学者の選考のための試験を受けようとする学生及び他の大学等へ転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 外国の大学等に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(休学)

第25条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- 一 在学期間又は休学の期間を経過した者
- 二 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者
- 三 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第28条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学又は除籍の理由が消滅したことにより再入学を希望する者は、退学又は除籍の日から4年以内に限り、学長の許可を受けて再入学をすることができる。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第29条 本学の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は、別に定める。

第6章 職員組織

(職員)

第30条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員、技術職員その他の職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 本学に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 6 学部長は、学部の校務をつかさどる。
- 7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務局及び学生部)

第31条 本学に、事務局及び学生部を置く。

- 2 事務局及び学生部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第32条 本学において学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を与えることができる。

- 2 名誉教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会の設置等)

第33条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。
- 3 第30条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の組織に加える。
- 4 教授会には、必要に応じ、准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第34条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び卒業
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の運営等)

第35条 教授会の会議は、学長が招集する。

- 2 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第7章 附属施設等

(附属図書館)

第36条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属地域ケア総合センター)

第37条 本学に、附属地域ケア総合センター（以下「センター」という。）を置く。

- 2 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 健康・福祉に関する公開講座、研修、調査・研究及び指導・助言に関すること。
 - 二 大学情報の発信に関すること。
 - 三 大学の国際化の推進に関すること。
- 3 センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 4 前2項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属看護キャリア支援センター)

第37条の2 本学に、附属看護キャリア支援センター（以下「キャリア支援センター」という。）を置く

- 2 キャリア支援センターの業務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 看護師等のキャリアアップの啓発に関すること。
 - 二 公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程の実施に関すること。
 - 三 認定看護師及び専門看護師に対する教育、支援に関すること。
 - 四 その他看護師等のキャリアアップに関すること。
- 3 キャリア支援センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 4 前2項に定めるもののほか、キャリア支援センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、この規程その他本学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく授業に出席しない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 5 前各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 学長は、本学の学生以外の者で第8条第1項に規定する授業科目について履修しようとするものがあるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 第10条、第11条、第26条、第27条及び前条の規定は、科目等履修生について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 学長は、学生がその所属外の大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目を所属する大学、短期大学又は高等専門学校の単位として相互に認定できるとする制度（以下「単位互換」という。）に基づき、当該単位互換に関する協定を本学と締結している他の大学等又は高等専門学校の学生で、本学が開設する授業科目のうち一部の授業科目について履修しようとする者があるときは、学生の修学に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として許可することができる。

2 第10条、第11条、第26条、第27条及び第39条の規定は、特別聴講学生に準用する。

3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第42条 学長は、本学が開設する授業科目で学長が定めるものに関連した特定の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 第26条、第27条及び第39条の規定は、研究生について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第44条 本学は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 自己評価

(自己評価)

第45条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第46条 この規程に定めるもののほか、本学の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第11条の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者（編入学をした者を除く。以下同じ。）から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第2条の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。第2条の規定にかかわらず、平成30年度の収容定員は、330人とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第8条第1項及び第9条の規定は、平成31年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修することができるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第8条第1項及び第9条の規定は、令和4年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修することができるものとする。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間、石川県立看護大学学則第30条第5項の規定の適用については、同規定中「置き」とあるのは、「置くことができ」とする。

授業科目		必修又は 選択の区分	単位数	
人間科学領域	導入科目	フィールド実習	必修	1
		アカデミックリテラシー	必修	1
		物理学	選択	1
		生物学	選択	1
		化学	選択	1
	人間の理解	心理学	必修	2
		臨床心理学	選択	2
		哲学	選択	2
		生命倫理学	必修	1
		健康体力科学	必修	1
		健康体力科学演習	必修	1
		フィジカルフィットネス	選択	1
	社会の理解	法と社会	選択	1
		教育学	選択	1
		社会福祉論	必修	1
		社会学	必修	2
		医療経済学	必修	1
		医療人類学	選択	1
	環境の理解	人間工学	必修	2
		健康環境論	選択	1
		生理人類学	選択	1
	情報	情報処理学	必修	2
		保健統計学	必修	2
	国際	英語Ⅰ	必修	1
		英語Ⅱ	必修	1
		英語Ⅲ	必修	1
		英語Ⅳ	選択	1
英会話		選択	1	
英語講読		選択	1	
ドイツ語		選択	1	
中国語		選択	1	
ロシア語		選択	1	
看護専門領域	健康・疾病 ・障害の理 解	解剖生理学	必修	1
		解剖生理学演習	必修	1
		代謝と栄養	必修	2
		解剖生理学実習	必修	1
		人間病態学（病気の成り立ち）	必修	2
		人間病態学演習Ⅰ	必修	1
		人間病態学演習Ⅱ	必修	1

授業科目		必修又は 選択の区分	単位数	
看護専門領域	健康・疾病 ・障害の理 解	疾病・障害論Ⅰ（概論）	必修	1
		疾病・障害論ⅡA（各論1）	必修	2
		疾病・障害論ⅡB（各論2）	必修	2
		疾病・障害論ⅡC（各論3）	必修	1
		疾病・障害論Ⅲ（精神）	必修	1
		疾病・障害論Ⅳ（母性）	必修	1
		疾病・障害論Ⅴ（小児）	必修	1
		薬理学	必修	1
		公衆衛生学	必修	1
		疫学	必修	2
		保健医療福祉論	必修	1
		看護の基本	看護学概論	必修
	生活援助論Ⅰ		必修	1
	生活援助論Ⅱ		必修	1
	フィジカルアセスメント		必修	1
	看護過程論		必修	2
	診療補助技術論Ⅰ		必修	1
	診療補助技術論Ⅱ		必修	1
	臨床推論・臨床判断演習		必修	1
	基礎看護学実習Ⅰ		必修	1
	基礎看護学実習Ⅱ		必修	2
	感染管理学		必修	1
	看護援助の 方法	母性看護学概論	必修	1
		母性看護方法論	必修	2
		母性看護方法論演習	必修	1
		小児看護学概論	必修	1
		小児看護方法論	必修	2
		小児看護方法論演習	必修	1
		成人看護学概論	必修	1
		成人看護方法論Ⅰ	必修	1
		成人看護方法論Ⅱ	必修	1
		成人看護方法論Ⅲ	必修	1
老年看護学概論		必修	1	
老年看護方法論Ⅰ		必修	1	
老年看護方法論Ⅱ		必修	1	
成人・老年看護方法論演習Ⅰ		必修	1	
成人・老年看護方法論演習Ⅱ		必修	1	
成人・老年看護方法論演習Ⅲ		必修	1	
精神看護学概論		必修	1	
精神看護方法論		必修	2	

授業科目		必修又は 選択の区分	単位数	
看護専門領域	看護援助の 方法	精神看護方法論演習	必修	1
		在宅看護学概論	必修	1
		在宅看護方法論Ⅰ	必修	1
		在宅看護方法論Ⅱ	必修	1
		在宅看護方法論演習	必修	1
		地域看護学概論	必修	1
		公衆衛生看護方法論Ⅰ	必修	1
		公衆衛生看護方法論Ⅱ	必修	1
		公衆衛生看護方法論Ⅱ演習	必修	1
		公衆衛生看護方法論Ⅲ	必修	1
		公衆衛生看護方法論Ⅲ演習	必修	1
	看護の 実践	母性看護学実習	必修	2
		小児看護学実習	必修	2
		成人・老年看護学実習（急性期）	必修	3
		成人・老年看護学実習（慢性期）	必修	3
		精神看護学実習	必修	2
		在宅看護学実習	必修	2
		公衆衛生看護学実習	必修	4
		統合実習	必修	2
	看護の 発展	看護キャリア形成論	必修	1
		コミュニティー政策論	必修	1
		災害看護論	必修	1
		ヒューマンヘルスケア	選択	1
		子どもと家族の発達支援論	選択	1
		思春期健康論	選択	1
		緩和ケア論	選択	1
		認知症高齢者ケア論	選択	1
		地域精神保健看護論	選択	1
		E B Pの探究	選択	1
		国際看護論	選択	1
		国際看護演習Ⅰ	選択	1
		国際看護演習Ⅱ	選択	1
		国際看護演習Ⅲ	選択	1
研究方法論	必修	1		
卒業研究	必修	4		

石川県立看護大学大学院学則

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
 - 第2章 学年、学期及び休業日(第7条)
 - 第3章 教育課程、履修方法等(第8条—第14条)
 - 第4章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学(第15条—第25条)
 - 第5章 授業料等(第26条)
 - 第6章 職員組織(第27条—第29条)
 - 第7章 賞罰(第30条・第31条)
 - 第8章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生(第32条)
 - 第9章 自己評価(第33条)
 - 第10章 雑則(第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 石川県立看護大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的な視点から看護学に関するより高度な理論と専門技術を教授研究するとともに、優れた研究能力と卓越した看護に関する実践力を持つ人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上及び豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

(博士課程)

第2条 本学大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分して取り扱うものとする。
- 3 博士前期課程は、学部における一般的かつ専門的教育の基礎の上に、さらに広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。
- 4 博士後期課程は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(研究科)

第3条 本学大学院に、看護学研究科を置く。

- 2 看護学研究科における課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

(専攻及び学生定員)

第4条 看護学研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学 研究科	看護学 専攻	博士前期課程	15人	30人
		博士後期課程	3人	9人

(修業年限)

第5条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年とする。

(在学期間)

第6条 博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年等に係る大学学則の準用)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日については、石川県立看護大学学則(平成23年石川県公立大学法人規程看第1号。以下「大学学則」という。)第5条から第7条までの規定を準用する。

第3章 教育課程、履修方法等

(教育課程)

第8条 看護学研究科の看護学専攻における授業科目、単位数及び履修方法は、博士前期課程にあっては別表第1、博士後期課程にあっては別表第2のとおりとする。

2 学生が修得すべき単位は、博士前期課程にあっては30単位以上、博士後期課程にあっては10単位以上とする。

3 前2項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育方法の特例)

第8条の2 看護学研究科においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位数の算定)

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げるところにより算定する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(指導教授の指導)

第10条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(履修の認定に係る大学学則の準用)

第11条 大学学則第10条及び第11条の規定は、本学大学院の履修の認定について準用する。

この場合において、第11条第1項中「卒業研究」とあるのは、「特別研究」と読み替えるものとする。

(他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用)

第12条 大学学則第12条の規定は、学生が他の大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。)の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学若しくは短期大学(以下「他の大学等」という。))又は高等専門学校」とあるのは「他の大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「60単位」とあるのは「博士前期課程では10単位、博士後期課程では4単位」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定に係る大学学則の準用)

第12条の2 大学学則第14条第1項の規程は、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(第32条に規定する科目等履修生として修得していた単位を含む。)について準用する。この場合において、同項中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「本学又は他の大学等」とあるのは「本学大学院又は他の大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により認定する単位数は、第12条の規定により認定する単位数と合わせて博士前期課程では10単位、博士後期課程では4単位を超えないものとする。

(博士前期課程の修了要件)

第13条 博士前期課程に2年以上在学して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格したものは、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、前項の修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第13条の2 博士後期課程に3年以上在学して、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格したものは、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条の3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 学長は、前項の規定により計画的な履修を認められた学生(次項において「長期履修学生」という。)

が当該履修期間の変更を申し出たときは、その変更を認めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(他大学院等における研究指導)

第13条の4 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

3 前2項の規定により受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導とみなすことができる。

(学位)

第14条 学長は、第13条第1項の規定により修了を認定した学生に対し、修士(看護学)の学位を、第13条の2の規定により修了を認定した学生に対し、博士(看護学)の学位を、それぞれ授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条第1項又は第25条第2項の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 博士前期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- 八 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 九 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 十 文部科学大臣の指定した者
- 十一 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十二 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 博士後期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、26歳に達したもの

(入学志願の手続)

第17条 本学大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者選抜試験)

第18条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。ただし、入学志願者の一部については、学力検査を免除することができる。

2 入学者選抜試験及び学力検査の免除に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学手続)

第19条 前条第1項に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(転学)

第20条 他の大学院から本学大学院に転学を希望する者があるときは、学長は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が他の大学院に在学した年数及び当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を本学大学院における在学年数又は本学大学院における授業科目の履修により修得した単位数に通算することができる。

3 他の大学院が行う入学者の選考のための試験を受けようとする学生及び他の大学院へ転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第21条 外国の大学院に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれ1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

4 休学の期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第23条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

一 在学期間又は休学の期間を経過した者

二 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者

- 三 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第25条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学又は除籍の理由が消滅したことにより再入学を希望する者は、退学又は除籍の日から3年以内に限り、学長の許可を受けて再入学することができる。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第26条 本学大学院の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は、別に定める。

第6章 職員組織

(職員)

第27条 本学大学院に、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員、技術職員その他の職員を置き、石川県立看護大学の職員をもって充てる。

2 その他大学院職員に関する事項は、学長が別に定める。

(研究科長)

第28条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

(研究科委員会の設置等)

第29条 研究科に研究科の管理運営に関する重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長は、必要があると認めるときは、研究科の授業を担当する准教授、専任の講師及び助教を研究科委員会の組織に加えることができる。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、研究科及び学部の双方に係る重要な事項に関しては、研究科委員会及び教授会が合同で審議を行うものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 研究科委員会の運営に関する事項は、学長が別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第30条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第31条 学長は、この規程その他本学大学院の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく授業に出席しない者
 - 四 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 5 前各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

第32条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生については、大学学則第40条から第43条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「大学、短期大学又は高等専門学校」及び「大学等又は高等専門学校」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第32条の2 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該学生の属する大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 自己評価

第33条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 自己評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、本学大学院の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の石川県立看護大学大学院学則第4条の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。第4条の規定にかかわらず平成30年度の博士前期課程の収容定員は25人とする。
- 2 改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の別表1は、令和8年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修することができるものとする。

別表第1 (第8条関係)

授 業 科 目		必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件		
共通科目	A	看護科学と看護理論	必修	2	(履修方法) 共通科目の必修科目から10単位、選択科目から4単位以上を修得し、かつ、専門領域の選択科目から16単位以上を修得すること。	
		看護研究	必修	2		
		データ分析方法論	選択	2		
		コンサルテーション論	選択	2		
		ケアと哲学	選択	2		
		看護教育特論	選択	2		
		看護管理特論	選択	2		
		国際看護特論Ⅰ	選択	2		
		国際看護特論Ⅱ	選択	2		
		看護福祉政策論	選択	2		
		家族看護特論	選択	2		
	B	臨床薬理学	選択	2		
		アドバンスト フィジカルアセスメント	選択	2		
		病態生理学	選択	2		
	特別研究	必修	6	(修了要件) 30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。		
健康看護学領域	看護デザイン分野	看護デザイン論	選択	2	(履修方法) 共通科目の必修科目から10単位、選択科目から4単位以上を修得し、かつ、専門領域の選択科目から16単位以上を修得すること。	
		看護デザイン特論Ⅰ	選択	2		
		看護デザイン特論Ⅱ	選択	2		
		看護デザイン演習Ⅰ	選択	2		
		看護デザイン演習Ⅱ	選択	2		
	地域・精神・保健学分野	地域看護学研究特論	選択	1		
		地域看護学特論	選択	2		
		地域看護診断・展開特論	選択	2		
		地域看護診断・展開演習	選択	2		
		健康管理学特論	選択	2		
		地域看護管理特論	選択	1		
		地域ケアシステム開発論	選択	2		
		精神保健看護特論Ⅰ	選択	2		
		精神保健看護特論Ⅱ	選択	2		
		精神保健看護演習Ⅰ	選択	2		
		精神保健看護演習Ⅱ	選択	2		
		地域看護展開実習	選択	2		
		地域看護高度実践実習【B-1】	選択	4		
		地域看護高度実践実習【B-2】	選択	2		
	地域看護管理実習	選択	2			
	看護管理学分野	看護組織論	選択	2		
		人的資源活用論	選択	2		
		看護経済・経営論	選択	2		
		看護管理学演習	選択	4		
		看護管理学実習	選択	2		
		災害実践看護学特論	選択	2		
		災害実践看護学演習	選択	4		
	災害実践看護学実習	選択	2			
	実践看護学領域	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	選択		2
			女性看護学特論Ⅱ	選択		2
女性看護学特論Ⅲ			選択	2		
女性看護学演習Ⅰ			選択	2		
女性看護学演習Ⅱ			選択	2		
子どもと家族の看護学分野		子どもの発達援助論	選択	2		
		子どものフィジカルアセスメント	選択	2		
		子どもの病態治療学特論	選択	2		
		子どもと家族の看護演習	選択	2		
		子どもと家族の援助論	選択	2		
子どもと家族のケアシステム論	選択	2				
子どもと家族の保健医療福祉特論	選択	2				
子どもと家族の保健医療福祉演習	選択	2				

授 業 科 目		必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件
実践看護学領域	子どもと家族の 看護学分野	子どもの診断・治療実習	選択	2
		小児看護専門看護師機能実習Ⅰ	選択	4
		小児看護専門看護師機能実習Ⅱ	選択	4
	成人看護学分野	成人看護学特論	選択	2
		がん看護援助論	選択	2
		がん病態治療学特論	選択	2
		緩和ケア演習Ⅰ	選択	2
		緩和ケア演習Ⅱ	選択	2
		がん看護学演習Ⅰ	選択	2
		がん看護学演習Ⅱ	選択	1
		がん看護学演習Ⅲ	選択	1
		慢性期看護学演習	選択	4
		がん看護学実習Ⅰ	選択	2
		がん看護学実習Ⅱ	選択	4
		がん看護学実習Ⅲ	選択	4
		急性期病態治療学特論	選択	2
		急性期援助論	選択	2
		急性期看護学演習	選択	4
		看護イノベーション特論	選択	2
		ビジュアル看護実践論	選択	2
	ビジュアル看護社会実装演習	選択	4	
	老年看護学分野	老年看護特論	選択	2
		高齢者健康生活論	選択	2
		老化過程と病態論	選択	2
		高齢者援助論	選択	2
		高齢者ケアシステム論	選択	2
		老年看護演習Ⅰ(慢性期看護)	選択	2
		老年看護演習Ⅱ(認知症看護)	選択	2
		老年看護実習1(慢性期看護)	選択	6
	老年看護実習2(認知症看護)	選択	4	
	在宅看護学分野	在宅看護特論	選択	2
		在宅看護演習	選択	2
		家族看護実習	選択	2
在宅看護実習		選択	2	
助産看護学領域	助産看護学分野	助産学概論	選択	1
		健康教育演習	選択	3
		助産診断・技術特論演習Ⅰ (概論・妊娠期)	選択	3
		助産診断・技術特論演習Ⅱ(分娩期)	選択	4
		助産診断・技術特論演習Ⅲ (産褥期・新生児期・乳幼児期)	選択	2
		助産診断・技術特論演習Ⅳ (ハイリスク)	選択	3
		助産管理特論	選択	2
		地域母子保健特論	選択	2
		助産実践実習Ⅰ-1(正常・継続)	選択	5
		助産実践実習Ⅰ-2(正常)	選択	3
		助産実践実習Ⅱ(ハイリスク・継続)	選択	2
		助産管理実習	選択	2

別表第2 (第8条関係)

授 業 科 目		必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件		
看護学領域	コミュニティケア・ 看護デザイン科学分 野	看護デザイン科学特論	選択	2	(履修方法) 特論から2単位以上、 演習科目から8単位以 上を修得すること。	
		看護デザイン科学演習 A	選択	4		
		看護デザイン科学演習 B	選択	4		
		コミュニティケア科学特論	選択	2		
		コミュニティケア科学演習 A	選択	4		
		コミュニティケア科学演習 B	選択	4		
	実践看護科学分野	子どもと家族・女性看護科学特論	選択	2		(修了要件) 10単位以上を修得し た上で博士論文を提 出し、審査及び最終 試験に合格するこ と。
		子どもと家族・女性看護科学演習 A	選択	4		
		子どもと家族・女性看護科学演習 B	選択	4		
		成人看護科学特論	選択	2		
		成人看護科学演習 A	選択	4		
		成人看護科学演習 B	選択	4		
		高齢者看護科学特論	選択	2		
		高齢者看護科学演習 A	選択	4		
		高齢者看護科学演習 B	選択	4		
		在宅看護科学特論	選択	2		
		在宅看護科学演習 A	選択	4		
		在宅看護科学演習 B	選択	4		

(趣旨)

第1条 県内の看護関係の団体、県民の代表者等から意見を聴取し、地域に密着した大学としての運営に資するため、石川県立看護大学に懇話会を設置する。

(組織)

第2条 懇話会の委員は、12名以内で構成するものとし、次に掲げる者のうちから、学長が委嘱する。

- (1) 医療・看護関係団体の代表者
- (2) 実習施設の代表者及び看護職の代表者
- (3) 学識経験者等
- (4) 地元代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日からその翌年度の末日までとし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 懇話会は、学長が主宰する。

(事務)

第5条 懇話会に関する事務は、大学事務局総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月5日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第35条第2項の規定に基づき、教授会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 教授会の議長は、学長とする。

2 学長に事故あるときは、学則第30条第2項の規定により副学長を置く場合には副学長が、副学長を置かない場合にはあらかじめ学長の指名する教授がその職務を代理する。

(会議)

第3条 教授会は、学長が必要と認めるときは、会議を開く。

2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上の者から教授会の招集の要求があるときは、臨時の会議を開かなければならない。

(定足数)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第5条 教授会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上で決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 事務局長は、会議に出席し、議事について発言することができる。

(専門委員会)

第7条 教授会は、専門の事項を調査し、又は審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(議事録)

第8条 教授会は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第10条 学則及びこの規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第29条第4項の規定に基づき、研究科委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会の構成員は、研究科長及び研究科の研究指導を担当する教授とする。

2 研究科委員会の議長は、研究科長とする。

3 研究科長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名する教授がその職務を代理する。

(会議)

第3条 研究科委員会は、研究科長が必要と認めるとき、又は学長が必要と認めるときは、会議を開く。

2 研究科長は、研究科委員会の構成員の3分の1以上の者から研究科委員会の招集の要求があるときは、臨時の会議を開かなければならない。

(定足数)

第4条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第5条 研究科委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科委員会が特に重要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上で決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 大学事務局長は、会議に出席し、議事について発言することができる。

(専門部会等)

第7条 研究科委員会は、専門の事項を調査し、又は審議させるため、委員会を置くことができる。

(議事録)

第8条 研究科委員会は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 研究科委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第10条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学学生の厚生補導及び学生生活の支援に関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 学生の身分に関する事項
- 二 学生の福利厚生に関する事項
- 三 学生の課外活動に関する事項
- 四 学生の進路指導に関する事項
- 五 学生の心身の健康に関する事項
- 六 学生の学習支援に関する事項
- 七 新入生・学年別ガイダンスに関する事項
- 八 その他学生の厚生補導に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 各大講座から推薦された講師以上の専任教員
- 三 学年担任
- 四 大学事務局長が推薦する事務局職員
- 五 その他、学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学生部長とする。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議するため必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

6-1 石川県立看護大学学年担任専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学学生委員会規程第9条第2項の規定に基づき、学年担任専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

担任学生の学習支援、進路相談、悩み相談、健康支援に関する事項を調査・審議する。

3 学生委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を学生委員会に報告するものとする。

4 組織

(1) 学生委員会委員長（以下「委員長」という。）

(2) 専任教員の中から委員長が指名する者とし、原則1年次担任は3人、2年次から4年次担任は各2人とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

6-2 石川県立看護大学学生相談専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学学生委員会規程第10条第2項の規定に基づき、学生相談専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

学年担任の枠を超えた学生相談に関する事項を調査・審議する。

3 学生委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を学生委員会に報告するものとする。

4 組織

- (1) 学生委員会委員長（以下「委員長」という。）
- (2) 助教以上の専任教員の中から委員長が指名する者とする。
- (3) 保健室担当者

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

6-3 石川県立看護大学進路支援専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学学生委員会規程第11条第2項の規定に基づき、進路支援専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

学生の進路支援に関する事項を調査・審議する。

3 学生委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を学生委員会に報告するものとする。

4 組織

看護専門領域の各大講座から推薦された講師以上の専任教員とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の教務に関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 科目の履修に関する事項
- 三 単位の認定に関する事項
- 四 卒業の認定に関する事項
- 五 その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学部長
- 二 人間科学領域の講師以上の専任教員のうちから互選された者
- 三 看護専門領域の各小講座から推薦された講師以上の専任教員
- 四 事務局長が推薦する事務局職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じてその他の専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

7-1 石川県立看護大学フィールド実習専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学教務委員会規程第9条の規定に基づき、フィールド実習専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

学生のフィールド実習科目の計画・実施・評価に関する事項を調査・審議する。

3 教務委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を教務委員会に報告するものとする。

4 組織

- (1) 教務委員会委員の中から教務委員長（以下「委員長」という。）が指名する者
- (2) 各大講座から推薦された専任教員

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

7-2 石川県立看護大学看護学実習専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学教務委員会規程第9条の規定に基づき、看護学実習専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

看護学実習に関し、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 実習の組み合わせに関する事項
- (2) 各分野の実習を通じた共通課題に関する事項

3 教務委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を教務委員会に報告するものとする。

4 組織

- (1) 教務委員会委員の中から教務委員長（以下「委員長」という。）が指名する者
- (2) 看護学の各小講座から推薦された専任教員

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学入学者選抜規程第5条第2項の規定に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 学生募集に関する事項
- 二 入学者の選抜に関する事項
- 三 大学入学共通テストに関する事項
- 四 入学者選抜試験の実施に関する事項
- 五 その他入学者選抜試験に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長、研究科長、看護キャリア支援センター長、広報委員長
- 三 入学試験委員長が推薦する専任教員
- 四 大学事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

8-1 石川県立看護大学入学試験実施専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学入学試験委員会規程第9条第2項の規定に基づき、入学試験実施専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

- (1) 看護学部入学試験の準備・実施体制、当日運営に関する事項
- (2) 看護学研究科入学試験の準備・実施体制、当日運営に関する事項
- (3) 入学共通テストの準備・実施体制、当日運営に関する事項
- (4) 看護キャリア支援センターが実施する認定看護師教育課程入学試験に関する事項の支援

3 入学試験委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を入学試験委員会に報告するものとする。

4 組織

- (1) 入学試験委員会委員の中から互選された者
- (2) 各小講座から推薦された専任教員

5 部会長

専門部会に部会長を置き、部会員の中から入学試験委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

8-2 石川県立看護大学入学試験評価専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学入学試験委員会規程第9条第2項の規定に基づき、入学試験評価専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

- (1) 学生の募集全般にかかわる事項の評価に関すること。
- (2) 看護学部入学試験の選抜方針・選抜方法、実施体制等の評価に関すること。
- (3) 看護学研究科入学試験の選抜方針・選抜方法、実施体制等の評価に関すること。
- (4) 入学共通テストの準備、実施体制等の評価に関すること。

3 入学試験委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を入学試験委員会に報告するものとする。

4 組織

- (1) 入学試験委員会の委員の中から互選された者
- (2) 入試委員長が推薦する専任教員

5 部会長

専門部会に部会長を置き、部会員の中から入学試験委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

8-3 石川県立看護大学入学試験作問専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学入学試験委員会規程第9条第2項の規定に基づき、選抜専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

- (1) 看護学部入学試験問題の作成・採点に関する事項
- (2) 看護学研究科入学試験問題の作成・採点に関する事項

3 入学試験委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を入学試験委員長に報告するものとする。

4 組織

- (1) 入学試験委員会委員の中から互選された者
- (2) 入学試験委員長が推薦する専任教員

5 部会長

専門部会に部会長を置き、部会員の中から入学試験委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、令和5年5月8日から施行する。

石川県立看護大学研究推進委員会規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第9号

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の学術の推進に関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 研究活動の推進に関する事項
- 二 その他研究活動に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学長の指名する講師以上の専任教員をもって組織し、5名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する者とする。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見

を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じてその他の専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 委員会の委員の中から互選された者

二 専任教員の中から委員長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月7日から施行する。

9-1 石川県立看護大学学内研究助成専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学研究推進委員会規程第9条の規定に基づき、学内研究助成に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

専門部会は、学内研究助成に関する事項を調査・審議する。

3 組織

専門部会は、研究推進委員長が推薦する教授5名以内で組織する。

4 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、研究推進委員長が指名する。

6 部会員以外の者の出席

部会長は、必要があると認める場合は、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

7 事務

専門部会の事務は、大学事務局において処理する。

付 記

この要項は、令和2年7月7日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の広報に関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 広報の企画、立案及び実施に関する事項
- 二 高校の説明会、模擬授業に関する事項
- 三 オープンキャンパスに関する事項
- 四 その他広報活動に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 役職者の中から学長が指名する者
- 二 事務局職員の中から事務局長が指名する者
- 三 その他、学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員会の委員の中から互選された者
- 二 専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の国際交流に関する事項を審議するため、石川県立看護大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 外国人留学生の受入れに関する事項
- 二 学生の海外留学に関する事項
- 三 その他学生の国際交流に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各大講座から推薦された講師以上の専任教員
- 二 その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 委員会の委員の中から互選された者

二 専任教員の中から委員長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月2日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の情報システムに関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学情報システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 Web情報システムの管理及び運営に関する事項
- 二 Web登録情報システムの管理及び運営に関する事項
- 三 利用者に対する幅広い教育に関する事項
- 四 その他情報システムに関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各大講座から推薦された専任教員
- 二 その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員会の委員の中から互選された者
- 二 専任教員の中から委員長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学で行なわれる調査・研究、及び本学に所属する者が行う調査・研究について、ヘルシンキ宣言（1964年WMA採択、以下順次修正）の趣旨に沿って倫理上の指針を与えることを目的とし、検討・審査するため、石川県立看護大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査対象及び審査方針)

第2条 委員会は、前条の目的に従い、調査・研究の実施責任者から申請された実施計画、及び成果の公表予定の内容等について、倫理的及び科学的観点から当該研究に係る研究機関、及び研究者などの利益相反に関する情報も含め、特に次の各号に掲げるところに留意し中立的かつ公正に審査し、学長に報告する。

- 一 調査・研究の対象となる個人の人権の擁護
- 二 調査・研究の実施によって生ずる個人の不利益並びに危険性に対する配慮
- 三 調査・研究の対象となる者（本人又は家族）の理解と同意

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員5名以上をもって組織する。

- 一 専任教員の中から学長が指名する者
 - 二 その他学長が委嘱する外部の有識者
 - 三 男性及び女性がそれぞれ複数含まれていなければならない。
- 2 前項に規定する委員には、次に掲げる者を含むものとする。
- 一 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
 - 二 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
 - 三 一般の立場から意見を述べることのできる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選でこれを選出し、その後学長が承認する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会は、第2条の実施責任者に対して、委員会の場で、申請内容等について説明及び意見を求める場合がある。

3 委員が申請をしたときは、その案件について審査に加わることはできない。

4 委員会は、審査の必要に応じて関係者又は委員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は、次に掲げる審査について、第1項の規定にかかわらず委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査の結果はすべての委員に報告されなければならない。

- 一 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- 二 既に承認された研究計画書等の軽微な変更に関する審査
- 三 その他、委員会における審議が必要でない研究計画の審査
- 四 その他、倫理委員会が定める事項

(判定)

第7条 審査の判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表明をもって行う。

- 一 承認
- 二 不承認
- 三 継続審査
- 四 停止
- 五 中止

2 迅速審査の判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表明をもって行う。

- 一 承認
- 二 不承認
- 三 継続審査
- 四 停止
- 五 中止

3 審査経過及び判定は記録として保存し、実施計画が対象者に対し侵襲を伴って介入する場合であって委員会が必要と認めた場合は公表することができる。

(申請手続及び判定通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、所定の倫理審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、申請を受理したときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは所定の審査結果通知書をもって申請者に通知するものとする。

(実施制限及び再審査)

第9条 実施責任者は、審査結果通知書による承認を経た後でなければ、当該調査・研究を実施することはできない。

2 実施責任者は、審査結果に異議あるときは、再審査を請求することができる。

(審査結果の証明)

第10条 医学的研究にかかる論文の雑誌掲載等において必要な倫理審査結果の証明は、第6条と第7条に定める審査を受けた実施計画と当該研究の同一性を確認したうえで行う。

2 多機関共同研究に必要な倫理審査結果の証明も、第10条第1項と同様に行う。

(遵守事項)

第11条 実施責任者は、本規定の第11条に基づき、石川県立看護大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する業務手順書を遵守しなければならない。

2 当該実施計画の実施責任者と分担者は、臨床研究法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、医薬品GCP (Good Clinical Practice) ・医療機器GCP ・再生医療など製品GCP省令、研究倫理指針(人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス) を遵守しなければならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

石川県立看護大学コンプライアンス委員会設置規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第13-2号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第7条第1項（平成27年法人規程法第58号）、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第61号）第5条第1項並びに石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針（平成27年法人規程法第59号）第8条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学コンプライアンス（法令遵守）委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行い、学長に報告する。

一 研究活動上の不正行為関係

ア 石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程第6条第1項に規定する予備調査の実施に関すること。

イ 研究倫理教育の実施に関すること。

ウ 研究倫理に関する情報の収集・周知に関すること。

エ その他研究活動における不正行為への対応に当たり必要な事項に関すること。

二 公的研究費関係

ア 公的研究費の運営及び管理に係る審議に関すること。

イ その他公的研究費の適正な運営及び管理に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 研究科長

二 学長が指名する教員

三 大学事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、研究科長とする（石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第6条第1項に規定する研究倫理教育責任者）。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護)

第9条 委員がその職務を遂行するに当たっては、教職員、学生及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第10条 委員会に、専門事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 委員会の委員の中から互選された者

二 専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第36条第3項の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌その他教育研究に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を、本学の教職員、学生等の利用に供し、もって、その教育研究の発展に資するとともに、生涯学習の振興及び地域の文化の向上に貢献することを目的とする。

(附属図書館長)

第3条 学則第36条第2項に定める附属図書館長（以下「館長」という。）は、図書館に関する業務を統括する。

2 館長の選考については、別に定める。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、長期休業中は午前9時から午後5時までとする。なお、土曜日は、午前10時から午後6時までとする。

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認める場合は、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 石川県立看護大学（以下「本学」という。）の開学記念日
- 四 12月28日から翌年1月4日まで
- 五 特別整理期間

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の休館日を臨時に変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

第2章 館内利用

(利用者の範囲)

第7条 図書館を利用することができる者（以下「館内利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。）
- 二 本学の大学院生
- 三 本学の学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生等を含む。以下同じ。）
- 四 本学の卒業生（修了生を含む。以下同じ。）
- 五 石川県内に居住する満18歳以上の者
- 六 石川県内に所在する事業所に勤務する者
- 七 その他館長が許可した者

2 前項第4号から第7号に掲げる者が図書館に入館しようとするときは、係員に身分証明書等を提示し、図書館利用申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(閲覧)

第8条 図書館資料は、図書館内の所定の場所において閲覧することができる。

2 前項の場所は、本学の学生を除き、閲覧以外の目的で利用することができない。

(視聴覚資料)

第9条 第7条第1項第4号から第7号に掲げる者が、視聴覚資料を利用しようとするときは、第14条第3項に定める特別利用証を係員に提示しなければならない。

2 視聴覚資料の利用手続等については、別に定める。

(複写)

第10条 図書館資料を複写しようとする館内利用者は、図書館資料複写申込書（様式第2号）を館長へ提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 教育研究を目的とする場合
- 二 著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に反しない場合

3 図書館資料の複写については、図書館内の複写機を利用することができる。ただし、複写に要する費用は、複写機を利用する者の負担とする。

(他館への文献複写依頼)

第11条 本学の教職員、大学院生、学生は、他館への文献複写依頼を行うことができる。

2 前項の手続きに関する経費は、依頼者の負担とする。

(複写物の利用上の責任)

第12条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

第3章 館外利用

(利用者の範囲)

第13条 図書館資料の図書館外での貸出（以下「貸出」という。）を受けることができる者（以下「貸出利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の教職員
- 二 本学の大学院生
- 三 本学の学生（本学の科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生等を含む。）
- 四 本学の卒業生（石川県外に在住する者も含む。）
- 五 石川県内に居住する満18歳以上の者
- 六 石川県内に所在する事業所に勤務する者
- 七 その他館長が許可した者

2 前項第4号から第7号に掲げる者が図書館資料の貸出を受けようとするときは、特別利用証交付申込書（様式第3号）を館長へ提出し、特別利用証の交付を受けなければならない。

(貸出手続)

第14条 図書館資料の貸出を受けようとする者は、次に掲げる身分証明書等を係員に提示しなければならない。

- 一 前条第1項第1号に掲げる者利用証
- 二 前条第1項第2号及び第3号に掲げる者学生証
- 三 前条第1項第4号から第7号に掲げる者特別利用証

2 特別利用証の有効期間は、1年とする。

(貸出の数及び期間)

第15条 貸出を受けることができる図書館資料の数(未返却図書館資料の数を含む。)及びその貸出期間は、次のとおりとする。

- 一 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる者 20冊以内1月以内
- 二 第13条第1項第3号に掲げる者 10冊以内2週間以内
- 三 第13条第1項第4号に掲げる者 館長が定めるものとする
- 四 第13条第1項第5号に掲げる者 3冊以内2週間以内
- 五 第13条第1項第6号から第7号に掲げる者 5冊以内2週間以内

2 館長は、図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項に定める数又は期間中であっても、貸出利用者に対し返却を命ずることができる。

(特別貸出)

第16条 館長は、本学の教員に限り、教育研究の目的で特に必要があると認めるときは、前条の数及び期間を変更して貸出をすることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の貸出をする場合について準用する。

(長期特別貸出)

第17条 本学の教員が教員研究室等において、次の各号に掲げる図書館資料を利用するときは、第15条第1項に定める貸出数及び貸出期間を変更して貸出をすることができる。

一 本学の教員研究費により購入した図書館資料

二 教員研究室等に備え付けることを指定されて寄贈又は寄託された図書館資料

2 前項の図書館資料は、他に利用を希望する利用者があるときは、貸出を受けている者の教育研究に支障がない限り、当該希望者に利用させなければならない。

3 第1項の図書館資料の貸出期間は、1年以内とする。ただし、貸出期間の延長を希望する場合は、所定の手続を行わなければならない。

(貸出の予約)

第18条 貸出利用者は、貸出を希望する図書館資料が貸出中であるときは、貸出の予約をすることができる。

2 前項の予約を行った貸出利用者に対しては、優先して貸出を行うものとする。

(貸出期間の更新)

第19条 貸出利用者は、貸出期間後も引き続き貸出しを希望する場合は、当該図書館資料を提示し、所定の手続を行うことにより、第15条に定める貸出期間内において1回に限り貸出を更新することができる。

2 前項の更新は、当該図書館資料について前条の予約がされている場合は、行うことができない。

(貸出の制限)

第20条 次の各号に掲げる図書館資料は、貸出をすることができない。

一 禁帯出の表示がされている図書

二 その他館長が貸出を不相当と認めたもの

(貸出の停止)

第21条 館長は、貸出利用者が、次の各号の一に該当するときは、貸出を一定期間停止することができる。

一 図書館資料を期限内に返却しないとき

二 図書館資料を他人に転貸したとき

三 第14条第3項に定める特別利用証を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用したとき

四 偽りその他の不正の手段により特別利用証の交付を受けたとき

五 その他館長が必要であると認めたとき

(検索等)

第22条 図書館を利用する者は、学術に関する調査研究のため、図書館に設置された端末機を利用して情報を検索することができる。

2 図書館の閉架書庫に入室し、図書を検索することができる者は、本学の教職員及び大学院生その他館長が許可した者とする。

第4章 相互協力等

(相互協力)

第23条 館長は、第2条に規定する目的のために必要があると認める場合は、他の大学図書館等と相互に協力することができる。

(相互利用)

第24条 貸出利用者は、他の大学図書館等の利用について斡旋を依頼することができる。

2 他の大学図書館等から本学の図書館資料について利用の依頼があった場合は、本学の教育研究に支障のない範囲内において応ずることができる。

3 前2項の利用を行うために要する経費は、当該利用者又は依頼者の負担とする。

第5章 寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第25条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書館資料の管理は、特に寄託者から指定があった場合を除き、図書館の所有する図書館資料に準じて行うものとする。

第6章 蔵書点検及び図書の廃棄

(蔵書点検及び図書の廃棄)

第26条 図書館は、毎年1回蔵書の点検を行うものとする。

2 利用に耐えないと認められる図書館資料は、所定の手続を経て廃棄することができる。

3 廃棄基準については、別に定める。

第7章 雑則

(がんばROOMの利用)

第27条 がんばROOMは、原則として本学の教職員、大学院生、学生のグループで利用することができる。

2 前項の利用者は、がんばROOM利用申込書(様式第4号)を館長へ提出しなければならない。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定めるものとする。

(遵守事項)

第29条 利用者は、図書館内においては、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- 一 機器又は施設を汚損、き損しないこと
- 二 施設の利用にあたり、許可された目的以外の用途に使用しないこと
- 三 掲示又は張り紙をしないこと
- 四 館内で飲食、喫煙をしないこと
- 五 その他、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと

2 利用者は、図書館に関する規定、著作権法及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律等を遵守しなければならない。

(弁償責任)

第30条 利用者は、資料を紛失又はき損したとき、若しくは機器又は設備を汚損、き損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の者に対して弁償を求めることができるものとする。

(罰則)

第31条 館長は、図書館に関する規定等又は係員の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属図書館（以下「図書館」という。）規程第4条第2項の規定に基づき、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 図書館の管理及び運営に関する事項
- 二 図書等の整備に関する事項
- 三 図書館情報システムの管理及び運営に関する事項
- 四 その他図書館に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属図書館長（以下「図書館長」という。）
- 二 各大講座から推薦された講師以上の専任教員
- 三 大学事務局総務課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、図書館長とする。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じてその他の専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 委員会の委員の中から互選された者

二 専任教員の中から委員長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、附属図書館において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学及び本学教員による教育の質的向上を図る活動を推進するために、石川県立看護大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 教育方法等の調査・検討に関する事項
- 二 授業評価に関する事項
- 三 教育の質向上に資する研修会等の実施に関する事項
- 四 その他FDの推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各大講座の中から推薦された教授、准教授、または講師
- 二 その他、学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、教育研究水準の向上を図り、学則第1条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行う石川県立看護大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 自己評価の組織に関する事項
- 二 自己評価の目的及び対象に関する事項
- 三 自己評価の方法に関する事項
- 四 自己評価の実施及び公表に関する事項
- 五 その他自己評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 研究科長
- 四 学生部長
- 五 附属図書館長
- 六 附属地域ケア総合センター長
- 七 附属看護キャリア支援センター長
- 八 各大講座の中から学長が指名する教授
- 九 その他、学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

17-1 石川県立看護大学教員評価検討専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学自己点検評価委員会規程第10条第1項の規定に基づき、教員評価検討専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

教員評価の検討に関する事項を調査・審議する。

3 自己点検評価委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を自己点検評価委員会に報告するものとする。

4 組織

各大講座が推薦する准教授以上の専任教員

ただし、そのうち2人は自己点検評価委員会委員とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、自己点検評価委員会委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

17-2 石川県立看護大学年報・自己点検評価専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学自己点検評価委員会規程第9条第2項の規定に基づき、年報・自己点検評価専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

年報及び自己点検評価教員評価に関する事項を調査・審議する。

3 自己点検評価委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を自己点検評価委員会に報告するものとする。

4 組織

(1) 各大講座から推薦された講師以上の専任教員

ただし、そのうち2人は自己点検評価委員会委員とする。

(2) 専任教員の中から委員長が指名する者

5 部会長

専門部会に部会長を置き、自己点検評価委員会委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、事務局教務学生課において処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学広報委員会規程第2条の規定に基づき、石川県立看護大学広報委員会が、広報活動の一環としてインターネット上に提供する石川県立看護大学公式ホームページ（以下「HP」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(HPの定義)

第2条 HPは、学内に設置されたサーバから学内外に発信される各Webページの総体をいう。

(Webページの作成資格)

第3条 Webページを作成する資格を有する者は、下記の各号の何れかに定める者とする。

- (1) 本学教員
- (2) 大学事務局職員のうち大学事務局長が指定する職員
- (3) 本学学生及び研究生のうち、指導教員の承認を得た者
- (4) その他広報委員会が特に認めた者

(作成責任等)

第4条 Webページの管理・運営における作成責任については次のとおりとする。

- (1) 各ホームページの開設にあたっては、責任の所在及び連絡先を当該Webページ上で明示しなければならない。（基本的に事務局を連絡先とする。）ただし、学生を連絡先としたものは許可しない。
- (2) 作成主体（前条各号に該当する者のうち、Webページを作成する者。ただし、前条第3号に定める者が作成するWebページについては、当該研究室を所管する指導教員とする。）は、それぞれが作成したWebページの維持管理及び各Webページに記載した内容に責任を負う。情報の内容は、適切性、正確性、迅速性に留意し、作成・更新等の作業は原則として情報を提供する組織の代表者が責任をもって行う。
- (3) 原則として、情報の主体となる作成主体が、原稿作成を行い広報委員会の承認を経て発信を行う。なお、緊急性の高い情報は、学長決裁を経て発信し、ホームページ部会を経て広報委員会に事後報告を行う。

但し、入試委員会から生じる情報発信については、上記によらず、学長決裁を経て情報発信を行う。

(作成・更新等)

第5条 Webページの作成・更新等には、以下のことに留意して行うものとする

る。

(1) 次の事項は掲載してはならない。

ア 公序良俗に反し、またはその恐れのあるもの

イ 人権及びプライバシーを侵害し、またはその恐れのあるもの

ウ 個人又は団体を誹謗中傷し、またはその恐れのあるもの

エ 営利を目的とするもの

オ 著作権又は著作権を侵害し、またはその恐れのあるもの

カ 前各号に係る情報源へのアクセス方法に関するもの

キ その他本学の広報活動を推進するうえで不相当と認められるもの

(2) 更新作業は、第4条(2)に従う。

(3) 作成主体が学内にて新規にWebページ開設を行う場合、事前に広報委員長にWebページ新規開設申請書(別記様式1)により申請を行い、承認を受けなければならない。また、承認を受けた者が情報提供を終了する場合は、広報委員会へWebページ取止め届(別記様式2)を提出しなければならない。

(アクセス権の付与)

第6条 WWWサーバへのアクセス権は、広報委員長が指定する者に与える。

(リンクの対応)

第7条 HPへの学内外からのリンク依頼については、以下のとおりとする。

(1) 学外へのリンクについては、公益性が高くかつ本学にとって有益であると認められるものについて広報委員長が承認する。個人、営利法人等への直接のリンクは承認しない。

(2) 学外ホームページからHPへのリンクは、原則として規制を設けない。

(改善の勧告及びリンク停止措置)

第8条 広報委員会において、HPに掲載又はリンクされた情報が、第5条(1)のア～キに該当する内容であると判断したときは、広報委員会はその情報の作成主体に対して改善の勧告若しくは、リンク停止措置を行うことができる。

(問い合わせへの対応)

第9条 利用者からの問い合わせについては、当該各作成主体において迅速に対処すること。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第19号

(目的)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における学生（大学院生及び研究生並びに本学が実施する講座等の履修生及び研修生を含む。）、教職員（非常勤講師を含む。）及び関係者に関するキャンパス・ハラスメントの防止及びキャンパス・ハラスメントに起因する問題に適切に対処するための措置について必要な事項を定め、もって本学で学び働く者が互いに尊重し合い快適な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 キャンパス・ハラスメントとは、本学において相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む。）によって、相手を不快又は不愉快にさせたり、不利益や損害を与えるものをいい、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントがある。

2 セクシャル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、性的な言動等によって相手方の意に反して、不快感、困惑、身体的・精神的苦痛を生じさせることをいう。

3 アカデミック・ハラスメントとは、研究・教育の場において、優位な立場や権限を利用して、他の教職員及び学生の教育研究や学業の妨害等にいたる不適切な言動や差別的な待遇等をいう。

4 パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

5 モラル・ハラスメントとは、言葉や態度等により職務上の上下の関係がなくても、人の心を傷つけ心が壊れるまで貶めてしまう精神的暴力をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、キャンパス・ハラスメントをしないよう、また他者のキャンパス・ハラスメントを容認したり助長したりすることのないよう、自らの発言や行動に十分注意しなければならない。

2 教職員及び学生は、キャンパス・ハラスメントがない良好な修学、就労の環境の維持、確立に努めなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に務めるとともに、キャンパス・ハラスメントに起因する問題に対する措置に関し総括する。

(相談員)

第5条 キャンパス・ハラスメントに関する苦情の申し出又は相談に対応するため、相

談員を置く。

- 2 相談員は、本学の教職員の中から学長が任命する。ただし、構成員の性別が偏らないよう配慮する。
- 3 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。相談員の氏名、所属及び連絡方法は学内に公表する。

(相談員の任務)

第6条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する苦情の申し出・相談があった場合、申し出た者のプライバシーに十分配慮しながら誠意をもってこれに応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (2) 相談・苦情の具体的事項及び対応状況を記録し、関係者のプライバシーを侵害しない限りにおいて第7条第4項に規定する委員長（以下「委員長」という。）に報告すること。
- (3) 事態が重大で緊急に改善措置が必要と認めるときは、直ちに学長に報告する。

(キャンパス・ハラスメント委員会)

第7条 学長は、キャンパス・ハラスメントの防止及びキャンパス・ハラスメントに起因する問題に対応するため、キャンパス・ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学生部長
- (3) 大学事務局長
- (4) 本学の教職員の中で学長が指名する者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認める場合、委員以外の者の出席を求めることができる。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 キャンパス・ハラスメントの当事者である委員は委員会に出席できない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長に事故あるときは、学生部長をもって充てる。

(委員会の任務)

第8条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止のための啓発を行うこと。
- (2) キャンパス・ハラスメントの相談・苦情に対応すること。
- (3) 相談員、その他関係者からキャンパス・ハラスメントに関する報告・相談があった場合は会議を開催し、報告・相談者に対し指導を行うこと。

- (4) キャンパス・ハラスメントが生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、その事実関係に関し調査を行うこと。
 - (5) 前号の調査を行うため、当事者等の同意のもとで事情を説明し、又は参考資料の提出を求めること。
 - (6) キャンパス・ハラスメントに起因する問題の解決及び被害の救済に必要な措置、環境の改善に関すること。
- 2 委員会は、前項の任務を遂行するため、本学の教職員に調査等の業務を行わせることができる。

(キャンパス・ハラスメント行為に対する措置)

第9条 学長は、委員会の検討結果、修学上又は就労上の環境を改善する必要があると認めるときは、適切な措置を講ずる。

2 学長は、前項のほか、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除のために必要な措置を講ずる。

3 前2項において、学長は、必要に応じ、本学の教職員に必要な調査及び処理の業務を行わせることができる。

(プライバシーの保護)

第10条 キャンパス・ハラスメントに関する対応に当たる者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、大学事務局総務課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省第1号)、(以下「法例等」という。)に基づき、石川県立看護大学(以下「本学」という。)における遺伝子組換え生物等の第二種使用等実験(以下「実験」という。)に関し、実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。ただし、法に規定する第一種使用に当たっては、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)の定めるところによる。

(安全確保業務の総括)

第2条 石川県立看護大学学長は、本学における実験において、生物の多様性の確保及び、安全確保に関して総括した責任を負う。

(遺伝子組換え実験等安全委員会の設置)

第3条 本学に石川県立看護大学遺伝子組換え実験等安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

(安全委員会の組織)

第4条 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 遺伝子組換え実験等の経験を有する本学教員
 - 二 前号以外の本学の教員の中から学長が指名する者
 - 三 その他学長が委嘱する遺伝子組換え実験等に精通する有識者
- 2 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 安全委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 安全委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 6 安全委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

(安全委員会の任務)

第5条 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、学長に対し助言又は勧告を行うものとする。

- 一 実験に関する学内規程等の制定改廃に関する事項
- 二 実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性に関する事項
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- 四 実験施設及び設備の認定に関する事項
- 五 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- 六 その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関して必要な事項

2 安全委員会は、必要に応じ、第6条第1項に規定する実験責任者に対し、報告を求めることができる。

3 安全委員会は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- 一 実験が法令等及びこの規程に従って、適正に遂行されているか否かを確認すること。
- 二 実験責任者に対し、指導助言を行うこと。
- 三 実験計画の承認申請に当たり、あらかじめ内容を審査すること。
- 四 実験計画の承認審査の結果を速やかに学長に報告すること。
- 五 その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関する必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第6条 実験を計画し、実施しようとするときは、実験従事者のうちから、実験計画ごとに当該実験全体の適切な管理監督に当たる実験責任者を置かなければならない。

2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術に習熟した者でなければならない。

3 実験責任者は、実験の実施に当たり遺伝子組換え(第二種使用等)実験計画承認申請書(別記様式第1号)、遺伝子組換え実験計画書(別記様式第2号)を安全委員会に提出し、その承認を得なければならない(以下「機関承認実験」という。)。ただし、第6項の機関届出実験に係るものは除く。また、実験計画を変更しようとする場合は、実験責任者は、遺伝子組換え(第二種使用等)実験計画変更申請書(別記様式第1号)を安全委員会に提出し、その承認を得なければならない。

4 実験責任者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- 一 安全委員会との緊密な連絡の下に、法令等及びこの規程を遵守し、実験全体の適切な管理監督に当たること。
- 二 実施した実験の内容を記録する遺伝子組換え実験実施記録簿(別記様式第3号)を備え、これを所定の期間ごとに安全委員会の閲覧に供すること。
- 三 実験従事者に対して、当該実験の実施に当たり必要な教育訓練及び指導を行うこと。
- 四 その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関して必要な事項を実施する

こと。

- 5 本学の実験施設及び設備を利用して他の研究機関等の研究者等と共同実験を行う場合には、本学の教員を実験責任者にするものとする。
- 6 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年 文部科学省・環境省令第1号）第5条によって定義されるP1かつB1又はP1かつB2の実験を機関届出実験とする。機関届出実験に係る実験計画については、あらかじめ、安全委員会に届出るものとする。

（実験従事者）

- 第7条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に努めなければならない。
- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、遺伝子組換え実験及び病原微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法並びに関連する技術に精通し、習熟していなければならない。
 - 3 実験従事者は、自己の担当する実験を終了したとき、又は中止する必要が生じたときは速やかにその結果又は状況等を実験責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

（実験計画の審査及び承認）

- 第8条 安全委員会は、第6条第3項の規定による遺伝子組換え（第二種使用等）実験計画申請書等を受理したときは、速やかに安全委員会の審議を経て、その可否を決定するものとする。この場合、文部科学大臣の拡散防止措置の確認及びこれにもとづく学長の承認を得ることが必要である実験（以下「大臣確認実験」という。）を行おうとする場合、あらかじめ法第十三条の規定に従い第二種使用等拡散防止措置確認申請書を文部科学大臣に申請しなければならない（別記様式第4号）。
- 2 安全委員会は、法令等及びこの規程に定める安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に対する適合性を基準として実験計画を審査するものとする。

（実験の終了又は中止等）

- 第9条 実験責任者は、承認を受けた実験を終了し、又は中止したときは、遅延なく、遺伝子組換え実験（第二種使用等）終了（中止）報告書（別記様式第5号）を安全委員会に提出しなければならない。この場合、法第十三条に規定のある大臣確認実験の結果について報告を行うこととされたものにあつては、当該実験終了後に第二種使用等の結果報告書を安全委員会に提出し、安全委員会は文部科学省研究振興局長に報告することとする（別記様式第6号）。
- 2 実験責任者は、承認を受けた実験期間を延長して実験の継続を必要とする場合には、遺伝子組換え実験（第二種使用等）継続申請書（別記様式第1号）を安全委員会に提出し、その承認を得なければならない。
 - 3 第8条第1項前段の規定は、遺伝子組換え実験継続申請の審査及び承認に準用する。

(実験従事者の健康管理)

第10条 安全委員会は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。ただし、当該健康診断は、本学が行う一般定期健康診断をもって代えることができる。

2 安全委員会は、実験従事者が病原微生物を取扱う場合には、当該実験開始前に、安全委員会の審査結果に基づき、必要に応じ、実験従事者に対し予防接種を行い、抗生物質、ワクチン、血清等を準備しなければならない。この場合において、実験開始後6か月を超えない期間ごとに特別定期健康診断を行うものとする。

3 安全委員会は、実験室内感染が疑われる場合には、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講じなければならない。

4 安全委員会は、実験従事者に、次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、臨時に健康診断を行う等の適切な措置を講じなければならない。

一 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。

二 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染されたとき。

三 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

5 安全委員会は、健康診断の結果を記録し、保存しなければならない。

(施設及び設備の管理)

第11条 安全委員会は、遺伝子組換え生物等を実験施設及び設備内に封じ込め、外界への拡散、実験従事者その他の者への伝播を防止するため、実験施設及び設備を法令等及びこの規程に定めるところにより管理保全するものとする。

2 実験責任者は、実験中における実験施設への関係者外の者の立ち入りについて、必要に応じ、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

3 安全委員会は、P2、P2A及びP2Pレベル以上の実験を行う場合、当該実験の拡散防止措置のレベルの条件を満たすレベルを施設及び設備に表示しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第12条 遺伝子組換え生物等の取扱いに当たっては、法令等に定められた拡散防止措置を厳守するほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 遺伝子組換え生物等は、所定の貯蔵庫に保管し、実験責任者が管理するとともに、明細目録を作成し、これを保存すること。

二 遺伝子組換え生物等によって汚染された廃棄物は、廃棄前に消毒その他の適当な処理方法によって崩壊又は死滅させること。

三 遺伝子組換え生物等を実験施設外へ搬出し、又は実験施設内へ搬入する際は、堅固で安全な容器に密封して運搬すること。

- 2 実験責任者は、第二種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲受又は譲渡した場合は、遺伝子組換え生物等の（譲受・譲渡）報告書（別記様式第7号）により安全委員会に報告しなければならない。

（緊急事態発生時の措置）

第13条 地震、火災その他の災害により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、生物災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに実験責任者又は安全委員会に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた実験責任者又は安全委員会は、相互連絡の下に状況を判断し、立入禁止、消毒等の必要に応じた措置を講じるとともに、安全委員会にあっては、その状況又は結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、第1項に規定する汚染の発生があった場合には、直ちにその旨を文部科学省学術国際局長に報告しなければならない。

（事故の報告）

第14条 実験従事者は、次の各号の一に該当する事実があったときは、直ちに実験責任者及び安全委員会を経て学長に報告しなければならない。

- 一 遺伝子組換え生物等が紛失したとき。
- 二 実験施設が遺伝子組換え生物等により著しく汚染されたとき。
- 三 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
- 四 その他遺伝子組換え生物等により身体に異常を認めたとき。

（承認取消し等）

第15条 安全委員会は、実験責任者又は実験従事者が法令等及びこの規程に違反し、又は違反するおそれがあると認めたときは、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、安全委員会の審議を経て、違反者に対し勧告を行わなければならない。学長は、直ちに勧告に従わない者に対し実験の中止及び試料の廃棄を命令しなければならない。

（実験記録の保存）

第16条 実験実施記録簿その他実験の経過等に関する記録書類は、5年間保存するものとする。

（細目）

第17条 この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に必要な事項は、法令等の定めるところによるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第18条 この規程の施行に関して必要な庶務は、大学事務局において行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学職業紹介業務運営規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第21号

石川県立看護大学（以下「大学」という。）の在學生及び卒業生（以下「学生」という。）に対する職業安定法第33条の2の規定に基づく無料職業紹介事業については、この規程に基づき実施する。

（目的）

第1条 この規程は、大学自らの事業として、職業安定機関の指導及び援助を受けながら無料で職業紹介事業を行うことにより、学生の適性、能力及び技能にふさわしい就職の促進を図ることを目的とする。

（求人）

第2条 学長は、求人の申込みをすべて受理する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申込みを受理しない。

- 一 申込みの内容が法令に違反している場合
- 二 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- 三 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合

2 求人者は、所定の求人票に記入して本学に提出しなければならない。

3 求人者は、求人の申込みに当たり、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を所定の求人票に明示しなければならない。

（求職）

第3条 学長は、学生の求職の申込みをすべて受理する。ただし、申込みの内容が法令に違反する場合はこの限りでない。

2 学生は、所定の進路票に必要事項を記入して本学に提出しなければならない。

（求人への掲示）

第4条 学生に対する求人内容の掲示は、求人票を所定の場所にファイルし、及び掲示することにより行う。

（紹介）

第5条 学長は、学生に対してはその希望と能力に応じた職業を、求人者に対してはその希望に適合する者をそれぞれ紹介するよう務める。

2 学長は、紹介に際しては、学生に、労働条件を詳細に伝えるものとする。

3 学長は、学生を求人者に紹介する場合は、学生に推薦書を交付することができる。

4 学長は、公正な労働関係の維持を図るため、労働争議中の場合は求人者に対する学生の紹介は行わない。

(職業紹介業務担当者)

第6条 職業紹介業務担当者は、学生部長とする。

(秘密の厳守)

第7条 本業務に従事する者は、職業紹介に関して知り得た学生又は求人者の個人情報についてはすべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第8条 学長は、本事業の実施にあたり、学生又は求人者に対して、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別は一切行わない。

(採否等の報告)

第9条 求人者は、学生の紹介を受けたときは、速やかにその者の採否について本学に報告しなければならない。

(内定の報告)

第10条 学生は、就職が内定した場合は、速やかに本学に報告しなければならない。

(職業紹介状況等の報告)

第11条 学長は、職業紹介状況等について、金沢公共職業安定所の指示に基づき報告するものとする。

(法の遵守)

第12条 本事業の実施にあたっては、職業安定法、関係法令及び関係通達に基づき行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第22号

石川県立看護大学における職業安定法第5条の4の規定に基づく求職者等の個人情報の取扱いについては、この規程に基づき実施する。

(個人情報の取扱者)

第1条 個人情報を取り扱うことができる者(以下「取扱者」という。)は、学生部長とする。

(研修の受講)

第2条 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に務めるものとする。

2 学長は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

(個人情報の開示)

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格等の客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

(個人情報の訂正)

第4条 取扱者は、個人情報の内容について訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理)

第5条 個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、教務学生課長とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第37条第4項の規定に基づき、附属地域ケア総合センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学則第37条第2項に定める業務を通じて、石川県立看護大学が県民や地域の保険・医療・福祉専門職と交流・連携・協働するための総合窓口及び拠点となり、以って県民の健康・福祉の向上に資することを目的とする。

(附属地域ケア総合センター長)

第3条 学則第37条第3項に定める附属地域ケア総合センター長(以下「センター長」という。)は、センターに関する業務を統括する。
2 センター長の選考については別に定める。

(附属地域ケア総合センター推進協議会)

第4条 センターの目的、学則第37条第3項に定める業務及び成果に関する事項を調査・審議するため、附属地域ケア総合センター推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(附属地域ケア総合センター運営委員会)

第5条 協議会の議に基づき、センターの業務の運営に関する事項を調査・審議するため、附属地域ケア総合センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(施設の利用)

第6条 センターの施設の利用に関する事項は、別に定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属地域ケア総合センター（以下「センター」という。）規程第5条第2項の規定に基づき、附属地域ケア総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 センター事業の企画、立案及び実施に関する事項
- 二 センター事業の成果の取りまとめ及び報告書の作成に関する事項
- 三 その他センターに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属地域ケア総合センター長（以下「センター長」という。）
- 二 大講座から1名ずつ推薦された教授6名
- 三 事務局長が推薦する事務局職員1名
- 四 その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

24-1 石川県立看護大学国際貢献専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学附属地域ケア総合センター運営委員会規程第9条第1項第1号の規定に基づき、国際貢献専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

国際貢献事業に関する事項を調査・審議する。

3 附属地域ケア総合センター運営委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を附属地域ケア総合センター運営委員会に報告するものとする。

4 組織

(1) 附属地域ケア総合センター運営委員会委員長（以下「委員長」という。）

(2) 助教以上の専任教員の中から委員長が指名する者

ただし、そのうち1人以上は附属地域ケア総合センター運営委員会委員会委員とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、附属地域ケア総合センターにおいて処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

24-2 石川県立看護大学地域連携・貢献専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学附属地域ケア総合センター運営委員会規程第9条第1項第2号の規定に基づき、地域連携・貢献専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

地域連携・貢献事業に関する事項を調査・審議する。

3 附属地域ケア総合センター運営委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を附属地域ケア総合センター運営委員会に報告するものとする。

4 組織

助教以上の専任教員の中から委員長が指名する者とする。

ただし、そのうち1人以上は附属地域ケア総合センター運営委員会委員会委員とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、附属地域ケア総合センターにおいて処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

24-3 石川県立看護大学人材育成専門部会設置要項

1 趣旨

石川県立看護大学附属地域ケア総合センター運営委員会規程第9条第1項第3号の規定に基づき、人材育成専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

人材育成事業に関する事項を調査・審議する。

3 附属地域ケア総合センター運営委員会への報告

専門部会は、調査・審議した結果を附属地域ケア総合センター運営委員会に報告するものとする。

4 組織

各大講座から推薦された助教以上の専任教員とする。

ただし、そのうち1人以上は附属地域ケア総合センター運営委員会委員会委員とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

6 任期

部会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 事務

専門部会の事務は、附属地域ケア総合センターにおいて処理する。

付 記

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学内に設置する看護スキルラボの使用に関して、必要な事項を定めるもので、施設・備品の円滑かつ良好な管理・運営を図ることにある。

(目的)

第2条 看護スキルラボは本学の学生の自己学習・自己訓練、各講座の授業・ゼミ・研究、本学の教員が主管する研修会・勉強会など医療従事者の臨地技術の習得・向上を図ることを目的に設置する。

(管理者の設置)

第3条 看護スキルラボの管理・運営および教育支援を行う管理者を置き、管理者は学部長をもって充てる。

(使用者)

第4条 看護スキルラボを使用できる者は次のとおりとする。

- ① 石川県立看護大学に在籍する学生、大学院生、研究生、教職員
- ② 学内組織が主催または共催する研修会・勉強会に参加する者
- ③ 教員の紹介による同窓会員
- ④ その他、管理者が適当と認めた者

(使用内容)

第5条 看護スキルラボの使用内容は次のとおりとする。

- ① 学生対象の臨地実習準備教育
- ② 学生対象の臨地実習中の臨地技術教育
- ③ 予習・復習等の自己訓練
- ④ 各講座の授業・ゼミの技術教育
- ⑤ 学生・教員が行う研究活動
- ⑥ 研修会・勉強会対象の臨地技術教育
- ⑦ その他、管理者が必要と認めた場合

(使用時間)

第6条 看護スキルラボを使用できる日は、原則、平日のみとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときはその限りではない。

2 看護スキルラボを使用できる時間は、原則として午前9時から午後6時までとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、その限りではない。

(使用方法)

第7条 看護スキルラボの使用方法は、次のとおりとする。

- ①使用予定日の前日までに、グループウェア上の看護スキルラボ予約簿に使用時間帯と使用責任者名を記載する。
- ②使用終了後は原状回復して退室する。

(利用上の責任)

第8条 看護スキルラボを使用する者は、利用上の責任を負うものとする。

- ①看護スキルラボの使用にあたっては、教職員の指導のもとに行うよう努める。
- ②看護スキルラボの備品を使用する者は、事前に説明書等を熟読し、使用方法を理解・習熟しておくこととする。
- ③看護スキルラボの使用時に、万が一備品の破損、事故が生じた場合の責任は、使用者本人が負う場合もある。

(遵守事項)

第9条 看護スキルラボの利用者は次の事項を遵守するとともに、管理者及び教職員の指示に従わなければならない。

- ① 使用時間を厳守すること。
- ② 設備・備品の取り扱いは、各自が責任をもって行うこと。
- ③ 使用終了したときは、設備・備品を使用前の状態に戻すこと。
- ④ 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- ⑤ 常に整理整頓に努めること。
- ⑥ 設備・備品を破損、汚損、紛失しないこと。
- ⑦ 貴重品は各自が責任をもって管理すること。

(備品の使用・貸出)

第10条 看護スキルラボの備品を学外に持ち出して使用する場合は、別途、「備品使用申込書」に必要事項を記入し、所定の方法で申し出て、許可を得るものとし、使用後は、破損や汚損がないことを確認し、返却するものとする。

(弁償責任)

第11条 使用者が故意又は重大な過失によって、施設又は設備・備品等を破損又は紛失したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は前項の者に対して弁償を求めるができるものとする。

3 看護スキルラボの利用者は、使用した備品等に不具合があったときは、直ちに教務学生課に届け出るものとする。

(委任罰則)

第12条 管理者その他看護スキルラボの管理・運営組織に関し必要な事項、及びこの規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学の校地、校舎及びその附属施設等（以下「校舎等」という。）の管理については、この規程の定めるところによる。

(校舎等)

第2条 この規程において、校舎等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 校地（グラウンド、テニスコート等の屋外施設を含む。）
- 二 校舎
 - ア 教育研究棟
 - イ 管理棟
 - ウ 附属図書館
 - エ 講堂（ガラスホールを含む）
 - オ 体育館
 - カ 厚生棟

(学外者の使用)

第3条 本学の教職員又は学生以外の者（以下「学外者」という。）の校舎等の使用については、別に定める。

(門限)

第4条 校舎の出入口は、附属図書館グランド階の通用口を除いて、日曜日、土曜日及び休日以外は、午前8時に開き、午後7時30分に閉める。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 校舎の正門は午前7時に開き、午後10時に閉め、裏門は午後10時に開き、翌日午前7時に閉める。閉門後における自動車による出入りについては、その都度、当直の警備員に連絡し、門の開閉を依頼することとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 教職員又は学生が、日曜日、土曜日若しくは休日に、又は第1項に定める門限を超えて、校舎の建物、設備を利用する場合は、当直の警備員にその旨を連絡しなければならない。

(食堂の営業日等)

第5条 食堂、喫茶及び売店の営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 食堂の営業時間は、原則として午前11時30分から午後3時までとする。
- 3 喫茶及び売店の営業時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。

(鍵の受渡)

- 第6条 教職員が使用する各室の出入口の鍵は、原則、登校の際、総務課長から受取り、退校の際、総務課長に預けなければならない。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日及び平日の午前8時30分以前又は午後5時15分後における登校及び退校の際の鍵の受渡しは、当直の警備員によって行うものとする。
- 2 教育研究棟の各室の鍵は、各領域又は講座で管理するものとする。ただし、講義室、情報処理演習室、語学演習室、情報処理準備室、会議室、教材作成室、学部事務室、印刷室、演習室、自習室及び更衣室の出入口の鍵については、事務局が管理するものとする。

(掲示)

- 第7条 校舎等に掲示し、立看板その他広告類を掲げようとする者は、あらかじめ掲示物を呈示のうえ、学内掲示願を学長に提出しなければならない。
- 2 次の各号に該当する掲示物等は、掲示を許可しない。
- 一 大学の秩序を乱す恐れがあると認められるもの
 - 二 その他教育上適当でないとして認められるもの
- 3 掲示は、大学指定の場所において行わなければならない。
- 4 掲示期間の経過したものは、掲示責任者において直ちに撤去しなければならない。
- 5 前3項の規定に違反する掲示物等は、撤去処分する。

(校舎内の清潔・整頓)

- 第8条 大学事務局長は、職員を指揮して校舎内を整頓させ、清潔にしなければならない。
- 2 職員は、備品又は書類その他のものを廊下に置いてはならない。ただし、大学事務局長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 職員は、退校時、室内の整理整頓に留意しなければならない。

(喫煙)

- 第9条 校舎内においては、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(校舎等の取締り)

- 第10条 学長は、職員を指揮して、校舎等を取り締まらなければならない。

(火災及び盗難の予防)

- 第11条 校舎各室等の火災盗難予防責任者は、次のとおりとする。
- 一 管理棟その他管理部門に属する室 総務課長
 - 二 講義室及びこれに準ずるもの 教務学生課長
 - 三 体育館、研究室、実習室、実験室及びこれに各担当教員
準ずるもの
 - 四 附属図書館 館長が指定する職員

五 附属地域ケア総合センター	センター長が指定する職員
六 附属看護キャリア支援センター	キャリア支援センター長が指定する職員
七 講堂	総務課長
八 厚生棟	
1階	総務課長
2階	部活動顧問教員

- 2 火災盗難予防責任者は、火災及び盗難の予防に細心の注意を払わなければならない。
- 3 大学事務局長は、各室等の出入口に火災盗難予防責任者の職氏名を掲示しなければならない。
- 4 大学事務局長は、防災に関する設備、器具及び器材を常に点検し、整備しておかななければならない。

(非常事態における措置)

- 第12条 校舎等において、火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防署へ急報するとともに、学長又は大学事務局長に通知しなければならない。
- 2 前項の発見時期が勤務時間外である場合は、直ちに当直の警備員にも連絡しなければならない。
 - 3 学長又は事務局長は、火災の通知を受けたときは、直ちに職員を指揮し、適切な措置を講じるとともに、法人本部に通知しなければならない。
 - 4 当直の警備員は、学長又は大学事務局長が登校するまで、校舎等の残留者等の協力を得て、消火に努め、かつ、適切な措置を講じなければならない。
 - 5 学長及び大学事務局長がともに事故あるときは、学長があらかじめ定める職員がこれに代わる。
 - 6 職員は、天災その他非常事態が発生した場合は、学生等が混乱しないように適切な措置を講じなければならない。
 - 7 職員は、勤務時間外に、校舎等における火災等の発生を知ったときは、直ちに登校しなければならない。

(自治消防隊)

- 第13条 校舎等における火災その他の災害の防止を図り、あわせて災害の発生に際しては通報、初期消火、誘導及び建物、設備等の保全に万全を期し、被害を最小限にとどめるため、本学に自治消防隊、防火管理者を置く。
- 2 自治消防隊の編成及び運営については、別に定める。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、校舎等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 石川県立看護大学校舎等管理規程第13条の規定に基づき、石川県立看護大学における火災その他の災害の未然防止をはかり、あわせて災害発生に際しては通報、初期消火、避難誘導及び施設の保護等に万全を期し被害を最小限度にとどめるため、この規程を定める。

(防火管理機構)

第2条 前条の目的を達成し、その業務を実施及び分担するため、防火管理者、火災盗難予防責任者を定め、看護大学自治消防隊をおく。

2 危険物施設については、法令の定めるところにより危険物保安監督者を選任する。

(防火管理者の任務)

第3条 防火管理者は、火災盗難予防責任者、自治消防隊及び危険物保安監督者を掌握して、次の業務を行うものとする。

- (1) 火気の使用又は取扱の管理に関すること
- (2) 設備及び器具の火災予防上の管理に関すること
- (3) 消防用設備の点検及び整備に関すること
- (4) 危険物の管理に関すること
- (5) 防火上必要な教育及び広報に関すること
- (6) 通報、避難及び消火の訓練に関すること
- (7) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

2 防火管理者の業務を補佐するため、防火管理者補佐その他必要な職員をおくことができる。

3 防火管理者が行う第1項の業務に対し、各係員は常に緊密な連絡をはかり、その効果をあげるために協力しなければならない。

(火災盗難予防責任者)

第4条 火災盗難予防責任者は、防火管理者の統括のもとに受持ち区域内における次の業務を行うものとする。

- (1) 日常の防火管理に関すること
 - ア 整理整頓及び清掃の実施
 - イ 火気の使用管理
 - ウ その他火災予防上必要な事項
- (2) 定期検査に関すること
 - ア 火気使用施設、器具の管理状況の検査
 - イ 消防用施設の検査

- 2 火災盗難予防責任者は、第1項の業務に関して関係教職員等に必要な指示を与えることができる。
- 3 火災盗難予防責任者は、第1項第2号の定期検査を実施したときは、その状況を防火管理者並びに所属長に報告しなければならない。

(教職員の遵守事項)

第5条 この規程の適用を受けるものは、火災等の災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1)定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと
- (2)出入りする学外者の喫煙行為に注意し、必要な指示を行うこと
- (3)危険物品等の取扱については、取扱上の厳守事項を守り、火災等の事故防止に努めること
- (4)火気を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し、安全を確認した後に行うこと
- (5)非常口、消防設備等の付近には、指示された器具以外のものを放置しておくことのないよう常に整理整頓に努めること
- (6)その他火災予防上必要な事項

(定期検査計画)

第6条 防火管理者は毎年定期検査計画をたて、これを実施したときは、別に定める検査表及び台帳に記録して上司に報告するとともに、必要な整備及び処置を講じなければならない。

(自治消防隊の編成及び任務)

第7条 看護大学自治消防隊に隊長、副隊長及び総務班、消化班、警備班、避難誘導班及び救護班をおき、班に班長をおく。

- 2 隊長は係員を指揮して、消防訓練計画に基づき火災その他の災害の防御活動を行うものとする。
- 3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代行するものとする。
- 4 総務班は、災害発生に際し、消防機関その他関係官公署並びに各班への通報、連絡にあたるものとする。
- 5 消火班は、消防機械器具の点検、整備及び消火訓練に努めるとともに、災害発生に際し、その状況に応じて送電停止、あるいはガス元栓を閉止し初期の消火活動に当たり、消防隊到着後はその作業に協力するものとする。
- 6 警備班は、災害発生に際し、災害現場、各出入口、搬出物持出先等の警備にあたるとともに、予め定められた重要物品を災害に応じて搬出するものとする。
- 7 避難誘導係は、火災その他の非常時に際し、機を失せず非常口、通路等に部署し、学生、来客者及び教職員の避難誘導に当たるものとする。
- 8 救護係は、救命用具の操作及び要救護者の応急措置に当たるものとする。
- 9 各班員は火災その他の災害が発生した場合は、直ちに現場に急行して班長の指揮下に入り、その任務に当たるものとする。

(危険物保安監督者の任務)

第8条 危険物保安監督者は、防火管理者の統轄のもとに危険物施設の貯蔵、取扱の責任を有し、安全管理に努めなければならない。

(警備の基準及び計画)

第9条 火災その他の災害が発生若しくはその虞があるときは、自治消防隊及び教職員は、次の各号に則り適切な処置をとらなければならない。

- (1) 火災警報その他の発令及び水道の断水等の場合は、消防隊長は速やかに学内全般に周知し、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 火災を発見した者は直ちに消防機関に通報するとともに、速やかに付近の者及び防火管理者に連絡しなければならない。火災通報の確実を期するため、総務班員は火災の発生を知ったときは、速やかに消防機関への通報を確認し、消防隊長に報告しなければならない。
- (3) 火災が発生した場合、その場所に勤務する者または所在する者及び駆けつけた者は、消火器具等を持って機を失せず初期消火にあたり、消防隊の到着によりその作業を引き継ぐものとする。
- (4) 避難誘導及び退避の開始は、火災の状況により消防隊長の指示により実施するものとする。ただし、急を要する場合は所属長又は班員等の判断による。
- (5) 鎮火又は災害の防衛が終了したときは、消防隊長は学長に報告するものとする。

2 消防隊長は、災害の発生の場合を考慮して、予め避難経路及び場所、重要物件搬出場所、注水禁止及び注意場所又は物件、消防機械器具及び水利配置等の計画（以下「警備計画」という）を定め、隊員・教職員及び学生に周知させるものとする。

(訓練計画)

第10条 消防隊長は、防火管理者に図り毎年消防訓練計画をたてるとともに、計画に基づく訓練を実施しなければならない。

(消防機関への報告等)

第11条 防火管理者は、第6条並びに第10条の計画は毎年第9条第2項の計画の制定又は変更の都度、所轄消防署に提出するものとする。

第12条 この規程に定めるほか、この規程の目的を達成するために必要な事項は防火管理者が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学校舎等管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき、石川県立看護大学（以下「大学」という。）の体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、体育施設とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 体育館
- 二 テニスコート
- 三 グラウンド

(使用日及び使用時間)

第3条 次の各号に掲げる日は、体育施設の使用を許可しない。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日の関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - 三 12月29日から翌年1月3日まで
 - 四 開学記念日
 - 五 その他学長が定める日
- 2 体育施設の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、学長は、必要と認める日時に体育施設の使用を許可することができる。

(使用者の範囲)

第4条 体育施設を使用できる者は、大学の学生及び教職員とする。

- 2 前項の者が使用しない場合に限り、学長の許可を得た者が使用することができる。

(使用優先順位)

第5条 体育施設を体育の授業又は大学行事により使用する場合は、大学の学生及び教職員が使用する場合は、原則として次の順位により使用を許可する。

- 一 学生自治会の使用
 - 二 クラブの定期活動による使用
 - 三 その他の活動による使用
- 2 前項第2号のクラブとは、石川県立看護大学学生規程（以下「学生規程」という。）第13条の規定に基づき設立許可を得た学生の団体をいう。

(使用願及び許可)

第6条 前条第1項第1号、第2号、第3号又は第4条第2項により、体育施設を使用

しようとする者は、体育施設使用願（別記様式）を、原則として使用日の1週間前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前条第1項第1号及び第2号の使用願があった場合、学長は大学運営その他に支障がないと認めるときは、使用を許可する。

3 前条第1項第3号又は第4条第2項による使用願があった場合、原則として学長は使用月の前月の1日以降、大学運営その他に支障がないと認めるときは、使用を許可する。

（使用責任者）

第7条 体育施設を団体で使用する場合には、使用者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、体育施設の使用にあたり、その団体の構成員にこの規程に定める事項を遵守させなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項及び別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

一 許可された目的以外に使用しないこと

二 許可を受けない場所、用具等を使用しないこと

三 定められた場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと

四 用具の損傷その他事故があったときには、直ちに届け出ること

五 使用許可時間を守ること

六 使用終了時には、用具を現状に回復し、整備及び清掃を行うとともに、戸締まり、火気その他異常のないことを確認すること

七 管理者から鍵を受領したときには、責任を持って保管し、使用終了後直ちに返還すること

（使用許可の取消及び使用禁止）

第9条 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、事後の使用を禁止することができる。

一 大学の教育研究又は運営に支障があると認めるとき

二 許可条件及び第8条の使用上の遵守事項に違反したとき

三 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき

四 その他緊急の場合及び施設管理上必要があるとき

（使用許可の賠償責任）

第10条 使用者が、故意又は重大な過失により体育施設、用具等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、体育施設の使用に関して必要な事項は、学長

が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

石川県立看護大学構内駐車規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学の構内における自動車、オートバイ及び原付自転車（以下「車両」という。）の駐車に関して、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場所の指定)

第2条 駐車場所は、別に指定する。

(駐車車両の届出)

第3条 通勤及び通学に使用する車両を構内に駐車しようとする者は、あらかじめ「駐車場利用（変更）届」（様式第1号）を提出しなければならない。

(指定場所以外の駐車禁止)

第4条 車両は、指定された駐車場所以外に駐車してはならない。

(届出事項の変更等)

第5条 第3条の届出事項に変更が生じたときは、直ちに「駐車場利用（変更）届」（様式第1号）を提出しなければならない。

(庶務)

第6条 車両の駐車に係る届出等の事務は、大学事務局総務課で処理し、駐車場利用台帳を備えるものとする。ただし、通学の場合は、大学事務局教務学生課経由で処理するものとする。

(雑則)

第7条 工事関係者等で車両を構内に一定の期間駐車する必要があるものについては、教職員の車両に準じ、取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学校地及び校舎（以下「校舎等」という。）の一般県民に対する開放に関し必要な事項を定める。

(開放施設)

第2条 この規程において、校舎等のうち対象とする開放施設は（以下「開放施設」という。）、グラウンド、テニスコート、体育館（トレーニングルーム及び附属器具を除く）、講堂及び附属図書館とする。（ただし、附属図書館の利用については、別に定める。）

(利用の制限)

第3条 学長は、次の各号の一つに該当する者に対しては、開放施設の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- 一 利用者に迷惑を及ぼす危険があることが明白と認められる者
- 二 利用者若しくは施設設備に被害を与えるおそれのある物品又は動物等を携帯する者
- 三 学内の秩序を乱すと認められる者
- 四 前各号のほか、学長が不相当と認めるもの

(使用日)

第4条 次に掲げる日は、開放施設の使用を許可しない。

- 一 石川県立看護大学が使用する日
 - 二 12月29日から翌年1月3日まで
 - 三 開学記念日
 - 四 その他学長が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要と認める日に開放施設の使用を許可することができる。

(使用条件及び使用料)

第5条 開放施設の使用条件及び使用料は、別表のとおりとする

- 2 使用料の減免については、理事長が別に定める。

(使用手続き)

第6条 講堂を使用しようとする者は、講堂使用許可申請書（別記様式）を原則として使用日の1週間前までに、石川県立看護大学事務局総務課を通じて学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用許可申請があった場合、学長は大学運営その他に支障がないと認めると

きは、使用を許可する。

3 グラウンド、テニスコート及び体育館の使用手続きについては、別に定める。

(使用責任者)

第7条 開放施設を団体で使用する場合には、使用者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、開放施設の使用にあたり、その団体の構成員にこの規程に定める事項を遵守させなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された目的以外に使用しないこと
- 二 定められた場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと
- 三 用具の損傷その他事故があったときには、直ちに届け出ること
- 四 使用許可時間を守ること
- 五 使用終了時には、施設を現状に回復し、整備及び清掃を行うとともに、戸締り、火気その他異常のないことを確認すること
- 六 管理者から鍵を受領したときには、責任をもって保管し、使用終了後直ちに返還すること

(使用許可の取消及び使用禁止)

第9条 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取消し、事後の使用を禁止することができる。

- 一 大学の教育研究又は運営に支障があると認めるとき
- 二 許可条件及び前条の使用上の遵守事項に違反したとき
- 三 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- 四 その他緊急の場合及び施設管理上必要があるとき

(使用許可の賠償責任)

第10条 使用者が、故意又は過失により開放施設を損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、開放施設の使用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

項目	グラウンド	テニスコート	体育館	講堂
開放 日及 び時 間	土曜日9時～19時 日曜日9時～19時 休 日9時～19時	土曜日9時～19時 日曜日9時～19時 休 日9時～19時	土曜日9時～20時 日曜日9時～20時 休 日9時～20時	土曜日9時～20時 日曜日9時～20時 休 日9時～20時
施設使 用料	1時間当たり300円	1時間当たり300円	1時間当たり300円	1時間当たり3,000円
照明使 用加算 額	1時間当たり600円	1時間当たり300円	1時間当たり100円	-
冷暖房 使用加 算額	-	-	-	1時間当たり2,000円
使用 目的	スポーツクラブ地 域運動会町体育行 事等	テニスクラブテニ ス競技会等	スポーツクラブ地 域体育行事等	教育・研究目的 の研修会、講習 会地域文化行事 ・式典ミニコン サート等
1回 の最 大使 用時 間	1日	1日	1日	1日
使用 料徴 収時 期	使用后納入通知書 により徴収	使用后納入通知書 により徴収	使用后納入通知書 により徴収	使用后納入通知 書により徴収

ただし、使用時間について学長が必要と認める場合はこれを延長することができる。

講義室等使用願

平成 年 月 日

石川県立看護大学長 殿

所属団体名

使用責任者名

下記のとおり講義室等を使用したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

施設名（講義室等）	
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 まで
使用の範囲等	使用予定人員 人

下記のとおり使用を許可する。

平成 年 月 日

石川県立看護大学長

使用許可施設名：

使用許可期間

平成 年 月 日
時 分～ 時
分まで

石川県立看護大学講義室等学外者使用規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学校舎等管理規程第3条の規定に基づき、石川県立看護大学講義室等の学外者使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、講義室等とは、校舎等のうち附属図書館・体育施設及び講堂を除いた施設をいう。

(使用日及び使用時間)

第3条 次に掲げる日は、講義室等の使用を許可しない。

- 一 講義が実施される日
- 二 12月29日から翌年1月3日まで
- 三 開学記念日
- 四 その他学長が定める日

2 講義室等の使用時間は、次のとおりとする。

- 一 講義室 午前9時から午後5時まで
- 二 その他 別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長は必要と認める日時に講義室等の使用を許可することができる。

(使用願及び許可)

第4条 講義室等を使用しようとする者は、講義室等使用願(別記様式)を原則として使用日の1週間前までに、石川県立看護大学附属地域ケア総合センターを通じて学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の使用願があった場合、学長は大学運営その他に支障がないと認めるときは、使用を許可する。

(使用責任者)

第5条 講義室等を団体で使用する場合には、使用者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、講義室等の使用にあたり、その団体の構成員にこの規程に定める事項を遵守させなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された目的以外に使用しないこと
- 二 定められた場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと
- 三 用具の損傷その他事故があったときには、直ちに届け出ること
- 四 使用許可時間を守ること
- 五 使用終了時には、施設を現状に回復し、整備及び清掃を行うとともに、戸締り、火気その他異常のないことを確認すること。
- 六 管理者から鍵を受領したときには、責任をもって保管し、使用終了後直ちに返還すること

(使用許可の取消及び使用禁止)

第7条 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取消し、事後の使用を禁止することができる。

- 一 大学の教育研究又は運営に支障があると認めたとき
- 二 許可条件及び第7条の使用上の遵守事項に違反したとき
- 三 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- 四 その他緊急の場合及び施設管理上必要があるとき

(使用許可の賠償責任)

第8条 使用者が、故意又は重大な過失により講義室等を損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、講義室等の使用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学副学長選考規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第30条第2項の規定により副学長を置く場合の副学長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経て副学長の選考を行うものとする。

- 一 新たに副学長を置くとき
- 二 副学長の任期が満了するとき
- 三 副学長が辞任を申し出たとき
- 四 副学長が欠員となったとき

2 副学長の選考は、前項第1号、第3号若しくは第4号に該当する場合にあっては速やかに、同項第2号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、副学長を置く必要がなくなった場合は、副学長の選考を行わないものとする。

(副学長の資格)

第3条 副学長は、石川県立看護大学の内外を問わず、人格が高潔で、かつ学長の補佐機関として大学行政の運営能力を有し、副学長の職務を掌理し得る者でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、副学長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で、学長の任期が満了した場合又は学長が交代した場合は、副学長の任期は終了するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学大学院研究科長選考規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第28条の規定に基づき、石川県立看護大学大学院研究科長(以下「研究科長」という。)の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経て研究科長の選考を行う。

- 一 研究科長の任期が満了するとき
- 二 研究科長が辞任を申し出たとき
- 三 研究科長が欠員となったとき

2 研究科長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(研究科長の資格)

第3条 候補者は、当該研究科の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、研究科長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(疑義の解釈)

第6条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、教育研究審議会の決定するところによる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 理事長は、第2条の規定にかかわらず、法人の成立の日の前日に研究科長であった者を、法人の成立の日に研究科長に任命するものとする。

3 前項の規定により任命された研究科長の任期は、第5条の規定にかかわらず、法人の成立前の研究科長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学学生部長選考規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経て学生部長の選考を行うものとする。

- 一 学生部長の任期が満了するとき
- 二 学生部長が辞任を申し出たとき
- 三 学生部長が欠員となったとき

2 学生部長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(学生部長の資格)

第3条 学生部長は、石川県立看護大学の専任の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、学生部長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 学生部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、学生部長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 理事長は、第2条の規定にかかわらず、法人の成立の日の前日に石川県立看護大学学生部長であった者を、法人の成立の日に石川県立看護大学学生部長に任命するものとする。
- 3 前項の規定により任命された石川県立看護大学学生部長の任期は、第5条の規定にかかわらず、法人の成立前の石川県立看護大学学生部長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学附属地域ケア総合センター長選考規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属地域ケア総合センター規程第3条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学附属地域ケア総合センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経てセンター長の選考を行うものとする。

- 一 センター長の任期が満了するとき
- 二 センター長が辞任を申し出たとき
- 三 センター長が欠員となったとき

2 センター長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、石川県立看護大学の専任の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、センター長の任用を理事長に申し出なければならない

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 理事長は、第2条の規定にかかわらず、法人の成立の日の前日にセンター長であった者を、法人成立の日にセンター長に任命するものとする。
- 3 前項の規定により任命されたセンター長の任期は、第5条の規定にかかわらず、法人の成立前のセンター長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学附属図書館長選考規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属図書館規程第3条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学附属図書館長（以下「館長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経て館長の選考を行うものとする。

- 一 館長の任期が満了するとき
- 二 館長が辞任を申し出たとき
- 三 館長が欠員となったとき

2 館長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(館長の資格)

第3条 館長は、石川県立看護大学の専任の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、館長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、館長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 理事長は、第2条の規定にかかわらず、法人の成立の日の前日に館長であった者を、法人の成立の日に館長に任命するものとする。
- 3 前項の規定により任命された館長の任期は、第5条の規定にかかわらず、法人の成立前の館長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学教員等選考規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員等」という。）の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 教員等の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(採用又は昇任の申出)

第3条 学長は、前条の規定により選考した者について、その採用又は昇任を理事長に申し出るものとする

(教員等の資格)

第4条 教員等となることができる者は、人格、学歴、職歴、教育研究の能力、学会及び社会における活動並びに健康状態が大学の教員等に適すると認められる者でなければならない。

(教授の資格)

第5条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい優れた教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- 五 専攻分野について、特に優れた知職及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第6条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国においてこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 三 博士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知職及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第7条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第5条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第8条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第5条各号又は第6条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位又は専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第9条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員等の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月3日から施行する。

石川県立看護大学教員等選考規程の運用に関する内規

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学教員等選考規程（以下「選考規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の開始)

第2条 学長は、教員等の選考が必要となったときは、該当する領域・講座・科目群・附属施設、教員等の数及び職位等について、教育研究審議会の議を経て選考を開始するものとする。

(公募の原則)

第3条 採用人事は、原則として公募によるものとする。

(採用・昇任候補者選考委員会の設置)

第4条 採用人事においては、教授会に教員等の業績、経歴その他の審査を行わせるため、採用・昇任候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、教授会は選考委員会に委任する。

- 2 選考委員会は、学長が指名する委員5名以内で組織する。ただし、昇任選考においては、教育研究審議会に属する教員の内から指名する。
- 3 選考委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 4 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 5 選考委員会は、教員等の業績、経歴その他の審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 6 選考委員会の委員の任期は、前項の結果の報告をもって終了するものとする。

(教育研究審議会への付議)

第5条 学長は、第4条前第5項による報告があったときは、当該報告事項を教育研究審議会に付議するものとする。

(選考事項に関する調査及び審議)

第6条 選考事項に関し調査及び審議するため、原則として、当事者から次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- 一 採用人事においては履歴書(別記様式1-1)、昇任人事においては個人調書(別記様式1-2)
- 二 教育研究業績書(別記様式2)
- 三 筆頭著者である主要な研究業績(著書・論文)の別刷り又はコピー
 - ・教授の選考においては8編
 - ・准教授の選考においては5編
 - ・講師の選考においては3編
 - ・助教の選考においては1編
- 四 これまでの教育研究の概要(A4版様式自由)
 - ・教授、准教授又は講師の選考においては1500字程度

- ・助教の選考においては1200字程度
 - ・助手の選考においては1000字程度
- 五 教育研究に関する抱負(A4版様式自由)
- ・教授、准教授又は講師の選考においては1500字程度
 - ・助教の選考においては1200字程度
 - ・助手の選考においては1000字程度
- 六 推薦書
- ・教授の選考においては専攻分野の教授またはこれに相当する職位の者からの2通、ただし、そのうち1通は学内の者からでも可
- 七 その他選考委員会が必要と認めるもの

(選考基準等)

- 第7条 選考に関する基準は、選考規程第4条から第9条に定める資格を有するものとする。
- 2 選考規程第5条に定める研究上の業績は、8編以上の著書又は論文を有するものとする。
- 3 選考規程第6条に定める研究上の業績は、5編以上の著書又は論文を有するものとする。
- 4 選考規程第7条に定める研究上の業績は、3編以上の著書又は論文を有するものとする。
- 5 選考規程第8条に定める知識及び経験は、次の各号に該当するものとする。
- 一 研究上の業績は、1編以上の著書又は論文を有するものとする。
 - 二 原則として、担当分野に関する臨床経験を3年以上有すること

(昇任選考の条件)

- 第8条 昇任選考は学内教授からの推薦があった場合に教育研究審議会に付議されるものとする。

附 則

この内規は、平成16年9月2日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

附 則

この内規は、平成23年11月7日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年11月2日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

附 則

この内規は、令和7年6月3日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の3及び石川県立看護大学学則第32条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 名誉教授の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

- (1) 石川県立看護大学（以下「本学」という。）の学長として、特に功績のあった者
- (2) 本学の教授として10年以上在職し、特に功績のあった者
- (3) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(在職年数の通算)

第3条 本学の教授として3年以上在職した者については、次の各号に定める期間を前条第2号の在職年数に通算する。

- (1) 本学の准教授としての在職年数は、その3分の2期間
- (2) 本学の専任講師、専任助教としての在職年数は、その2分の1の期間

(称号の授与)

第4条 名誉教授の称号の授与は、教育研究審議会の議を経て授与する。

2 辞令の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(別記)

第 号
氏 名
石川県立看護大学名誉教授の称号 を授与する
年 月 日
石川県立看護大学（公印）

石川県立看護大学大学院博士前期課程の研究指導教員及び研究指導
補助教員資格審査規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則第27条の規定に基づき、石川県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程において研究指導を担当する教員(以下「研究指導教員」という。)の資格審査に関する必要事項を定めるものとする。

(研究指導教員及び研究指導補助教員の数)

第2条 石川県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程は、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成11年文部省告示第175号)に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員を12名以上確保するものとし、うち6名以上は研究指導教員とする。

(研究指導教員の資格)

第3条 博士前期課程において研究指導教員となることができる者は、次の各号のすべてに該当し、かつ、深く幅広い専門的学識と高度な研究教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を持つ本学の教授又は准教授
- (2) 看護学又はその関連領域において優れた研究業績があると認められる者(なお、優れた研究業績とは、筆頭著者若しくは責任著者である査読済み学術論文が5編以上、又はこれに相当する学術的業績とする。)
- (3) 修士論文作成指導の役割を十分に担いうると認められる者

(研究指導補助教員の資格)

第4条 博士前期課程において研究指導補助教員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ専門的学識と研究教育上の能力があると認められる者とする。

- (1) 修士以上の学位を持つ本学の准教授
- (2) 看護学又はその関連領域において、准教授に準ずる研究業績を有し、かつ修士論文作成指導補助の役割を十分に担いうると認められる者
- (3) 看護学又はその関連領域において、特に顕著な実務実績を有し、かつ修士論文作成指導補助の役割を十分に担いうると認められる者

(研究指導教員及び研究指導補助教員の役割)

第5条 研究指導教員及び研究指導補助教員は以下の各号に該当する役割を担う。

- (1) 研究指導教員は責任を持って、論文作成指導及び論文審査と関わる主たる役割を担う。
- (2) 研究指導補助教員は研究指導教員と協力し大学院生の研究指導の補助的な役割を担う。

(研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査)

第6条 第2条に定める研究指導教員及び研究指導補助教員の数を確保するために、研究科長は必要に応じて資格審査委員会を開催しなければならない。

第7条 資格審査において審査のために必要な書類（個人調書、業績表等）が生じた場合、研究科長は審査対象者に必要な書類の提出を求める。

(資格審査委員会の組織と運営)

第8条 資格審査委員会は研究科委員会の委員をもって組織する。

第9条 資格審査委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

第10条 資格審査委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第11条 資格審査委員会の出席者の3分の2以上の賛成を得た者に研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を認める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月6日から施行する。

石川県立看護大学大学院博士後期課程の研究指導教員及び研究指導
補助教員資格審査規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則第27条の規定に基づき、石川県立看護大学大学院看護学研究科博士後期課程において研究指導を担当する教員（以下「研究指導教員」という。）及び研究指導補助を担当する教員（以下「研究指導補助教員」という。）の資格審査に関する必要事項を定めるものとする。

(研究指導教員及び研究指導補助教員の数)

第2条 石川県立看護大学大学院看護学研究科博士後期課程は、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員を12名以上確保するものとし、うち6名以上は研究指導教員とする。

(研究指導教員の資格)

第3条 博士後期課程において研究指導教員となることができる者は、次の各号のすべてに該当し、かつ、深く幅広い専門的学識と高度な研究教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を持つ本学の教授又は准教授
- (2) 看護学又はその関連領域において、優れた研究業績があると認められる者。（なお、優れた研究業績とは、筆頭著者若しくは責任著者である査読済み学術論文が5編以上、又はこれに相当する学術的業績とする。）
- (3) 博士論文作成指導の役割を十分に担うると認められる者

(研究指導補助教員の資格)

第4条 博士後期課程において研究指導補助教員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ専門的学識と研究教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 修士以上の学位を持つ本学の准教授
- (2) 看護学又はその関連領域において、准教授に準ずる研究業績を有し、かつ博士論文作成指導補助の役割を十分に担うると認められる者

(研究指導教員及び研究指導補助教員の役割)

第5条 研究指導教員及び研究指導補助教員は以下の各号に該当する役割を担う。

(1) 研究指導教員は責任を持って、博士論文の作成指導及び論文審査と関わる主なる役割を担う。

(2) 研究指導補助教員は研究指導教員と協力し、大学院生の研究指導の補助的な役割を担う。

(研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査)

第6条 第2条に定める研究指導教員及び研究指導補助教員の数を確保するために、研究科長は必要に応じて資格審査委員会を開催しなければならない。

第7条 資格審査において審査のために必要な書類(個人調書、業績表等)が生じた場合、研究科長は審査対象者に必要な書類の提出を求める。

(資格審査委員会の組織と運営)

第8条 資格審査委員会は研究科委員会の委員をもって組織する。

第9条 資格審査委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

第10条 資格審査委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第11条 資格審査委員会の出席者の3分の2以上の賛成を得た者に研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を認める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月6日から施行する。

石川県立看護大学非常勤講師委嘱規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における非常勤講師の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱候補者の申し出)

第2条 本学看護学部の教科目について、次の各号に掲げる場合で非常勤講師を委嘱する必要が生じたとき、教務委員会の委員長は当該候補者を学長に申し出るものとする。

- 一 当該教科目が、本学の教員において担当することができないものであるとき
- 二 当該教科目の担当教員が疾病その他の事由により長期間にわたり担当できないとき

2 本学大学院看護学研究科の教科目について、前項各号の規定により非常勤講師を委嘱する必要が生じたとき、研究科長は当該候補者を学長に申し出るものとする。

(任用の申し出)

第3条 学長は、前条第1項の規定による申し出があった場合は、当該候補者について教授会の審議を経て選考を行い、非常勤講師の任用を理事長に申し出るものとする。

2 学長は、前条第2項の規定による申し出があった場合は、研究科委員会の審議を経て選考を行い、非常勤講師の任用を理事長に申し出るものとする。

(委嘱の限度)

第4条 本学が委嘱する非常勤講師は、原則として70歳までの者とする。また、非常勤講師の担当時間は、毎週4時間を超えないものとする。ただし、いずれの場合も学長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師の委嘱に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会の議を経て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学入学者選抜規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第20条の規定に基づき、石川県立看護大学の入学者の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

(選抜方法)

第2条 入学者の選抜は、入学者選抜試験により行う。

(入学者選抜試験の方法)

第3条 前条の入学者選抜試験の方法は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

(合格者の決定)

第4条 看護学部看護学科の入学者選抜試験合格者は、学長が決定する。

2 大学院看護学研究科の入学者選抜試験合格者は、学長が決定する。

(入学試験委員会)

第5条 入学者選抜に関する重要事項を審議するために、入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、本学の学生が守るべき事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、誓約書・保証書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできるものでなければならない。

2 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して保証しなければならない。

3 保証人を変更したときは、速やかに保証人変更届（様式第2号）及び保証書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(氏名変更届)

第4条 学生は、氏名に変更があるときは、氏名変更届（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

(住所届)

第5条 学生は、入学後速やかに住所届（様式第5号）を学長に提出しなければならない。

2 学生は、住所に変更があるときは、住所変更届（様式第6号）を学長に提出しなければならない。

(学生証)

第6条 学生は、入学時に学生証（様式第7号）の交付を受けなければならない。

2 学生は、学生証を常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

3 学生は、学生証を紛失若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに学生証再交付願（様式第8号）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、本学が行う保健指導等の指示に従わなければならない。

(転学)

第8条 学則第23条第3項の規定により他の大学等へ転学しようとする学生は、転学願(様式第9号)により学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第9条 学則第24条第1項の規定により留学しようとする学生は、留学願(様式第10号)により学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第10条 学則第25条第1項の規定により休学し、又は同条第3項の規定により休学の期間を延長しようとする学生は、休学願(様式第11号)により学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第11条 学則第26条の規定により退学しようとする学生は、退学願(様式第12号)により学長の許可を受けなければならない。

(復学)

第12条 学則第28条第1項の規定により復学しようとする学生は、復学願(様式第13号)により学長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第13条 病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届(様式第14号)を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、あらかじめ欠席届を提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(各種証明書)

第14条 学生は、各種証明書が必要なときは、証明書交付願(様式第15号)により学長に交付を申請しなければならない。

(学生の団体)

- 第15条 学生は、体育、文化等の課外活動を通じて学生生活の向上を図るため、団体・サークル等（以下「団体」という。）を設立することができる。
- 2 団体を設立しようとするときは、その代表者は、団体設立願（様式第16号）により学長の許可を受けなければならない。
 - 3 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。
 - 一 学則又は本学の諸規程に違反したとき
 - 二 本学の教育研究活動を妨げたとき
 - 三 団体活動中の事故発生等により団体の運営が円滑に行われなくなったとき
 - 四 団体の構成員が不祥事に関係し、当該不祥事が団体活動と密接な関係があったとき
 - 五 団体活動が長期にわたって行われなかったとき
 - 4 団体設立願に記載した事項を変更したときは、代表者は、速やかに団体変更届（様式第17号）を学長に提出しなければならない。
 - 5 団体を継続しようとするときは、代表者は、毎年5月末日までに団体継続届（様式第18号）を学長に提出しなければならない。届出がない団体は解散したものとみなす。
 - 6 団体を解散しようとするときは、代表者は、団体解散届（様式第19号）を学長に提出しなければならない。

(集会等)

- 第16条 学生又は団体が、学内において集会、催物等（以下「集会等」という。）を実施しようとするときは、実施日の7日前までに集会等願（様式第20号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会の解散を命ずることができる。

(学外活動)

- 第17条 学生又は団体が、本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、学外活動願（様式第21号）により学長の許可を受けなければならない。

(学内掲示)

- 第18条 学生又は団体が、学内においてポスターを掲示しようとするときは、指定した場所に掲示しなければならない。

(掲示物の撤去)

第19条 学生又は団体は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

2 学長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- 一 指定した場所以外に掲示したもの
- 二 掲示期間を経過したもの
- 三 その他学長が不相当と認めたもの

(寄付募集等)

第20条 学生又は団体が、学内において寄付募集、物品販売、署名運動その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願（様式第24号）により学長の許可を受けなければならない。

(施設等の使用)

第21条 学生又は団体が、授業以外の目的で本学の施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用するときは、当該施設の使用規程の定めるところに従わなければならない。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令2年3月3日から施行する。

年 月 日

石川県立看護大学長 様

誓 約 書

私は、石川県立看護大学に入学を許可されました上は、学則及び学内の諸規程を遵守し、学生としての本分を尽くすことを誓います。

年度入学 看護学部看護学科

受験番号

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年

月

日

生

保 証 書

私は、上記入学者が、貴学に対し負担する次の債務について、下記に示す授業料の在学年限分を上限に連帯保証するものとし、本書をもって貴学との保証契約の成立を証するものとします。

- ①学費及び学費に係る遅延損害金
- ②学内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金

年 月 日

連 帯 保 証 人 ※ 1	ふりがな		生年月日	・ ・ (歳)
	氏 名	印		
	現住所	〒		
	連絡先(電話)		本人との続柄	
連 帯 保 証 人 ※ 1	ふりがな		生年月日	・ ・ (歳)
	氏 名	印		
	現住所	〒		
	連絡先(電話)		本人との続柄	

〈 年度入学 1年あたりの学費〉 授業料 円/年

【備考】

- 1 連帯保証人のうち1名は、生計を一つにする主たる家計の支持者又はこれに準ずる者とし、※1に記入してください。
- 2 他の1名は、独立の生計を営み、連帯保証人としての責務を果たすことのできる者で、※2に記入してください。
- 3 連帯保証人に、住所の変更や身上に著しい変動が生じた場合は、速やかにこれを届けてください。

保証人変更届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

年度入学 看護学部看護学科
学籍番号
氏 名 印

このたび下記のとおり、保証人を変更いたしましたのでお届けいたします。

記

旧保証人氏名 _____

新保証人

現住所 _____

電話番号 _____

本人との続柄 _____
(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

保証書

(年度入学)

看護学部看護学科

受験番号 _____

現住所 _____

氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

上記の者が、石川県立看護大学に入学を許可されました上は、本人の在学中の一切の責任を負うことを保証いたします。

年 月 日

保証人

現住所 _____

電話番号 _____

本人との続柄 _____

(ふりがな)

氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

氏名変更届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名 印

下記のとおり氏名を変更しましたのでお届けいたします。

記

ふりがな	
新 氏 名	
旧 氏 名	
変更年月日	
変更理由	

(注) 戸籍抄本を添付すること。

学生証再交付願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記の理由により学生証を再交付して下さるようお願いいたします。

記

再 交 付 の 理 由		紛失（汚損）の日時・場所・状況、記載事項の変更内容
<input type="checkbox"/>	紛 失	
<input type="checkbox"/>	汚 損	
<input type="checkbox"/>	記載事項の変更	

(注1) 再交付の理由は該当する理由の欄に○をつけてください。

(注2) 汚損、記載事項の変更の場合には、学生証を添付してください。

転学願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人 (保護者)

氏 名 _____ 印

続柄 ()

下記のとおり転学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

転学先	大学	学部	学科
<p>転学の理由</p>	<p>記載例：（進路変更のため・けがのため・一身上の都合により・家事上の都合により 年 月 日から転学したいので許可くださるようお願いいたします。）</p>		

学生部長等の所見

_____ 氏名 _____ 印

留 学 願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人 (保護者)

氏 名 _____ 印

続柄 ()

下記のとおり留学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

留 学 先	大学	学部	学科
所在地			
電話番号			
留 学 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
留学する理由			

学生部長等の所見

氏名 _____ 印

休 学 願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人（保護者）

氏 名 _____ 印

続柄（ ）

下記のとおり休学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

休 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
休 学 の 理 由	<p style="font-size: small;">記載例：（病気のため・けがのため・一身上の都合により・家事上の都合により 年 月 日から 年 月 日まで休学したいので許可くださるようお願いいたします。）</p>
休学中の連絡先	

（注） 疾病又は傷害による場合は、医師の診断書を添付してください。

学生部長等の所見

_____ 氏名 _____ 印

退 学 願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人（保護者）

氏 名 _____ 印

続柄（ ）

下記の理由により退学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

退 学 の 理 由	記載例：（病気のため・けがのため・一身上の都合により・家事上の都合により退学したいので許可くださるようお願いいたします。）
-----------	---

学生部長等の所見

氏名 _____ 印

復学願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人（保護者）

氏 名 _____ 印

続柄（ ）

下記のとおり復学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

復学期日	年 月 日
復学の理由	記載例：（病気のため・けがのため・一身上の都合により・家事上の都合により 年 月 日から 年 月 日まで休学を許可されておりましたが、休学理由が解消しましたので、復帰期日から復学したいので許可くださ るようお願いいたします。）

(注) 疾病又は傷害の治癒による場合は、医師の診断書を添付してください。

学生部長等の所見

氏名 _____ 印

欠 席 届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

年度入学 看護学部看護学科
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり欠席しますので、お届けいたします。

記

欠 席 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
欠 席 の 理 由	

(注) 疾病又は傷害による場合は、医師の診断書を添付してください。

証明書交付願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

年度入学 看護学部看護学科
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり証明書の交付をお願いいたします。

記

種 別	交付数	使 用 目 的	提 出 先
在 学 証 明 書			
成 績 証 明 書			
卒 業 見 込 証 明 書			
卒 業 証 明 書			
そ の 他			

団体設立願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体を設立したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

団体の名称	
規約	別添のとおり
役員名	別添のとおり
会員名	別添のとおり
顧問教員名	印
その他参考事項	

(注1) 規約、役員及び会員名簿を添付すること。

(注2) 顧問教員は、本学の教授、助教授又は専任の講師でなければならない。

団体変更届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体設立願の記載事項を変更したので、お届けいたします。

記

団体の名称	
変更内容	
変更理由	

顧問教員	印
------	---

団体継続届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体を継続したいので、お届けいたします。

記

団体の名称	
継続理由	

顧問教員	印
------	---

(注) 毎年5月末日までに必ず提出してください。期日までに提出がない場合には、解散したものとみなします。

団体解散届

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体を解散したいので、お届けいたします。

記

団体の名称	
解散理由	

顧問教員	印
------	---

集 会 等 願 頁

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

団 体 名

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり学内において集会等を開催したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

集会等名称	
集会等日時	年 月 日 自 時 分 至 時 分
集会等場所	
参加者の範囲 及び予定人員	名
集会等内容	

顧問教員	印
------	---

学外活動願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

団体名

(団体の代表者)

年度入学 看護学部看護学科

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり学外活動をしたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

行事の種類	
主催団体名	
日 時	年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
参加者の範囲 及び予定人員	名
行事の内容	

顧問教員	印
------	---

学内掲示願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

団 体 名
(団体の代表者)
年度入学 看護学部看護学科
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり掲示物を掲示したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

掲 示 の 目 的	
掲 示 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲 示 場 所	
掲 示 物	別添のとおり
掲 示 枚 数	

顧 問 教 員	印
---------	---

印刷物発行・配布願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

団体名
 (団体の代表者)
 年度入学 看護学部看護学科
 学籍番号
 氏 名 印

下記のとおり印刷物を発行・配布したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

印刷物の名称	
発行・配付の目的	
発行・配布者名	
発行・配付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
発行・配付場所	
印刷物	別添のとおり
発行・配付部数	

顧問教員	印
------	---

寄付募集等願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

団体名
(団体の代表者)
年度入学 看護学部看護学科
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり寄付募集等を行いたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

内 容	
目 的	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
対 象 者	

顧 問 教 員	印
---------	---

石川県立看護大学履修規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の配当年次)

第2条 授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認める場合には、この限りではない。

3 1年間に履修登録することができる単位数の上限を原則として44単位と定める。上限を超えて履修登録を希望する場合は事前に申し出る必要がある。

(卒業要件)

第4条 学生は、卒業するためには4年以上在学し、第2項及び第3項に定めるところにより合計130単位以上を修得しなければならない。

2 人間科学領域の授業科目については、次の各号に定める条件を満たし、合計29単位以上を修得しなければならない。

一 「導入科目」の分野から必修科目2単位及び選択科目1単位以上

二 「人間の理解」の分野から必修科目5単位及び選択科目3単位以上

三 「社会の理解」の分野から必修科目4単位及び選択科目2単位以上

四 「環境の理解」の分野から必修科目2単位及び選択科目1単位以上

五 「情報」の分野から必修科目4単位

六 「国際」の分野から必修科目3単位及び選択科目2単位以上。ただし、ドイツ語、中国語、ロシア語から1単位以上

3 看護専門領域の授業科目については、次の各号に定める要件を満たし、合計101単位以上を修得しなければならない。

一 「健康・疾病・障害の理解」の分野から必修科目23単位

二 「看護の基本」の分野から必修科目14単位

三 「看護援助の方法」の分野から必修科目32単位

四 「看護の実践」の分野から必修科目20単位

五 「看護の発展」の分野から必修科目8単位及び選択科目4単位以上。

(先修要件)

第5条 授業科目のうち「看護の実践」分野の科目については、原則として、当該科目の履修に先立って、1年次及び2年次開講の必修科目の単位を全て修得していなければならない。

- 2 「看護の実践」分野の各科目については、原則として、履修に先立って、当該科目毎に、「看護援助の方法」分野の科目のうち当該科目に対応する科目の単位を全て修得していなければならない。

(試験)

第6条 授業科目の成績は、筆記試験、レポートその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

- 2 授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2に満たない学生は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、次のとおりS、A、B、C及びDの評語で表し、S、A、B及びCを合格として所定の単位を与える。

評語	評価	評価基準
S	80点以上	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である
A		優れた成績である
B	70点～ 79点	概ね妥当な成績である
C	60点～ 69点	合格に必要な最低限度を満たした成績である
D	59点以下	合格には至らない成績である

- 2 前条の成績評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、不合格科目を含めて履修科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出し、総合評価を行う。

評語	GP
S	4点
A	3点
B	2点
C	1点
D	0点

一 単位認定が保留となった授業科目のGPは対象外である。単位認定された期に加える。

二 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$$GPA = (\text{授業科目で得たGP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$$

三 成績証明書には、GPAは明記しない。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかつたものに対しては、追試験を行うことができる。

- 2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に追試験願（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第10条 試験において、不正行為の事実が確認された場合には、当該授業科目を不合格とするほか、学則第39条第1項の規定により懲戒することができる。

(再履修)

第11条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、翌年度において単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

(既修得単位の認定等)

第12条 学則第12条から第14条及び第23条の規定による単位の認定、授与又は通算を受けようとする者は、既修得単位認定等申請書(様式第3号)を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第13条 学生は、他の大学等において、特別聴講学生として科目履修及び単位修得を希望するときは、事前に本学の承認を得るとともに、受入大学等が定める手続に従うものとする。

(成績評価に関する異議申し立て)

第14条 学生は、成績評価に関して疑義等がある場合には、異議申し立てをすることができる。
2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定は、平成21年4月1日以後に入学した者(編入学をした者を除く。以下同じ。)から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 編入学をした者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件は、石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件と同一とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者(編入学をした者を除く。以下同じ。)から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

- 2 編入学をした者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件は、石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件と同一とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者（編入学をした者を除く。以下同じ。）から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 編入学をした者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件は、石川県立看護大学履修規程第4条、第5条及び別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目の配当年次、卒業要件及び先修要件と同一とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第7条の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者（編入学をした者を除く。以下同じ。）から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第2条の別表、第4条第2項並びに第3項の規定は、平成31年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学履修規程第2条の別表、第4条第1項並びに第3項の規定は、令和4年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

授業科目			配当年次
人間科学領域	導入科目	フィールド実習	1
		アカデミックリテラシー	1
		物理学	1
		生物学	1
		化学	1
	人間の理解	心理学	1
		臨床心理学	2
		哲学	2
		生命倫理学	1
		健康体力科学	1
		健康体力科学演習	1
		フィジカルフィットネス	2
	社会の理解	法と社会	1
		教育学	2
		社会福祉論	1
		社会学	1
		医療経済学	3
		医療人類学	1
	環境の理解	人間工学	2
		健康環境論	3
		生理人類学	3
	情報	情報処理学	1
		保健統計学	2
	国際	英語Ⅰ	1
英語Ⅱ		1	
英語Ⅲ		2	
英語Ⅳ		2	
英会話		2	
英語講読		2	
ドイツ語		1	
中国語		1	
ロシア語		1	

授業科目			配当年次
看護専門領域	健康・疾病・障害の理解	解剖生理学	1
		解剖生理学演習	1
		代謝と栄養	1
解剖生理学実習		1	
人間病態学（病気の成り立ち）		1	
人間病態学演習Ⅰ		1	
人間病態学演習Ⅱ		2	
疾病・障害論Ⅰ（概論）		1	
疾病・障害論ⅡA（各論1）		1	
疾病・障害論ⅡB（各論2）		2	
疾病・障害論ⅡC（各論3）		2	
疾病・障害論Ⅲ（精神）		2	
疾病・障疾病Ⅳ（母性）		2	
疾病・障疾病Ⅴ（小児）		2	
薬理学		1	
公衆衛生学		1	
疫学		2	
保健医療福祉論	3		
看護の基本	看護学概論	1	
	生活援助論Ⅰ	1	
	生活援助論Ⅱ	1	
	フィジカルアセスメント	1	
	看護過程論	2	
	診療補助技術論Ⅰ	2	
	診療補助技術論Ⅱ	2	
	臨床推論・臨床判断演習	2	
	基礎看護学実習Ⅰ	1	
	基礎看護学実習Ⅱ	2	
	感染管理学	1	
看護援助の方法	母性看護学概論	2	
	母性看護方法論	3	
	母性看護方法論演習	3	
	小児看護学概論	2	
	小児看護方法論	3	
	小児看護方法論演習	3	
	成人看護学概論	2	
	成人看護方法論Ⅰ	2	
	成人看護方法論Ⅱ	2	
	成人看護方法論Ⅲ	2	
	老年看護学概論	2	
	老年看護方法論Ⅰ	2	
	老年看護方法論Ⅱ	2	
	成人・老年看護方法論演習Ⅰ	3	
	成人・老年看護方法論演習Ⅱ	3	

授業科目			配当年次
看護専門領域	看護援助の方法	成人・老年看護方法論演習Ⅲ	3
		精神看護学概論	2
		精神看護方法論	2
		精神看護方法論演習	3
		在宅看護学概論	2
		在宅看護方法論Ⅰ	2
		在宅看護方法論Ⅱ	3
		在宅看護方法論演習	3
		地域看護学概論	1
		公衆衛生看護方法論Ⅰ	2
		公衆衛生看護方法論Ⅱ	2
		公衆衛生看護方法論Ⅱ演習	2
		公衆衛生看護方法論Ⅲ	3
		公衆衛生看護方法論Ⅲ演習	3
		看護の実践	母性看護学実習
	小児看護学実習		3
	成人・老年看護学実習（急性期）		3
	成人・老年看護学実習（慢性期）		3
	精神看護学実習		3
	在宅看護学実習		4
	公衆衛生看護学実習		4
	統合実習		4
	看護の発展	看護キャリア形成論	4
		コミュニティ政策論	4
		災害看護論	3
		ヒューマンヘルスケア	1～4
		子どもと家族の発達支援論	4
		思春期健康論	4
		緩和ケア論	4
		認知症高齢者ケア論	4
		地域精神保健看護論	4
		EBPの探究	4
		国際看護論	1
国際看護演習Ⅰ		1～4	
国際看護演習Ⅱ		1～4	
国際看護演習Ⅲ		1～4	
研究方法論		3	
卒業研究		4	

石川県立看護大学学位規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第46号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び石川県立看護大学学則第16条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与等)

第4条 学長は、学位を授与できると認めた者に対しては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、別紙様式第1号とする。

3 学位記の交付は、学位記交付簿（別紙様式第2号）により行う。

(学位の名称)

第5条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「石川県立看護大学」を付記する。

(学位授与の取消)

第6条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は学位を取消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第7条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第 号

卒業証書・学位記



氏 名

年 月 日生

本学看護学部看護学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

石川県立看護大学長

A square box containing the vertical text "印" (Seal).

石川県立看護大学科目等履修生規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第40条第3項の規程に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、学則第18条各号のいずれかに該当する者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(在学期間)

第4条 科目等履修生の在学期間は、許可された履修科目の開講期間とする。

(履修科目)

第5条 科目等履修生が履修できる授業科目は、別に定める。

(志願手続)

第6条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添え、学長に提出しなければならない。

- 一 科目等履修願書（別紙様式）
- 二 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書

(志願の時期)

第7条 入学志願の手続期間は、別に定める。

(手続の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、いしかわシティカレッジにおける単位互換等に関する包括協定書に基づく場合は、当該協定の定めるところによる。この場合、第6条に掲げる提出書類は、大学コンソーシアム石川事務局への出願書類に、第7条に掲げる手続期間は、同事務局への出願期間に替える。

(入学者の選考)

第9条 科目等履修生の選考は、入学志願書類審査及び面接により行う。

(入学手続き及び入学の許可)

第10条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに入学手数料に誓約書（保証人連署）を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(単位の授与)

第11条 科目等履修生で履修した授業科目に限り、その学習の評価により合格した者に対し、単位を与えるものとする。

2 本人から請求があった場合は、単位取得証明書を交付する。

(学則等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

(本学大学院生への適用除外)

第13条 本学大学院生の科目等履修については、この規程を適用しないものとし、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(別紙様式)

科目等履修願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4 cm × 3 cm
氏 名	(男・女)			
生年月日	年	月	日 生れ	
現住所	(郵便番号 -)			
電話番号	加入	() -	携帯	() -
学 歴 ※高等学校から 入すこと	年	月	高等学校	
	年	月		
	年	月		
職 歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
履修希望 科 目	授 業 科 目	単位数	前期・後期別	備 考

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、単位互換に関する包括協定書に準拠し、学生の履修機会の拡大を図るため、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第41条第3項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第2条 特別聴講学生として科目履修することができる者は、単位互換に関する包括協定に参加する本学以外の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生とする。

(受入期間)

第3条 特別聴講学生の受入期間は、許可された履修科目の開講期間とする。

(履修科目)

第4条 履修できる授業科目は、別に定める。

(志願手続)

第5条 特別聴講学生として科目履修を希望する者は、所属する大学等を経由の上、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願書（別紙様式）
- 二 所属する大学等の特別聴講依頼書
- 三 健康診断書

(志願の時期)

第6条 志願の手続期間は、別に定める。

(志願手続の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、いしかわシティカレッジ事業の場合は、当該事業の定めるところによる。

(選考)

第8条 特別聴講学生の選考は、志願書類等による。

(手続及び許可)

第9条 前条の選考の結果、特別聴講学生として受入が認められた者は、指定の期日までに必要な手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に科目履修を許可する。

(学習の評価)

第10条 特別聴講学生の履修した授業科目に限り、学則第11条に基づき、学習の評価を行い、学生が所属する大学等に通知する。

(学則等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙様式)

特別聴講学生調書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4 cm × 3 cm
氏 名	(男・女)			
生年月日	年	月	日 生れ	
現住所	(郵便番号 -)			
電話番号	加入	() -	携帯	() -
在籍期間			学籍番号	
学部・学科名			年 次	
履修希望 科 目	授 業 科 目	単位数	前期・後期別	備 考

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、大学院の学生の守らなければならない事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、誓約書・保証書を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできるものでなければならない。

2 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して保証しなければならない。

3 保証人を変更したときは、速やかに保証人変更届及び保証書を学長に提出しなければならない。

(氏名変更届)

第4条 学生は、氏名に変更があるときは、氏名変更届を学長に提出しなければならない。

(住所届)

第5条 学生は、入学後速やかに住所届を学長に提出しなければならない。

2 学生は、住所に変更があるときは、住所変更届を学長に提出しなければならない。

(学生証)

第6条 学生は、入学時に学生証の交付を受けなければならない。

2 学生は、学生証を常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

3 学生は、学生証を紛失若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに学生証再交付願を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、本学が行う保健指導等の指示に従わなければならない。

(転学)

第8条 大学院学則第20条第3項の規定により他の大学院へ転学しようとする学生は、転学願により学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第9条 大学院学則第21条第1項の規定により留学しようとする学生は、留学願により学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第10条 大学院学則第22条第1項の規定により休学し、又は同条第3項の規定により休学の期間を延長しようとする学生は、休学願により学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第11条 大学院学則第23条の規定により退学しようとする学生は、退学願により学長の許可を受けなければならない。

(復学)

第12条 大学院学則第25条第1項の規定により復学しようとする学生は、復学願により学長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第13条 病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、あらかじめ欠席届を提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(各種証明書)

第14条 学生は、各種証明書が必要なときは、証明書交付願により学長に交付を申請しなければならない。

(集会等)

第15条 学生が、学内において集会、催物等（以下「集会等」という。）を実施しようとするときは、実施日の7日前までに集会等願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会の解散を命ずることができる。

(学外活動)

第16条 学生が、本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、学外活動願により学長の許可を受けなければならない。

(学内掲示)

第17条 学生が、学内においてポスターを掲示しようとするときは、指定した場所に掲示しなければならない。

(掲示物の撤去)

第18条 学生は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

2 学長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- 一 指定した場所以外に掲示したもの
- 二 掲示期間を経過したもの
- 三 その他学長が不相当と認めたもの

(寄付募集等)

第19条 学生が、学内において寄付募集、物品販売、署名運動その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願により学長の許可を受けなければならない。

(様式の準用)

第20条 第2条から第19条までにおける願・届等の様式は、石川県立看護大学学生規程に定める学部学生の場合を準用する。

(施設等の使用)

第21条 学生が、授業以外の目的で本学の施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用するときは、当該施設の使用規程の定めるところに従わなければならない。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の配当年次)

第2条 授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

2 履修登録後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認める場合には、この限りではない。

(修了要件博士前期)

第4条 学生は、修了するためには2年以上在学し、次項に定めるところにより合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。

2 授業科目については、次の単位を修得しなければならない。

一 共通科目から必修10単位、選択4単位以上

二 専門領域の科目から、志望する研究教育分野に応じ選択16単位以上

3 専門看護師の資格取得を希望する場合にあっては、認定に必要な所定の単位を修得しなければならない。

(修了要件博士後期)

第5条 学生は修了するためには3年以上在学し、次項に定めるところにより合計10単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査に合格しなければならない。

2 授業科目については、特論を2単位以上、演習を8単位以上を修得しなければならない。

3 単位のみの修得者で、修業年限を超えて退学したものは博士課程単位取得満期退学者と見なす。

(試験)

第6条 授業科目の成績は、筆記試験、レポートその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

2 授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2に満たない学生は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、次のとおりA、B、C及びDの評語で表し、A、B及びCを合格として所定の単位を与える。

評語	点数
A	80点～100点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	59点以下

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかつた者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に追試験願（様式第2号）を研究科長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかつた者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第10条 試験において、不正行為の事実が確認された場合には、当該授業科目を不合格とするほか、大学院学則第31条の規定により懲戒することができる。

(再履修)

第11条 単位の修得が認められなかつた授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

(既修得単位の認定等)

第12条 大学院学則第12条及び第12条の2による単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定等申請書(様式第3号)を、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、令和8年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

授 業 科 目		配 当 年 次	
共通科目	A	看護科学と看護理論	1
		看護研究	1
		データ分析方法論	1
		コンサルテーション論	1
		ケアと哲学	1
		看護教育特論	1
		看護管理特論	1
		国際看護特論Ⅰ	1
		国際看護特論Ⅱ	1
		看護福祉政策論	1
		家族看護特論	1
		B	臨床薬理学
	アドバンストフィジカルアセスメント		1
	病態生理学	1	
	特別研究	2	
健康看護学領域	看護デザイン分野	看護デザイン論	1
		看護デザイン特論Ⅰ	1
		看護デザイン特論Ⅱ	1
		看護デザイン演習Ⅰ	1
		看護デザイン演習Ⅱ	2
	看護管理学分野	看護組織論	1
		人的資源活用論	1
		看護経済・経営論	1
		看護管理学演習	1
		看護管理学実習	1
		災害看護学特論	1
	災害看護学演習	1	
	災害看護学実習	1	
	地域・精神・保健学分野	地域看護学研究特論	1
		地域看護診断・展開特論	1
地域看護学特論		1	
健康管理学特論		2	
地域看護管理特論		2	
地域ケアシステム開発論		2	
地域看護診断・展開演習		1	
地域精神保健看護特論		1	
地域精神保健看護演習		2	
地域看護展開実習		2	
地域看護高度実践実習【B-1】		2	
地域看護高度実践実習【B-2】		2	
地域看護管理実習	2		
実践看護学領域	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	1
		女性看護学特論Ⅱ	1
		女性看護学特論Ⅲ	1
		女性看護学演習Ⅰ	1
		女性看護学演習Ⅱ	1

授 業 科 目		配 当 年 次		
実 践 看 護 学 領 域	子どもと家族の看護学 分野	子どもの発達援助論	1	
		子どもと家族の保健医療福祉特論	1	
		子どもと家族の看護演習	1	
		子どもの診断・治療実習	1	
		子どものフィジカルアセスメント	1	
		子どもの病態治療学特論	1	
		子どもと家族の援助論	1	
		子どもと家族のケアシステム論	1	
		子どもと家族の保健医療福祉演習	1	
		小児看護専門看護師機能実習Ⅰ	2	
		小児看護専門看護師機能実習Ⅱ	1～2	
		成人看護学分野	成人看護学特論	1
			がん看護援助論	1
がん病態治療学特論	1			
がん看護学演習Ⅰ	1			
緩和ケア演習Ⅰ	1			
緩和ケア演習Ⅱ	1			
がん看護学演習Ⅱ	1			
がん看護学演習Ⅲ	1			
慢性期看護学演習	1			
がん看護学実習Ⅰ	1			
がん看護学実習Ⅱ	2			
がん看護学実習Ⅲ	2			
急性期病態治療学特論	1			
急性期援助論	1			
急性期看護学演習	1			
看護イノベーション特論	1			
ビジュアル看護実践論	1			
ビジュアル看護社会実装演習	1			
老年看護学分野	老年看護特論		1	
	老化過程と病態論	1		
	高齢者健康生活論	1		
	高齢者援助論	1		
	高齢者ケアシステム論	1		
	老年看護演習Ⅰ（慢性期看護）	1		
	老年看護演習Ⅱ（認知症看護）	1		
	老年看護実習1（慢性期看護）	1～2		
老年看護実習2（認知症看護）	1～2			
在宅看護学分野	在宅看護特論	1		
	在宅看護演習	1		
	家族看護実習	2		
	在宅看護実習	2		

授 業 科 目		配 当 年 次	
助 産 看 護 学 領 域	助産看護学分野	助産学概論	1
		健康教育演習	1
		助産診断・技術特論演習Ⅰ(概論・妊娠 期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅱ(分娩期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅲ(産褥期・新 生児期・乳幼児期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅳ(ハイリス ク)	1
		助産管理特論	2
		地域母子保健特論	1
		助産実践実習Ⅰ-1(正常・継続)	1
		助産実践実習Ⅰ-2(正常)	2
		助産実践実習Ⅱ(ハイリスク・継続)	2
助産管理実習	2		

【博士後期課程】

授 業 科 目		配 当 年 次	
	コミュニテイケア・ 看護デザイン科学分野	看護デザイン科学特論	1
		看護デザイン科学演習A	1
		看護デザイン科学演習B	2
		コミュニテイケア科学特論	1
		コミュニテイケア科学演習A	1
		コミュニテイケア科学演習B	2
	実践看護科学分野	子どもと家族・女性看護科学特論	1
		子どもと家族・女性看護科学演習A	1
		子どもと家族・女性看護科学演習B	2
		成人看護科学特論	1
		成人看護科学演習A	1
		成人看護科学演習B	2
高齢者看護科学分野	高齢者看護科学特論	1	
	高齢者看護科学演習A	1	
	高齢者看護科学演習B	2	
在宅看護科学分野	在宅看護科学特論	1	
	在宅看護科学演習A	1	
	在宅看護科学演習B	2	

石川県立看護大学大学院学位規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第52号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 大学院において授与する学位は、博士前期課程を修了した者は修士（看護学）、博士後期課程を修了した者は博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の各課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 前条の規定により学位論文の審査を申請する者は、学位論文に所定の書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- 2 提出する学位論文は、自著一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して、関係資料を提出させることがある。
- 4 いったん受理した学位論文（参考として添付された論文を含む。）は、返付しない。

(学位論文の審査)

第5条 前条第1項の規定により研究科長が学位論文の審査の申請を受理したときは、研究科委員会に審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文が審査に付託されたときは、研究科委員会は、当該研究科の教授のうちから選出した審査委員により構成する審査委員会を設けて当該論文の審査を行う。ただし、必要があるときは研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学の大学院等の教

員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 論文審査の審査は、口頭及び筆答による審査を含むものとする。

3 審査委員会は、各専攻領域の教育目的が達成されたかどうかの能力試験を口頭又は筆答により行う。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき審査委員会の審査結果について審議する。

(審議結果の報告)

第10条 研究科委員会は、前条の規定による審議の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は、別紙様式第1号(博士前期)、別紙様式第2号(博士後期)とする。

3 学位記の交付は、学位交付簿(別紙様式第3号)により行う。

(学位名称の使用)

第12条 大学院において学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、次のように大学名を付記するものとする。

修士(看護学)(石川県立看護大学)

博士(看護学)(石川県立看護大学)

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は学位を取消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第14条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければ
ならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学 位 記



氏 名

年 月 日 生

本学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程において所定の単位を修得し学位

論文の審査及び最終試験に合格したことを認め修士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

石川県立看護大学学長



学 位 記



氏 名

年 月 日 生

本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程において所定の単位を修得し学位

論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

石川県立看護大学学長

石川県立看護大学大学院科目等履修生規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第16条を準用する。

(在学期間)

第3条 科目等履修生の在学期間は、入学を許可した日から、履修科目の開講期間の最終日までとする。ただし、履修を継続する必要があるときは、大学院科目等履修期間延長願（別記様式第1号）を学長に提出し、許可を得て、1回に限り在学期間を延長することができる。

(履修科目)

第4条 科目等履修生が履修できる授業科目は、別に定める。

(志願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添え、学長に提出しなければならない。

- 一 科目等履修願書（別紙様式第2号）
- 二 志願理由書（別紙様式第3号）
- 三 最終出身学校の卒業（修了）証明書

(志願の時期)

第6条 入学志願の手続期間は、別に定める。

(入学者の選考)

第7条 科目等履修生の選考は、入学志願書類審査により行う。

(入学手続き及び入学の許可)

第8条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに入学手数料に誓約書を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可される前に授業が開始された場合は、当該授業科目を仮受講することができる。
- 4 入学許可後は、指定の期日までに授業料を支払わなければならない。

(単位の授与)

第9条 学修の評価により合格した者に対し、単位を与えるものとする。

- 2 本人から請求があった場合は、単位修得証明書（別紙様式第4号）を交付する。

(学則等の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

大学院科目等履修期間延長願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

氏 名

私は、石川県立看護大学大学院の科目等履修生として下記1の授業科目を履修しています。引き続き、下記2の授業科目を履修したいので、在学期間の延長を許可して下さるようお願いいたします。

記

1 履修している授業科目

授業科目	期間	単位数	担当教員名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

2（1）履修したい授業科目

授業科目	期間	単位数	担当教員名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

（2）履修の理由

年度 石川県立看護大学大学院
科目等履修願書
入学資格審査申請書

（該当の□に✓印を記載すること）

年 月 日

ふりがな					写真貼付 （上半身） タテ ヨコ 4 cm × 3 cm
氏名					
	（男・女）				
生年月日	年	月	日生		
現住所	（郵便番号 — ）				
電話番号	加入	（ ） —	携帯	（ ） —	
学歴 ※高等学校から記入すること	年	月	高等学校卒業		
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
職歴	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
履修希望科目	授業科目	単位数	前期・後期別	備考	

免許・資格等	取得年月日	種 類		番 号
賞 罰	年 月 日	事 項		
業績一覧(※)	題 名	著者または発表者	年 月	掲載した学術雑誌等の 名称または発表した学 会名等
活動等(※)	その他学会及び社会における			

- (注) 1 用紙が不足する場合は、複写して使用すること
- 2 入学資格審査申請を兼ねる場合は、論文、抄録等の写しを添付すること
- 3 ※印の箇所は、入学資格審査を兼ねる場合のみ記入すること

令和 年度 石川県立看護大学大学院看護学研究科（科目等履修生）

志 願 理 由 書

受付番号	※
フリガナ 氏名	

- (注) 1 ※欄には何も記入しないでください。
2 ボールペン又はペンで記入してください。（ワープロ可。ただし、氏名は自筆）

石川県立看護大学大学院長期履修学生に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第13条の3第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修学生を希望する旨の申し出をすることができる者は、大学院に入学を許可された学生であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情がある者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

(履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を上限とする。

(申請)

第4条 長期履修学生を希望する者は、次に掲げる書類を、入学前年度の2月末日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生承認申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (3) その他学長が必要と認める書類

(長期履修学生の承認)

第5条 前条の申請に対しては、学長が承認する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生の申請事由消滅等による履修期間の短縮の希望は、博士前期課程においては1年次に、博士後期課程においては1年次又は2年次に、各1回に限り申し出をすることができる。

2 前項による申し出をする者は、長期履修学生履修期間変更承認申請書（様式第2号）に第4条第2号及び第3号に規定する書類を添付のうえ、各年次の2月末日までに学長に提出しなければならない。

3 第2項の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。

(長期履修学生の承認の取消し)

第7条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

長期履修学生承認申請書

年 月 日

石川県立看護大学長 様

研究科	課程
学籍番号(受験番号)	
氏名	

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を希望しますので、石川県立看護大学大学院長期履修学生に関する規程第4条に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
現住所	〒 電話番号（自宅） （携帯）
勤務先	名称・職種等
	〒 所在地 電話番号
理由	
履修計画	
指導教員の所見	教員名 _____ 印

長期履修期間変更承認申請書

年 月 日

石川県立看護大学長 様

研究科 課程

学籍番号(受験番号)

氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を希望しますので、石川県立看護大学大学院長期履修学生に関する規程第6条に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	<p style="text-align: right;">教員名 _____ 印 _____</p>

石川県立看護大学研究員受入規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）において看護学に寄与する研究を行う者（以下「研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第2条 研究員として受入れすることができる者は、団体、機関又は本学教授が推薦する者で、大学卒業もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(研究期間)

第3条 研究員の研究期間は、原則として1月以上1年以内とする。

2 研究継続の必要があると認められる場合には、受入れを更新することができる。

(受入申請手続)

第4条 研究員を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 研究員受入申請書（別記様式第1号）
- 二 履歴書
- 三 健康診断書

(受入許可)

第5条 研究員の受入れは、教育研究審議会の議を経て学長が許可するものとする。

2 学長は、研究員の受入れにあたっては、協力担当教員を定めるものとする。

3 学長は、研究員の受入れを許可したときは、研究員受入許可書（別記様式第2号）を当該研究員に交付するものとする。

(待遇)

第6条 研究員の待遇は、次の各号のとおりとする。

- 一 本学の教育研究に支障のない範囲において、研究遂行上の必要な施設及び設備を使用することができるものとする。
- 二 本学受入中に生じた災害疾病その他の事故に対し、本学は、一切その責めを負わないものとする。

(経費の負担)

第7条 研究に必要な経費は、研究員の負担とする。

(受け入れ許可の取消)

第8条 学長は、研究員が本学の諸規程に違反し、又は本学の教育研究その他、本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該研究員の受入許可を取消し、又は研究を中止させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

研究員受入申請書

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

氏名 印

石川県立看護大学の研究員として研究を行いたいので、次のとおり申請します。

ふりがな 氏名		性別	
生年月日		年齢	歳
現住所			
勤務先		職名	
最終学歴		学位	
研究歴 及び職歴			
研究事項			
研究期間	年 月 日から 年 月 日		
	<研究期間が1年を超える場合はその理由> <研究期間を更新する場合はその理由>		
推薦者	所属・職 氏名 印		

研究員受入許可書

年 月 日

（受入許可研究員氏名）

石川県立看護大学長

印

年 月 日付けで申請のあった研究員としての受入れについては、下記のとおり許可します。

記

- 1 受入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 2 協力担当教員

- 3 研究事項

- 4 備 考

(名称)

第1条 本会は、石川県立看護大学後援会（以下「本会」という。）と称し、所在地を石川県立看護大学（以下「大学」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の福利厚生の実充等に努め、大学の発展と会員相互の連絡・親睦を諮ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学生の福利厚生を増進するための事業
- 二 学生の他大学との交流を促進するための事業
- 三 学生の課外活動の助成に関する事業
- 四 学生の学外実習に要する交通費の助成に関する事業
- 五 会員と大学の連絡に関する事業
- 六 会員相互の連絡・親睦に関する事業
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員本学に在学する学生の保護者若しくは保証人
- 二 賛助会員本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長若干名（うち1名は大学教員とする。）
- 三 理事9名（各学年次の保護者若しくは保証人から各2名、大学事務局長）
- 四 監事2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において正会員の中から選出する。

(任期)

第7条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了においても、新たに役員が就任されるまでの間は、前任者が引き続きその任務を行う。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 三 理事は、本会を運営する。
- 四 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会に諮って指名する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、かつ本会の運営に関し意見を述べる。

(総会)

第10条 総会及び理事会は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 総会は、毎年1回4月に開催し、次の事項を議決する。
 - 一 役員の選任
 - 二 規約の改廃
 - 三 事業計画及び予算
 - 四 事業報告及び決算
 - 五 その他必要と認められる事項
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任できる。
- 5 総会の議決は、出席会員（委任状を含む。）の過半数によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事で構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、出席には委任状によるものを含むものとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金、その他収入をもって充てる。

- 2 正会員は、学生1名につき会費60,000円とする。
- 3 正会員の会費は、入学年度に一括納入するものとする。
- 4 賛助会員の会費は、年額10,000円とし、その都度納入するものとする。
- 5 既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(事務局)

第13条 事務局は、大学事務局が所管し、事務局長には、大学事務局教務学生課長をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第15条 本会の業務執行上必要な細則は、理事会の承認を経て、会長がこれを定めることができる。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年5月13日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条の規程に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときはこの限りではない。

(志願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 研究生入学願書（別紙様式第1号）
- 二 最終出身学校の卒業（修了）証明書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、選考の上、研究生として許可することができる。

(入学手続き及び入学の許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに入学手数料に誓約書を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 研究生の在学期間は、1年以内とし、在学期間の開始の日の属する年度を超えることができない。ただし、研究期間延長願（別紙様式第2号）を提出し、特別の事由があると認められたときは、在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 研究生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、研究に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(指導教員)

第9条 研究生の指導教員は、学長が定めるものとする。

2 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業科目の聴講)

第10条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の許可を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究を終了したときは、研究結果報告書(別紙様式第3号)を指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第12条 学長は、研究生が研究の成果をあげたと認めたときは、本人の請求により研究修了証明書(別紙様式第4号)を交付するものとする。

(学則等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院学則その他学生に関する諸規定を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月31日から施行する。

年度 石川県立看護大学大学院

研 究 生 入 学 願 書

年 月 日

ふりがな				写 真 貼 付 （上半身） タテ ヨコ 4 cm × 3 cm		
氏 名	（男・女）					
生年月日	生れ	年	月		日	
現住所	（郵便番号 — ）					
電話番号	加入	（ ）	—	携帯	（ ）	—
学 歴 ※高等学校 から記入す ること	年	月	高等学校			
	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
職 歴	年	月				
	年	月				
	年	月				
	年	月				
研究期間	年	月	日から	年	月	日
希 望 指導教員						
研究課題						

研究期間延長願

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

氏 名 印

私は、石川県立看護大学の研究生として在学中ですが、下記により研究期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 期間延長理由

上記のとおり期間延長が必要であると認める。

指導教員氏名 印

研究結果報告書

年 月 日

石川県立看護大学長 殿

氏 名 印

下記のとおり研究が終了しましたので、報告します。

記

- 1 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 研究課題
- 3 研究結果概要
- 4 研究結果
別添資料参照

上記のとおり研究が終了したと認める。

指導教員氏名 印

証第 号

研究修了証明書

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは本学研究生として次のとおり研究を修了したので
これを証します

研究課題

研究期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

石川県立看護大学長

印

(設置目的)

第1条 石川県立看護大学大学院研究科委員会規程第7条の規定に基づき、大学院の教務及び学生に関する事項を調査・審議するため、大学院教務学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、研究科委員会に報告する。

一 教務に関する事項

- ア 教育課程に関すること
- イ 科目の履修に関すること
- ウ 単位の認定に関すること
- エ 修了の認定に関すること
- オ その他教務に関すること

二 学生に関する事項

- ア 学生の身分に関すること
- イ 教育及び研究の施設に関すること
- ウ 学生の厚生補導に関すること
- エ 学生の賞罰に関すること
- オ その他学生に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 学長が指名する教授

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残留期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行

う。

(事務)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員会の委員の中から互選された者
- 二 専門教員の中から委員長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、大学事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学附属地域ケア総合センター推進協議会規程

平成24年4月1日

石川県公立大学法人規程看第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属地域ケア総合センター（以下「センター」という。）規程第4条第2項の規定に基づき、附属地域ケア総合センター推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 センターの目的とその実現方略に関する事項
- 二 センター事業の成果の評価に関する事項
- 三 その他センターに関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 附属地域ケア総合センター長
- 三 専任教員の中から学長が指名する者5名程度
- 四 センターの目的に造詣の深い学外者で学長が指名する者5名程度
- 五 その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、前条第一号及び第二号に掲げる委員については、当該職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、学長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を招集し、議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を行う。

(定足数)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(附属地域ケア総合センター運営委員会との連携)

第9条 協議会は、センターの目的達成を支援し、調査・審議した事項を附属地域ケア総合センター運営委員会の企画する事業を通じて実現するものとする。

(事務)

第10条 協議会の事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第38条及び石川県立看護大学大学院学則第30条の規定に基づき、石川県立看護大学（以下「本学」という。）の学生の表彰等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、本学の名誉を高め、本学に貢献し、又は社会的に高い評価を受けた学生又は学生団体について行うものとする。

- 一 学業において、特に優秀な成績を修めた学生
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績をあげた学生又は学生団体
- 三 課外活動において、特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体
- 四 社会活動において、特に顕著な功績があった学生又は学生団体
- 五 継続的な本学への貢献等、表彰に値する行為があった学生又は学生団体
- 六 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があった学生又は学生団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 学生又は教職員は、前条に該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）を、別記様式により学長に推薦することができる。

- 2 学生又は学生団体は、自らが表彰候補者に該当すると認める場合は、別記様式により学長に自薦することができる。
- 3 前2項の規定による推薦は、原則として推薦事由となる活動が終了した日より1年以内に行うものとする。ただし、終了日が明確でない活動に関しては、この限りでない。

(表彰者の決定)

第4条 学長は、前条第1項及び第2項の規定に基づく表彰候補者の推薦があったときは、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(感謝状)

第6条 学長は、第4条に規定する表彰者の決定事由となる活動又は行為等に、特に貢献したと認められる学外の指導者等に対し、感謝状を贈呈することができる。

2 学生又は教職員は、第3条の規定に基づく表彰候補者の推薦に際し、第1項に規定する学外の指導者等が存在する場合には、別記様式により学長に推薦することができる。

3 学長は、前項の規定に基づく推薦があったときは、対象者を決定する。

4 学長は、感謝状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第7条 表彰等に関する事務は、事務局教務学生課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

石川県立看護大学学長表彰等推薦書

平成 年 月 日

石川県立看護大学学長 殿

推薦者氏名 _____ 印

推薦者区分 教職員 ・ 学生 （いずれかを選択）

職名または

学籍番号 _____

連絡先

（電話またはメール） _____

石川県立看護大学学長表彰等規程第3条に基づき、下記のとおり推薦します。

記

該 当 者	(団体の場合は代表者を記入して下さい) 学籍番号・氏名
	所属 看護学部 ・ 博士前期課程 ・ 博士後期課程 (いずれかを選択)
	個人 ・ 団体 (いずれかを選択) < 団体名 ; >
該当事項 該当事項の番号を○で囲んで下さい 1. 学業 2. 学術研究活動 3. 課外活動 4. 社会活動 5. その他	
○推薦事由（入賞等の場合は、大会名・賞の名称・実施団体・開催地・年月日等を記入すること。それ以外の場合は、活動内容とともに、推薦事由を具体的かつ詳細に記入すること。）	
○上記の活動又は行為等に貢献し、学長より謝意を表すべき指導者等が学外にいる場合は、以下に記入してください。 (フリガナ) 氏 名	
貢献内容	
連 絡 先 (電話またはメール)	

注： 賞状または参考となる資料があれば添付して下さい（コピー可）。

石川県立看護大学学長表彰等規程の運用に関する内規

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、石川県立看護大学学長表彰等規程（以下「表彰規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰規程第2条第一号から第四号に定める表彰基準の具体的目安は、次の各号のとおりとする。

- 一 第一号に定める「特に優秀な成績」とは、学部及び大学院在学期間中において、極めて優秀な学業成績をあげたものとする。
- 二 第二号に定める「特に顕著な業績」とは、国際的又は全国的規模の学会等から賞を受ける等の業績をあげたものとする。
- 三 第三号に定める「特に顕著な成果」とは、全国的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）において入賞し、又は北信越をはじめとする地域ブロック又は石川県規模の競技会等において第3位までに入賞（これに相当する賞を含む。）したものとする。
- 四 第四号に定める「特に顕著な功績」とは、ボランティア活動、人命救助、災害活動等において、公的機関等から表彰を受ける等、特に高い評価を受けたものとする。

(推薦の時期)

第3条 候補者の推薦はその都度行うが、学生委員会及び大学院教務学生委員会は、全学生及び教職員に対し、必要に応じて随時推薦するよう依頼するものとする。

(表彰の審査)

第4条 学長は、推薦があった表彰候補者について、表彰事由を所掌する学内委員会に表彰規程第2条各号のいずれかに該当するかどうかを審査させ、その結果について報告を求めるものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、卒業生及び修了生にあつては、卒業式・学位授与式の日、在學生にあつては、必要に応じて随時行う。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は石川県立大学学則（以下「学則」という。）第39条及び石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること
- (2) 停学 登校を禁止すること。期間は6月以下の有期又は無期とする。停学期間は学則3条（大学院学則第5条）に規定する修業年限に含めないものとし、学則第4条（大学院学則第6条）に規定する在学期間に含めるものとする。
ただし、教育的観点から特に必要があると認められるときは、停学期間の全部又は一部を修業年限に含めることができる。
- (3) 退学 退学させること。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第39条第1項又は大学院学則第31条第1項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに学生部長又は研究科長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

第4条 前条の報告を受けた学生部長又は研究科長は、懲戒が明白なときは、学長と協議のうえ、当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。
2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(学生懲戒委員会の設置)

第5条 学生部長又は研究科長は、懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、学長の指示を受けて「学生懲戒委員会」（以下、「委員会」という。）を設置することができる。
2 委員会は、その行為の事実関係について調査し、懲戒処分の要否等について審議を

行う。

(委員会)

第6条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長又は研究科長
- (2) 学生委員長及び教務委員長又は大学院教務学生委員長
- (3) 学生部長又は研究科長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 委員会は第5条第2項の規定に基づき懲戒処分が必要と認めたときは、調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行うものとする。

(学生の弁明の機会)

第7条 委員会は第5条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は第6条第3項により委員会から発議があったときは、懲戒処分を決定する。

2 学長は、前項の決定において必要があると認めた場合は、改めて事実関係の調査及び審議を委員会に行わせることができるものとする。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分通知書(様式第1号)により該当学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の方法により通知する。

3 懲戒処分の通知を当該学生にした場合にあっては、その保証人に対して当該通知の写しを送付するものとする。

4 停学又は退学の懲戒処分については、処分内容(学生の氏名を除く。)を様式第2号により学内に告示するものとし、その期間は告示の日から2週間とする。

(懲戒の発行)

第10条 懲戒の発効日は、懲戒処分通知書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(無期停学の解除)

- 第11条 学生部長又は研究科長は、無期停学処分を受けた学生の反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その発効日から起算して6月経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に対し、その処分の解除を発議することができる。
- 2 学長は、前項の発議があったときは、停学を解除することができる。
 - 3 無期停学の解除の告知は、学長が本人に対して行う。

(再審査)

- 第12条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など、正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。
- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の可否を決定するものとする。
 - 3 前項の規定により再審査が決定された場合は、第5条から第7条までの規定を準用する。

(停学中の指導等)

- 第13条 学生部長又は研究科長は、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。
- 2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。
 - 3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

(成績証明書等への記載の禁止)

- 第14条 成績証明書及び学生の就職、進学に際しての推薦書類等には、懲戒の有無、懲戒の内容等を記載しないものとする。

(事務)

- 第15条 学生等の懲戒に関する事務は、教務学生課にて処理する。

(委任)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

懲戒処分通知書

学科名

年次

学籍番号

氏 名

石川県立看護大学（大学院）学則第 条第 項の規程に基づき、次のとおり懲戒処分
をする。

記

1 処分の内容

2 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立看護大学長

印

告 示

石川県立看護大学（大学院）学則第 条 項の規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

記

- 1 学生の所属
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立看護大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公立大学法人教職員就業規則第3条第2項の規程に基づき、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における外部資金による特定の研究プロジェクト等（以下「研究プロジェクト」という。）、附属地域ケア総合センター事業及び附属看護キャリア支援センター事業、その他本学の教育・研究の推進及び充実を図るため、本学に雇用する特任教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2条 特任教員は、本学の常勤の教員以外の者で、石川県立看護大学教員等選考規程に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手と同等の資格を有し、本学の教員に準じた教育・研究を行うことができる者とする。

2 特任教員は、前項の資格の区分に応じて特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手に区分する。

(身分)

第3条 特任教員の身分は、非常勤とし、本学の教員定数には含めない。

(選考)

第4条 本看護学部看護学科における特任教員の選考は、研究プロジェクトを担当する教授若しくは准教授、附属地域ケア総合センター長、附属看護キャリア支援センター長又は学生部長の申し出により、教育研究審議会の審議を経て学長が行う。

2 本学大学院看護学研究科における特任教員の選考は、研究科長の申し出により、教育研究審議会の審議を経て学長が行う。

(任用期間)

第5条 特任教員の任用期間は、年度ごとに更新することができるものとする。ただし、研究プロジェクトに係る特任教員については、当該プロジェクト期間を超えて更新することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、その特任教員が70歳に達した日以後における最初の4月1日以降は、任用することができない。ただし、学長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(給与)

第6条 特任教員の給与は、石川県大学法人職員給与規程及び同施行細則の規程並びに

当該特任教員の勤務日数、勤務時間及び業務の内容を勘案し決定する。ただし、研究プロジェクトに係る特任教員の給与は、外部資金をもって充てられる限度額を超えることはない。

(教授会等との関係)

第7条 特任教員は、教授会及び研究科委員会に出席する義務を負わない。ただし、学長、当該教授会又は研究科委員会が必要と認めた場合は、特任教員を会議に出席させることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 石川県立看護大学特任教授規程(平成23年4月1日石川県公立大学法人規定看第38号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

石川県立看護大学臨床教授等の称号付与規程

平成25年4月1日

石川県公立大学法人規程看第63号

(目的)

第1条 この規程は、石川県立看護大学における臨床教育に協力する学外の保健医療福祉機関等の優れた医療人等に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師(以下「臨床教授等」という。)とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、石川県立看護大学履修規程に定める臨地実習等の指導者に協力する保健医療福祉機関等(以下「実習等協力機関等」という。)に所属する医療人等であつて、実習等協力機関等において、臨地実習等の指導に当たる者に付与する。

(選考)

第4条 臨床教授等の選考は、当該領域の責任者からの推薦に基づき、教務委員会で審査し、教授会の議を経て、学長が行う。

2 看護学研究科の臨床教授等の選考は、当該領域の責任者からの推薦に基づき、大学院教務学生委員会で審査し、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

3 附属看護キャリア支援センターの臨床教授の選考は、当該領域の責任者からの推薦に基づき、運営委員会で審査し、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

(選考基準)

第5条 臨床教授等として選考できる者は、保健医療福祉機関等における豊富な医療経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、当該臨床教授等の所属する保健医療福祉機関等において、臨床実習の指導等必要な職務を行うものとする。

(給与等)

第7条 臨床教授等には、給与等は支給しない。

(称号を付与する期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、当該年度内とする。ただし、期間の更新は妨げない。

(称号の付与)

第9条 臨床教授等の称号の付与は、別記様式の文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター規程

平成25年11月1日

石川県公立大学法人規程看第63-2号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則（以下「学則」という。）第37条の2第4項の規定に基づき、附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学則第37条の2第2項に定める業務を通じて、看護師等のキャリア形成を支援することにより、熟練した看護技術と知識を有し、水準の高い看護が実践できる看護師等を育成し、もって、県民の健康・福祉の向上に資することを目的とする。

(センター長)

第3条 学則第37条の2第3項に定める附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）は、センターに関する業務を統括する。

2 センター長の選考については、別に定める。

(運営委員会)

第4条 センターの業務の運営に関する事項を調査・審議するため、附属看護キャリア支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター運営委員会規程

平成25年11月1日

石川県公立大学法人規程看第63-3号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）規程第4条第2項の規定に基づき、附属看護キャリア支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 センターの管理運営に関する事項
- 二 センター事業の企画、立案及び実施に関する事項
- 三 その他センターに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）
- 二 センターの教員
- 三 センターの目的に造詣が深い学外者で学長が指名する者
- 四 その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター長選考規程

平成25年11月1日

石川県公立大学法人規程看第63-4号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター規程第3条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第1条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経てセンター長の選考を行うものとする。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠員となったとき

2 センター長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、石川県立看護大学の専任の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、センター長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日におけるセンター長は、教育研究審議会の議を経て学長が選考し、理事長に任用を申し出るものとする。

3 前項の規定により任命されたセンター長の任期は、平成26年3月31日までとす

る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学における教員の長期研修に関する規程

平成25年12月1日

石川県公立大学法人規程看第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における教員の長期研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 本学専任教員で、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
- (2) 長期研修 教員の教育研究能力及び資質の向上並びに国内外におけるネットワークの拡充を図るとともに、本学における教育研究の発展に資することを目的として、教員の職務の全部又は一部を一定期間免除し、教員が国内外の教育研究機関等（以下「研修先」という。）において教育研究活動に従事する研修をいう。

(資格)

第3条 長期研修に従事することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 本学の教員として3年以上継続して勤務した者で、過去7年間長期研修に従事していない者。
- (2) 教育研究等に必要な知識及び技能等を修得するための自己研鑽に努め、自己の資質向上に意欲的な者。
- (3) 研修終了後も本学に在籍し、教育研究活動を継続する意思を持つ者。

(研修期間)

第4条 長期研修に従事することができる期間（以下「研修期間」という。）は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 研修先が海外の場合 1ヶ月以上6ヶ月までの継続した期間。
- (2) 研修先が国内の場合 10日以上3ヶ月までの継続した期間。

2 前項の期間は、できる限り学期に合わせるなど、研修期間中において支援を得やすい時期を勘案して設定しなければならないものとする。

(手続)

第5条 長期研修を希望する教員は、学長に対し、毎年度4月から9月の間に長期研修を開始する場合は当該前年度の10月末日までに、10月から翌年3月までの間に長期研修を開始する場合は当該前年度の3月末日までに、長期研修申出書（別記様式）により申し出なければならない。

- 2 前項の申し出を行う場合は、領域の責任者の承諾を要するものとする。
- 3 学長は、第1項の申し出について必要な審査を行い、当該長期研修が本学の教育研究の発展に有効と認められる場合は、代替措置等について関係者と協議のうえ、教育研究審議会の議を経て対象者を決定する。
- 4 長期研修の対象者（以下「研修者」という。）は、原則として1時期に1人とし、前項の決定に外れた者は、再度別の時期に申し出を行うことができるものとする。

（代替措置等）

第6条 研修期間中の研修者の職務については、本学の資源を用いて最大限補うものとする。

- 2 前項により補完することが困難な職務がある場合は、学長は、当該職務の時期を研修期間の前後に移動するなど、カリキュラム上の変更を指示するものとする。

（身分等の取扱）

第7条 研修期間中における身分及び給与等は、次に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 研修期間中は、本学の職員としての身分を有し、給与の全額（支給要件を欠くこととなる諸手当を除く。）を支給する。
- (2) 研修先への旅費については、交通費に限り往復1回分を支給する。ただし、他の資金を得て長期研修に従事する場合はこの限りでない。
- (3) 研修期間中であっても、信用失墜行為の禁止、倫理の保持その他の服務規律を遵守しなければならない。
- (4) 研修期間中は、原則として兼業をしてはならない。ただし、当該兼業が継続中であるもの、又は特段の事情があると認められる場合は、あらかじめ学長の許可を受けたうえで、兼業を行うことができる。

（義務）

第8条 研修者は研修期間終了後、遅滞なく帰任し、通常の職務に復帰しなければならない。

- 2 研修者は学長に対し、帰任した日から20日以内に研修期間中の成果に関する報告書を提出しなければならない。また、他の教員から要望があった場合は報告会を開催しなければならない。
- 3 研修期間終了後は、研修者は長期研修の成果を活かし、本学における教育研究の発展に貢献するよう努めなければならない。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、長期研修の実施に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 平成25年度中に長期研修に従事することを希望する者は、第5条の規定にかかわらず、学長に対し、研修期間が始まる2月前までに長期研修申出書を提出しなければならない。

別記様式（第5条第1項関係）

長期研修申出書

平成 年 月 日

石川県立看護大学学長 様

所属
職名
氏名

印

石川県立看護大学における教員の長期研修に関する規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり長期研修の実施を希望します。

記

氏 名		年 齢	歳	本学在職期 間	年
研修先名称					
研修先所在地					
研修先担当者	(役職)	(氏名)	(電話)		
研修期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
研修の目的・ 概要					
研修期間中に 担当予定の授 業科目・単位 数					
不在時の支援 体制					
カリキュラム 等の変更措置					

(領域責任者の承諾)

上記の長期研修の実施について、承諾します。

領域名
職・氏名

印

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター

感染管理認定看護師教育課程規程

平成25年12月1日

石川県公立大学法人規程看第64-2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第37条の2第4項の規定により、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）が実施する同条第2項第2号に掲げる公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 前条の認定看護師教育課程の分野は、感染管理認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）とし、本課程は、感染管理の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる感染管理認定看護師を育成することを目的とする。

(定員)

第3条 本課程の定員は30人を限度に、毎年度、履修生の募集を開始するまでに決定する。なお、特に必要と認めるときは、定員の上限を変更できるものとする。

(教育期間)

第4条 本課程の標準教育期間は6ヶ月以上8ヶ月以下とする。

(在学期間)

第5条 本課程の在学期間は、原則として履修開始の期を超えることはできない。
2 第21条の休学期間は、前項の在学期間に含むものとする。

(休業日)

第6条 本課程の休業日は次のとおりとする。ただし、附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) あらかじめ定める夏季及び冬季休業日

第2章 職員組織

(職員)

第7条 本課程を実施するため、センターに主任教員、専任教員、兼任教員及び事務職員を置く。

2 センター長は、本課程の事務を統括する。

(教員会)

第8条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に教員会を置く。

- (1) 本課程の企画運営に関する事項
- (2) 本課程における履修及び評価に関する事項
- (3) 本課程の修了に関する事項
- (4) その他本課程の運営に関し教員会が特に必要と認める事項

2 教員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(入試委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に入試委員会を置く。

- (1) 本課程における入学者選抜試験の実施に関する事項
- (2) 本課程における入学者選抜試験合格者の決定に関する事項
- (3) その他本課程における入学者の選考等に関し入試委員会が特に必要と認める事項

2 入試委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

第3章 教育課程、修了の要件等

(授業科目及び時間数)

第10条 本課程の授業科目及びその時間数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第11条 本課程の授業は、講義、演習及び実習の方法により行う。

(学修の評価)

第12条 学修の評価は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 成績は、次の基準によりA、B、C又はDで表示するものとし、Dは不合格とする。

A：80点以上

B：70～79点

C：60～69点

D：59点以下

3 各授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の5分の4に満たない履修生(第20条の規定により入学が許可された者を言う。以下同じ。)は、当該授業科目の評価を受けることができない。

(実習の履修)

第13条 実習は、その開始前に所定の授業科目すべてに合格した者又は合格が見込まれる者でなければ履修することができない。

(修了要件)

第 14 条 学長は、第 10 条に規定する全ての授業科目に合格し、かつ、次条に規定する修了試験に合格した履修生に対し、本課程の修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に修了証書（別記様式第 1 号）及び履修証明書（別記様式第 2 号）を授与する。

（修了試験）

第 15 条 修了試験は、履修生が実務において認定看護師にふさわしい能力を発揮することができるかどうかを判定するために行う。

2 履修生は、第 10 条に規定する全ての授業科目に合格しない限り、修了試験を受けることができない。

3 修了試験は、筆記試験、その他の方法により行う。

4 修了試験の範囲は、全ての授業科目の領域にわたるものとし、総合点の 8 割以上を合格とする。

（認定看護師認定審査受験資格）

第 16 条 第 14 条の規定により本課程の修了の認定を受けた履修生は、日本看護協会感染管理認定看護師認定審査の受験資格を取得することができる。

第 4 章 入学、休学、退学及び除籍

（入学資格）

第 17 条 本課程に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 日本国の看護師免許を有する者

(2) 看護師免許を取得後、実務研修を通算 5 年以上有する者

(3) 通算 3 年以上の感染管理に関わる以下の活動実績を有する者

ア 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。

イ 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。

ウ 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。

エ 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。

（入学志願の手続）

第 18 条 本課程に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学者選抜試験）

第 19 条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

2 入学者選抜試験について必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第 20 条 学長は、入試委員会の選考を経て入学者選抜試験の合格者を定め、当該合格者に合格通知書（別記様式第 3 号）により通知する。

2 前項の規定による通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を学長に提出するとともに、第 25 条第 2 号に掲げる入学手数料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の規定により手続を完了した者に対し本課程への入学を許可することとし、当該許可された者に入学許可書（別記様式第 4 号）を交付する。

(休学)

第 21 条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き 1 月以上修学することができない履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる履修生に対し、休学を命ずることができる。

(復学)

第 22 条 休学の理由が消滅したことにより復学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 23 条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 24 条 学長は、次のいずれかに該当する履修生を、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 在学期間を経過した者
- (3) 正当な理由がなく授業に出席しない者
- (4) 本課程の秩序を乱す行為があった者
- (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (6) 死亡又は行方不明になった者

第 5 章 授業料等

(納付金)

第 25 条 本課程の入学検定手数料、入学手数料及び授業料等（以下「納付金」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定手数料 50,000 円
- (2) 入学手数料 50,000 円
- (3) 授業料（実習費を含む） 750,000 円
- (4) 補習授業履修料（1 単位又は 1.5 時間ごと） 25,000 円

(5) 追試験料（1教科目につき）	5,000円
(6) 再試験料（1教科目につき）	5,000円
(7) 補習実習費	20,000円
(8) 追修了試験料	10,000円
(9) 再修了試験料	30,000円

（納入）

第26条 納付金は、指定する期日までに全額を納入しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、授業料を分納することができる。

（未納）

第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の期日までに納付金の支払いの見込みがないときは、入学を取り消す。

（還付）

第28条 既に納入した納付金については、原則として返還しない。

第6章 雑則

（委任）

第29条 この規程に定めるもののほか、本課程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する

別表（第10条関係）

授 業 科 目	必修又は 選択の区分	時間数
共通科目	医療安全学：医療倫理 医療安全学：医療安全管理 医療安全学：看護管理 臨床薬理学：薬理作用 チーム医療論（特定行為実践） 相談（特定行為実践） 指導 医療情報論	必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15
専門基礎科目	感染管理学 疫学と統計学 微生物学 感染症学概論 感染症学各論 医療管理学	必修 15 必修 30 必修 15 必修 15 必修 30 必修 15
専門科目	医療関連感染サーベイランス概論 医療関連感染サーベイランス各論 感染防止技術 職業感染管理 感染管理指導と相談 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント	必修 15 必修 30 必修 30 必修 15 必修 15 必修 15
学内演習／臨地実習	学内演習 臨地実習	必修 90 必修 180

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは感染管理認定看護師教育課程において本学所定の課程を修められましたのでこれを証します

年 月 日

石川県立看護大学長

印

履 修 証 明 書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の感染管理認定
看護師教育課程630時間を修めたことを証する。

プログラムの概要

本プログラムは、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができる感染管理認定看護師を育成することを目的とした教育プログラムを提供するものである。

年 月 日

石川県立看護大学長

印

合 格 通 知 書

様

（受験番号： ）

あなたは、 年度石川県立看護大学感染管理認定
看護師教育課程入学試験に合格したので通知します。

年 月 日

石川県立看護大学長



入 学 許 可 書

氏 名

感染管理認定看護師教育課程の入学を許可します。

年 月 日

石川県立看護大学長



石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター

感染管理認定看護師教育課程規程細則

平成25年12月1日

石川県公立大学法人規程看第64-3号

(趣旨)

第1条 この細則は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）感染管理認定看護師教育課程規程（以下「規程」という。）第8条第2項、第9条第2項及び第29条の規定に基づき、規程に定める公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教員会の構成)

第2条 規程第8条に定める教員会（以下「教員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 公益社団法人石川県看護協会の役員
- (5) 医療機関の看護管理者
- (6) その他学長が指名する者

(教員会委員の任期)

第3条 前条の委員（以下「教員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 教員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員会の会議)

第4条 教員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、センター長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、教員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した教員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

6 この細則に定めるもののほか、教員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(入試委員会の構成)

第5条 規程第9条に定める入試委員会（以下「入試委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 教育経験を有する感染管理認定看護師2人
- (5) その他学長が指名する者

2 入試委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(入試委員会委員の任期)

第6条 前条の委員（以下「入試委員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 入試委員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入試委員会の会議)

第7条 入試委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、入試委員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した入試委員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

6 この細則に定めるもののほか、入試委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(追試験)

第8条 授業科目ごとに行う試験及び修了試験（以下「通常の試験」という。）において、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対し、その年度内に限って追試験を行うことができる。

2 追試験に基づく評価は、通常の試験に準じる。

(追試験願)

第9条 前条に定める追試験を希望する者は、医師の診断書等前条第1項の事由を証明する書類及び追試験料を添えて、当該授業科目の試験終了後1週間以内に追試験願（別記様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 10 条 通常の試験の評価が「不合格」であった者は、その年度内に限って再試験を受けることができる。ただし、修了試験に係る再試験は 1 回とし、授業科目ごとに行う試験に係る再試験は 2 回までとする。

2 再試験に基づく評価は、修了試験にあっては「合格」又は「不合格」とし、授業科目ごとの試験にあっては C 又は D とする。

(再試験願)

第 11 条 前条に定める再試験を希望する者は、再試験料を添えて再試験願（別記様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(授業科目の補習)

第 12 条 授業科目の補習は行わない。ただし、やむを得ない事由により当該授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の 5 分の 4 に満たなかった場合、又はセンター長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により補習を受けようとする者は、補修授業履修願（別記様式第 3 号）をセンター長に提出しなければならない。

(入学志願者の手続)

第 13 条 規程第 18 条の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学願書（別記様式第 4 号）
- (2) 履歴書（別記様式第 5 号）
- (3) 実務研修報告書（別記様式第 6 号）
- (4) 感染管理看護事例要約（別記様式第 7 号）
- (5) 勤務証明書（別記様式第 8 号）
- (6) 推薦書（別記様式第 9 号）
- (7) 志望理由書（別記様式第 10 号）
- (8) 受験票（兼領収書）【A 票】（別記様式第 11 号）
- (9) 原符【B 票】
- (10) 受験料（普通為替証書）
- (11) 日本国の看護師の免許証の写し
- (12) 高等学校等の卒業証明書
- (13) 写真 3 枚（上半身正面、6 か月以内撮影のもの 縦 4.0 cm × 横 3.0 cm）

(入学手続)

第 14 条 規程第 20 条第 2 項の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書（別記様式第 12 号）

(2) 在学保証書（別記様式第13号）

(3) 入学料納付証明書台紙（別記様式第14号）

2 前項の規程にかかわらず、入学を辞退する者にあつては、入学辞退届（別記様式第15号）を学長に提出するものとする。

（履修生証の有効期間）

第15条 履修生証の有効期間は、規程第4条に定める教育期間とする。

2 履修生は、修了、退学等により履修生の身分を失ったとき又は有効期間が満了したときは、直ちに履修生証をセンター長に返還しなければならない。

（履修生証の取扱）

第16条 履修生証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 履修生は、履修生証を常に携帯し、本学の職員から提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 履修生は、履修生証を紛失したとき又は破損等をしたときは、直ちに履修生証再交付願（別記様式第16号）をセンター長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 前項の規定により履修生証の再交付を受けた後、紛失した履修生証を発見したときは、履修生証返納届（別記様式第17号）に当該履修生証を添え、センター長に提出するものとする。

5 履修生は、履修生証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに履修生証書換え届（別記様式第18号）に当該履修生証を添え、センター長に提出しなければならない。

（附 則）

この細則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学客員教授等に関する規程

平成26年4月1日

石川県公立大学法人規程看第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、石川県立看護大学(以下「本学」という。)の学術研究の進展及び教育の充実を図るため、優れた学識、経験等を有する人材を客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)の称号を授与するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2条 客員教授等の称号を授与できる者は、本学の常勤の教員以外の者で、顕著な業績を有し、かつ、本学の教育・研究に貢献できる者とする。

(期間)

第3条 客員教授等の称号を授与する期間は、本学において教育又は研究に従事する期間とする。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(称号の授与)

第5条 学長は、客員教授等の称号を授与するときは、別記様式により当該客員教授等に通知するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

殿

石川県立看護大学客員教授、准教授の称号を授与します

期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします

年 月 日

石川県立看護大学長

印

注) 客員准教授の称号を授与する場合は、本様式中「教授」とあるのは、「准教授」とする。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法第71条第5項、第74条第1項及び第75条並びに石川県公立大学法人定款第11条第3項の規定に基づき、石川県立看護大学の学長（以下「学長」という。）の選考、任期及び解任の申出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考事由及び時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長予定者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長予定者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3箇月前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 学長予定者は、石川県立看護大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(学長予定者の選考方法)

第4条 学長候補者（以下「候補者」という。）は、選考会議の委員が推薦するものとする。

2 前項の規定により選考会議の委員が推薦できる候補者は、各委員1名とする。

3 選考会議は、候補者となった者のうちから、協議により学長予定者を選考するものとする。

(意向投票)

第5条 選考会議は、学長の選考にあたって、学内の意向を調査するため、意向投票を行うことができる。

2 意向投票を行う場合の実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(就任の承諾)

第6条 選考会議は、第4条第3項の規定により選考した学長予定者に、学長就任の承諾を求めるものとする。

(選考の報告)

第7条 選考会議は、前条の承諾が得られたときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

(任期)

第8条 学長の任期は、4年とする。ただし、任期の途中で学長が退任した場合において新たに学長が選任されたときの当該学長の任期は、選出された年度を含め4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、選考会議が必要と認める場合には、学長は、引き続き再任されることができる。

(解任の申出等)

第9条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合又は次項の規定による審議の結果、学長の解任を適当と判断したときは、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の遂行が適当ではないため石川県立看護大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適切ではないと認められるとき。

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

2 選考会議は、経営審議会又は教育研究審議会から学長解任の申出の請求があったときは、速やかに学長解任について審議するものとする。

3 選考会議は、第1項の申出を行うにあたっては、学長に弁明の機会を与えなければならない。

(疑義の解釈等)

第10条 この規程の解釈に疑義が生じたとき、その他この規程の施行に関し必要な事項は、選考会議の決定するところによる。

附 則

1 この規程は、平成26年11月21日から施行する。

2 この規程の施行の日に学長である者が引き続き学長に任命された場合の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず2年とし、同条第2項の規定にかかわらず再任されることはできない。

附 則

この規程は、平成28年10月24日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公立大学法人定款第11条第8項の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の議事の手続きその他学長選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 選考会議の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が経営審議会若しくは教育研究審議会の構成員でなくなったとき又は学長選考候補者となったときは、委員としての身分を失う。

3 選考会議は、前条の事由により委員に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充しなければならない。

(会議)

第3条 選考会議に議長を置き、委員の互選で選出する。

2 選考会議は、議長が招集する。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第4条 会議の議事は、議長を含め出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第6条 議長は、会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 選考会議に関する庶務は、県立看護大学事務局総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成26年11月21日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、石川県立看護大学の教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するの

ではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 学長が指名する者をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 事務局長をもって充て、本学における障害者差別解消の推進に関し実務上の責任を有し、次条に規定する責務を果たすものとする

（監督責任者の責務）

第5条 監督責任者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、最高管理責任者及び総括監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 学生相談部会
- 二 保健室職員
- 三 相談窓口として学長が指名する者

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- 一 コンプライアンス委員会
- 二 学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督責任者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に

関し求められる責務・役割について理解させるための研修

三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第37条第1項第9号に規定する法令若しくは法人の規則に違反した場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第12条 この対応要領に定めるもののほか、この対応要領の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長

- したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
 - 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
 - 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
 - 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
 - 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
 - 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
 - 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
 - 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
 - IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
 - 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
 - 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
 - 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
 - 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
 - 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
 - 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
 - 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
 - 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
 - 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
 - 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

石川県立看護大学教員評価規程

平成28年4月1日
石川県公立大学法人規程看第69号

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第45条第1項の規定に基づき、本学における教育研究活動の状況についての自己評価のうち、教員活動に関する点検・評価（以下「評価」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象者)

第2条 評価の対象となる教員は、専任教員及び特任教員とする。

2 前項の規定に関わらず、別途定める教員については、評価の対象としない。

(評価の対象となる教員活動領域)

第3条 評価する教員活動領域は、教育活動、研究活動、大学運営活動及び地域貢献活動とする。

(評価の対象期間)

第4条 評価の対象期間は年度単位とする。なお、必要に応じて複数年単位の評価を行うことができる。

(評価者)

第5条 評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、別表のとおりとする。

(目標の設定)

第6条 評価の対象となる教員は、年度当初に第3条に定める活動にかかる職務の目標を設定する。

(自己評価の実施)

第7条 評価の対象となる教員は、目標の達成度について自己評価を行う。

(不服申し立て)

第8条 評価の対象となる教員が、評価結果に不服があるときは、不服申し立てをすることができる。

(評価の活用)

第9条 評価の対象となる教員は、評価結果を以後の自己の教員活動に有効に活用し、本学は、評価結果を総合的に判断して大学全体の機能の向上に有効に活用するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

評価の対象となる教員	一次評価者	二次評価者
教育研究審議会の構成員	学長	—
その他の教員	教育研究審議会の構成員	学長

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
認定看護管理者教育課程規程

平成28年4月1日
石川県公立大学法人規程看第70号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第37条の2第4項の規定により、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）が実施する同条第2項第2号に掲げる公益社団法人日本看護協会認定看護管理者規程に基づく認定看護管理者教育課程に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 前条の認定看護管理者教育課程（以下「本課程」という。）は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族および地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために、社会の変化に対応したマネジメントを遂行できる看護管理者を育成し、看護の質向上や保健医療福祉に貢献することを目的とする。

(定員)

第3条 本課程の定員は25名とする。

(教育期間)

第4条 本課程の標準教育期間は180時間、30日以上とする。

(在学期間)

第5条 本課程の在学期間は、原則として標準教育期間とする。

(休業日)

第6条 本課程の休業日は次のとおりとする。ただし、附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

第2章 職員組織

(職員)

第7条 本課程を実施するため、センターに専任教員、兼任教員及び事務職員を置く。
2 センター長は、本課程の事務を統括する。

(教育運営委員会)

第8条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に教育運営委員会を置く。

- (1) 本課程の企画運営に関する事項
 - (2) 本課程における入学者選抜試験の実施及び合格者の決定に関する事項
 - (3) 本課程における履修及び評価に関する事項
 - (4) 本課程の修了に関する事項
 - (5) その他本課程の運営に関し教育運営委員会が特に必要と認める事項
- 2 教育運営委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

第3章 教育課程、修了の要件等

(授業科目及び時間数)

第9条 本課程の授業科目及びその時間数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第10条 本課程の授業は、講義、演習及び実習の方法により行う。

(学修の評価)

第11条 学修の評価は、レポートにより行う。ただし、授業科目によっては、演習の参加状況、プレゼンテーションを含めた評価に代えることができる。

2 成績は、次の基準によりA、B、C又はDで表示するものとし、Dは不合格とする。

A：80点以上

B：70～79点

C：60～69点

D：59点以下

3 各授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の5分の4に満たない履修生（第17条の規定により入学が許可された者を言う。以下同じ。）は、当該授業科目の評価を受けることができない。

(修了要件)

第12条 学長は、第9条に規定する全ての授業科目に合格した履修生に対し、本課程の修了を認める。

2 学長は、前項の規定により修了を認めた者に修了証書（別記様式第1号）及び履修証明書（別記様式第2号）を授与する。

(認定看護管理者認定審査受験資格)

第13条 第12条の規定により本課程の修了を認められた履修生は、日本看護協会認定看護管理者認定審査の受験資格を取得することができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学資格)

第14条 本課程に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 日本国の看護師免許を有する者

(2) 看護師免許を取得後、実務研修を通算5年以上有する者

- (3) 認定看護管理者教育課程セカンドレベルを修了している者。または看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当の職位に1年以上就いている者

(入学志願の手続)

第15条 本課程に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第16条 入学志願者に対しては、小論文その他の方法による入学者選抜を行う。

- 2 入学者選抜について必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第17条 学長は、教育運営委員会の議を経て入学者選抜の合格者を定め、当該合格者に合格通知書（別記様式第3号）により通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を学長に提出する。
3 学長は、前項の規定により手続を完了した者に対し本課程への入学を許可することとし、当該許可された者に入学許可書（別記様式第4号）を交付する。

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由により、修学することができない履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる履修生に対し、休学を命ずることができる。

(復学)

第19条 休学の理由が消滅したことにより復学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第20条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学長は、次のいずれかに該当する履修生を、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当な理由がなく授業に出席しない者。
- (3) 本課程の秩序を乱す行為があった者。
- (4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者。
- (5) 死亡又は行方不明になった者。

(納付金)

第22条 本課程の入学手数料及び授業料等（以下「納付金」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 入学手数料	10,000円
(2) 授業料（実習費を含む）	240,000円
(3) 補習授業履修料（1単位又は15時間ごと）	25,000円
(4) 追試験料（1教科目につき）	5,000円
(5) 再試験料（1教科目につき）	5,000円
(6) 補習実習費	20,000円

(納入)

第23条 納付金は、指定する期日までに全額を納入しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、授業料を分納することができる。

(未納)

第24条 正当な理由がなく、かつ、所定の期日までに納付金の支払いの見込みがないときは、入学を取り消す。

(還付)

第25条 既に納入した納付金については、原則として返還しない。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、本課程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

授業科目	時間	単 元
ヘルスケアシステム論Ⅲ	30	1) 社会保障制度・政策の動向 2) 看護制度・政策の動向 3) ヘルスケアサービスの創造
組織管理論Ⅲ	30	1) 組織デザインと組織運営 2) 組織における倫理
人材管理Ⅲ	15	1) 社会システムと労務管理 2) 看護管理者の育成
資源管理Ⅲ	30	1) 経営戦略 2) 財務管理 3) 組織的情報管理
質管理Ⅲ	30	1) 経営と質管理 2) 組織の安全管理
統合演習Ⅲ	45	1) 演習 2) 実習
合 計	180	

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター認定看護管理者教育課程サードレベルにおいて本学所定の課程を修められましたのでこれを証します

年 月 日

石川県立看護大学長

印

履修証明書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター認定看護管理者教育課程サードレベル180時間を修めたことを証する。

プログラムの概要

本プログラムは、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族および地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために、社会の変化に対応したマネジメントを遂行できる看護管理者を育成することを目的とした教育プログラムを提供するものである。

年 月 日

石川県立看護大学長

印

合 格 通 知 書

様

あなたは、 年度石川県立看護大学附属看護
キャリア支援センター認定看護管理者教育課程サード
レベル入学試験に合格したので通知します。

年 月 日

石川県立看護大学長

印

入 学 許 可 書

氏 名

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター認定看護
管理者教育課程サードレベルの入学を許可します。

年 月 日

石川県立看護大学長

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
認定看護管理者教育課程規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）認定看護管理者教育課程（以下「規程」という。）第8条第2項、第26条の規定に基づき、規程に定める公益社団法人日本看護協会認定看護管理者規程に基づく認定看護管理者教育課程（以下「本課程」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育運営委員会の構成)

第2条 規程第8条に定める教育運営委員会（以下「教育運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 医療機関の看護管理者
- (5) その他学長が指名する者

(教育運営委員会委員の任期)

第3条 前条の委員（以下「教育運営委員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 教育運営委員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育運営委員会の会議)

第4条 教育運営委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、センター長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、教育運営委員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した教育運営委員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。
- 6 この細則に定めるもののほか、教育運営委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない事由により授業科目ごとに行う学修の評価を受けることができなかつた者に対し、その年度内に限って追試験を行うことができる。

- 2 追試験に基づく評価の基準と方法は、通常の学修の評価に準じる。

(追試験願)

第6条 前条に定める追試験を希望する者は、医師の診断書等前条第1項の事由を証明する書類及び追試験料を添えて、当該授業科目の学修の評価終了後1週間以内に追試験願（別

記様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第7条 通常の学修の評価が「不合格」であった者は、その年度内に限って再試験を受けることができる。

(再試験願)

第8条 前条に定める再試験を希望する者は、再試験料を添えて再試験願(別記様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(授業科目の補習)

第9条 授業科目の補習は行わない。ただし、やむを得ない事由により当該授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の5分の4に満たなかった場合、又はセンター長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により補習を受けようとする者は、補修授業履修願(別記様式第3号)をセンター長に提出しなければならない。

(志願者の手続)

第10条 規程第15条の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学願書(別記様式第4号)
- (2) 小論文(別記様式第5号)
- (3) 勤務証明書(別記様式第6号)
- (4) 日本国の看護師の免許証の写し
- (5) 認定看護管理者教育課程セカンドレベル修了証書の写し

(入学手続)

第11条 規程第17条第2項の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書(別記様式第7号)
- (2) 入学料納付証明書台紙(別記様式第8号)

2 前項の規程にかかわらず、入学を辞退する者にあつては、入学辞退届(別記様式第9号)を学長に提出するものとする。

(履修生証の有効期間)

第12条 履修生証の有効期間は、規程第4条に定める教育期間とする。

2 履修生は、修了、退学等により履修生の身分を失ったとき又は有効期間が満了したときは、直ちに履修生証をセンター長に返還しなければならない。

(履修生証の取扱)

第13条 履修生証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 履修生は、履修生証を常に携帯し、本学の職員から提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 履修生は、履修生証を紛失したとき又は破損等をしたときは、直ちに履修生証再交付願(別記様式第10号)をセンター長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 前項の規定により履修生証の再交付を受けた後、紛失した履修生証を発見したときは、

履修生証返納届（別記様式第11号）に当該履修生証を添え、センター長に提出するものとする。

- 5 履修生は、履修生証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに履修生証書換え届（別記様式第12号）に当該履修生証を添え、センター長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年9月29日から施行する

附 則

この細則は、平成30年3月5日から施行する

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する

追 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

認定看護管理者教育課程サードレベル

履修生番号
氏 名

印

年 月 日の試験を受験できません(できませんでした)ので、下記の科目について追試をお願いします。

1 試験を受験(できない・できなかった)理由(診断書等必要な証明書を添付のこと)

2 追試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

【別記様式第2号】(第8条関係)

再 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

認定看護管理者教育課程サードレベル

履修生番号
氏 名

印

下記の科目について再試験をお願いします。

再試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

【別記様式第3号】（第9条関係）

センター長

補習授業履修願

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認定看護管理者教育課程サードレベル
年度入学

履修生番号

氏名 () 印

電話 () -

下記の科目について補習授業を受講したいので、認定看護管理者教育課程細則第9条第2項に基づき申請します。

授業科目名	時間数

【別記様式第4号】（第10条関係）

受付番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

入 学 願 書

石川県立看護大学長 殿

私は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター認定看護管理者教育課程
（サードレベル）を受験したいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

現住所	〒 ー
電話番号	() ー
フリガナ 氏 名 (自 署)	

フリガナ 所属機関名	
所属機関 住所	〒 ー
電話番号	() ー

【別記様式第5号】（第10条関係）

受付番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

小論文

記入日 年 月 日

所属 _____ 氏名： _____

誓約書

石川県立看護大学長 様

年度入学 石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
認定看護管理者教育課程サードレベル

氏名

年 月 日生

私は、認定看護管理者教育課程サードレベルに入学いたします。入学を許可された後は、大学の規則に従い、履修生の本分を全うすることを誓います。

年 月 日

本人氏名

印

※氏名は本人の自筆により記入してください

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
認定看護管理者教育課程サードレベル

入学手数料納付証明書台紙

氏名： _____

入学手数料納付証明書 (C票)

貼付

履修生証返納届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認定看護管理者教育課程サードレベル

履修生番号

氏 名

年 月 日生

電話番号 () ー

下記のとおり紛失した履修生証を発見したので返納します。

記

紛失年月日	年 月 日
再交付年月日	年 月 日
発見の状況	1 発見年月日 年 月 日
	2 発見場所
	3 発見の状況 (詳しく記入してください)

履修生証書換え届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認定看護管理者教育課程サードレベル

履修生番号
氏 名
年 月 日生
電話番号 () -

下記の記載事項を変更したいので、履修生証の書換えをお願いします。

記

変更事項	変更後	変更前
氏名		
有効期限		
変更年月日		
変更の理由		

石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
認知症看護認定看護師教育課程規程

平成28年11月1日
石川県公立大学法人規程看第71号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第37条の2第4項の規定により、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）が実施する同条第2項第2号に掲げる公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 前条の認定看護師教育課程の分野は、認知症看護認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）とし、本課程は、認知症看護の分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる認知症看護認定看護師を育成することを目的とする。

(定員)

第3条 本課程の定員は30人を限度に、毎年度、履修生の募集を開始するまでに決定する。

(教育期間)

第4条 本課程の標準教育期間は6ヶ月以上8ヶ月以下とする。

(在学期間)

第5条 本課程の在学期間は、原則として履修開始の期を超えることはできない。
2 第21条の休学期間は、前項の在学期間を含むものとする。

(休業日)

第6条 本課程の休業日は次のとおりとする。ただし、附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) あらかじめ定める夏季及び冬季休業日

第2章 職員組織

(職員)

第7条 本課程を実施するため、センターに主任教員、専任教員、兼任教員及び事務職員を置く。
2 センター長は、本課程の事務を統括する。

(教員会)

第8条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に教員会を置く。

- (1) 本課程の企画運営に関する事項
- (2) 本課程における履修及び評価に関する事項
- (3) 本課程の修了に関する事項
- (4) その他本課程の運営に関し教員会が特に必要と認める事項

2 教員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(入試委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に入試委員会を置く。

- (1) 本課程における入学者選抜試験の実施に関する事項
- (2) 本課程における入学者選抜試験合格者の決定に関する事項
- (3) その他本課程における入学者の選考等に関し入試委員会が特に必要と認める事項

2 入試委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

第3章 教育課程、修了の要件等

(授業科目及び時間数)

第10条 本課程の授業科目及びその時間数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第11条 本課程の授業は、講義、演習及び実習の方法により行う。

(学修の評価)

第12条 学修の評価は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 成績は、次の基準によりA、B、C又はDで表示するものとし、Dは不合格とする。

- A：80点以上
- B：70～79点
- C：60～69点
- D：59点以下

3 各授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の5分の4に満たない履修生（第20条の規定により入学が許可された者をいう。以下同じ。）は、当該授業科目の評価を受けることができない。

(実習の履修)

第13条 実習は、その開始前に所定の授業科目すべてに合格した者又は合格が見込まれる者でなければ履修することができない。

(修了要件)

第14条 学長は、第10条に規定する全ての授業科目に合格し、かつ、次条に規定する修了試験に合格した履修生に対し、本課程の修了を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に修了証書（別記様式第1号）及び履修証明書（別記様式第2号）を授与する。

（修了試験）

第15条 修了試験は、履修生が実務において認定看護師にふさわしい能力を発揮することができるかどうかを判定するために行う。

- 2 履修生は、第10条に規定する全ての授業科目に合格しない限り、修了試験を受けることができない。
- 3 修了試験は、筆記試験、その他の方法により行う。
- 4 修了試験の範囲は、全ての授業科目の領域にわたるものとし、総合点の8割以上を合格とする。

（認定看護師認定審査受験資格）

第16条 第14条の規定により本課程の修了の認定を受けた履修生は、日本看護協会認知症看護認定看護師認定審査の受験資格を取得することができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

（入学資格）

第17条 本課程に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国の看護師免許を有する者
- (2) 看護師免許を取得後、実務研修を通算5年以上有する者
- (3) 通算3年以上の認知症看護に関わる以下の活動実績を有する者
 - ア 認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等での看護実績を有すること
 - イ 認知症者の看護を5例以上担当した実績を有すること
 - ウ 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等で認知症者の看護実践に携わっていることが望ましい

（入学志願の手続）

第18条 本課程に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学者選抜試験）

第19条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

- 2 入学者選抜試験について必要な事項は、学長が別に定める。

（合格者の決定及び入学手続）

第20条 学長は、入試委員会の選考を経て入学者選抜試験の合格者を定め、当該合格者に合格通知書（別記様式第3号）により通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を学長に提

出するとともに、第 25 条第 2 号に掲げる入学手数料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の規定により手続を完了した者に対し本課程への入学を許可することとし、当該許可された者に入学許可書（別記様式第 4 号）を交付する。

（休学）

第 21 条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き 1 月以上修学することができない履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる履修生に対し、休学を命ずることができる。

（復学）

第 22 条 休学の理由が消滅したことにより復学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（退学）

第 23 条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 24 条 学長は、次のいずれかに該当する履修生を、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 在学期間を経過した者。
- (3) 正当な理由がなく授業に出席しない者。
- (4) 本課程の秩序を乱す行為があった者。
- (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者。
- (6) 死亡又は行方不明になった者。

第 5 章 授業料等

（納付金）

第 25 条 本課程の入学検定手数料、入学手数料及び授業料等（以下「納付金」という。）の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 入学検定手数料 | 50,000円 |
| (2) 入学手数料 | 50,000円 |
| (3) 授業料（実習費を含む） | 750,000円 |
| (4) 補習授業履修料（1 単位又は 1.5 時間ごと） | 25,000円 |
| (5) 追試験料（1 教科目につき） | 5,000円 |
| (6) 再試験料（1 教科目につき） | 5,000円 |
| (7) 補習実習費 | 20,000円 |
| (8) 追修了試験料 | 10,000円 |
| (9) 再修了試験料 | 30,000円 |

（納入）

第 26 条 納付金は、指定する期日までに全額を納入しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、授業料を分納することができる。

(未納)

第 27 条 正当な理由がなく、かつ、所定の期日までに納付金の支払いの見込みがないときは、入学を取り消す。

(還付)

第 28 条 既に納入した納付金については、原則として返還しない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、本課程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

授 業 科 目	必修又は 選択の区分	時間数
共通科目	医療安全学：医療倫理 医療安全学：医療安全管理 医療安全学：看護管理 臨床薬理学：薬理作用 チーム医療論（特定行為実践） 相談（特定行為実践） 指導 医療除法論	必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15 必修 15
専門基礎科目	認知症看護原論 認知症基礎病態論 認知症病態論 認知症に関わる保健・医療・福祉制度	必修 15 必修 15 必修 45 必修 15
専門科目	認知症看護倫理 認知症者とのコミュニケーション 認知症看護援助方法論Ⅰ 認知症看護援助方法論Ⅱ 認知症看護援助方法論Ⅲ 認知症者の家族への支援・家族関係調整	必修 15 必修 15 必修 45 必修 30 必修 30 必修 15
学内演習／臨地実習	学内演習 臨地実習	必修 90 必修 180

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは認知症看護認定看護師教育課程において本学所定の課程を修められましたのでこれを証します

平成 年 月 日

石川県立看護大学長 印

履 修 証 明 書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の認知症看護認定看護師教育課程645時間を修めたことを証する。

プログラムの概要

本プログラムは、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができる認知症看護認定看護師を育成することを目的とした教育プログラムを提供するものである。

平成 年 月 日

石川県立看護大学長

印

合 格 通 知 書

様

(受験番号:)

あなたは、平成 年度石川県立看護大学認知症
看護認定看護師教育課程入学試験に合格したので
通知します。

平成 年 月 日

石川県立看護大学長



入 学 許 可 書

氏 名

認知症看護認定看護師教育課程の入学を許可します。

平成 年 月 日

石川県立看護大学長



(趣旨)

第1条 この細則は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）認知症看護認定看護師教育課程規程（以下「規程」という。）第8条第2項、第9条第2項及び第29条の規定に基づき、規程に定める公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教員会の構成)

第2条 規程第8条に定める教員会（以下「教員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 公益社団法人石川県看護協会の役員
- (5) 医療機関の看護管理者
- (6) その他学長が指名する者

2 教員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(教員会委員の任期)

第3条 前条の委員（以下「教員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 教員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員会の会議)

第4条 教員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、教員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した教員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

6 この細則に定めるもののほか、教員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(入試委員会の構成)

第5条 規程第9条に定める入試委員会（以下「入試委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) センターの教員
 - (3) 学長が指名する本学の教員
 - (4) 教育経験を有する認知症看護認定看護師 2 人
 - (5) その他学長が指名する者
- 2 入試委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(入試委員会委員の任期)

第 6 条 前条の委員（以下「入試委員会委員」という。）の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 入試委員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入試委員会の会議)

第 7 条 入試委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、入試委員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した入試委員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。
- 6 この細則に定めるもののほか、入試委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(追試験)

第 8 条 授業科目ごとに行う試験及び修了試験（以下「通常の試験」という。）において、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対し、その年度内に限って追試験を行うことができる。

- 2 追試験に基づく評価は、通常の試験に準じる。

(追試験願)

第 9 条 前条に定める追試験を希望する者は、医師の診断書等前条第 1 項の事由を証明する書類及び追試験料を添えて、当該授業科目の試験終了後 1 週間以内に追試験願（別記様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 10 条 通常の試験の評価が「不合格」であった者は、その年度内に限って再試験を受けることができる。ただし、修了試験に係る再試験は 1 回とし、授業科目ごとに行う試験に係る再試験は 2 回までとする。

- 2 再試験に基づく評価は、修了試験にあつては「合格」又は「不合格」とし、授業科目ごとの試験にあつては C 又は D とする。

(再試験願)

第 11 条 前条に定める再試験を希望する者は、再試験料を添えて再試験願（別記様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(授業科目の補習)

第 12 条 授業科目の補習は行わない。ただし、やむを得ない事由により当該授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の 5 分の 4 に満たなかった場合、又はセンター長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により補習を受けようとする者は、補修授業履修願（別記様式第 3 号）をセンター長に提出しなければならない。

(入学志願者の手続)

第 13 条 規程第 18 条の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学願書（別記様式第 4 号）
- (2) 履歴書（別記様式第 5 号）
- (3) 実務研修報告書（別記様式第 6 号）
- (4) 認知症看護事例要約（別記様式第 7 号）
- (5) 勤務証明書（別記様式第 8 号）
- (6) 推薦書（別記様式第 9 号）
- (7) 志望理由書（別記様式第 10 号）
- (8) 受験票（別記様式第 11 号）
- (9) 受験料
- (10) 日本国の看護師の免許証の写し
- (11) 高等学校等の卒業証明書
- (12) 写真 3 枚（上半身正面、6 か月以内撮影のもの 縦 4.0 cm×横 3.0 cm）

(入学手続)

第 14 条 規程第 20 条第 2 項の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書（別記様式第 12 号）
- (2) 在学保証書（別記様式第 13 号）
- (3) 入学料納付証明書台紙（別記様式第 14 号）

2 前項の規程にかかわらず、入学を辞退する者にあつては、入学辞退届（別記様式第 15 号）を学長に提出するものとする。

(履修生証の有効期間)

第 15 条 履修生証の有効期間は、規程第 4 条に定める教育期間とする。

2 履修生は、修了、退学等により履修生の身分を失ったとき又は有効期間が満了したときは、直ちに履修生証をセンター長に返還しなければならない。

(履修生証の取扱)

第 16 条 履修生証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 履修生は、履修生証を常に携帯し、本学の職員から提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 履修生は、履修生証を紛失したとき又は破損等をしたときは、直ちに履修生証再

交付願（別記様式第16号）をセンター長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 4 前項の規定により履修生証の再交付を受けた後、紛失した履修生証を発見したときは、履修生証返納届（別記様式第17号）に当該履修生証を添え、センター長に提出するものとする。
- 5 履修生は、履修生証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに履修生証書換え届（別記様式第18号）に当該履修生証を添え、センター長に提出しなければならない。

（附 則）

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

追 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

認知症看護認定看護師教育課程
履修生番号
氏 名

平成 年 月 日の試験を受験できません（できませんでした）ので、下記の科目について追試をお願いします。

1 試験を受験（できない・できなかった）理由（診断書等必要な証明書を添付のこと）

2 追試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

【別記様式第2号】(第11条関係)

再 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

認知症看護認定看護師教育課程

履修生番号

氏 名

下記の科目について再試験をお願いします。

再試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

【別記様式第3号】(第12条関係)

センター長

補習授業履修願

平成 年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認知症看護認定看護師教育課程
平成 年度入学
履修生番号
氏名
電話

下記の科目について補習授業を受講したいので、認知症看護認定看護師教育課程規程細則第12条第2項に基づき申請します。

授業科目名	時間数

【別記様式第4号】（第13条関係）

受験番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

入 学 願 書

石川県立看護大学長 殿

私は、石川県立看護大学認知症看護認定看護師教育課程を受験したいので、
関係書類を添えて出願します。

西 暦 年 月 日

現住所	〒 ー
電話番号	() ー

フリガナ 氏 名 (自 署)	
生年月日	西 暦 年 月 日生

【別記様式第5号】（第13条関係）

受験番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

履 歴 書

写真貼付欄
縦 4cm×横 3cm

正面上半身無帽、背景無し、出願前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真裏に氏名・生年月日を記入して貼る

西暦 年 月 日現在

フリガナ		男・女
氏名		印
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (満 歳)	

フリガナ		
現住所	〒	TEL () - FAX () -
フリガナ		
所属機関名		
所属機関住所	〒	TEL () - 所属部署もしくは内線番号 ()
免許取得年月日	(看護師) 西暦 年 月 日 号	
	() 西暦 年 月 日 号	
	() 西暦 年 月 日 号	
学歴（高校卒業時から記入）及び職歴		
(西暦)		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

実務研修報告書

1 実務研修期間および実務研修施設名

2017年3月末現在

(西暦) 期 間	所属施設名および職位
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
合計	年 か月

* 看護教員としての勤務実績は実務研修期間に含まれません。

2 認知症看護分野歴

(西暦) 期 間	所属施設名、所属部署名、職位
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	所属部署名 :
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	所属部署名 :
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	所属部署名 :
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	所属部署名 :
年 か月	
非常勤 (週 時間) 年 か月	職位 :
認知症看護歴合計	年 か月

* 所属部署については、認知症看護分野歴がわかるように記載する。

【別記様式第6号】（第13条関係）

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

次は本学記入欄です。

【本学チェック欄】

- 免許取得後、通算5年以上の実務研修実績を有すること。
- 上記の実務研修期間のうち、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等で通算3年以上の実務研修実績を有すること。
- 認知症者の看護を5例以上担当していること。
- 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等で勤務していることが望ましい。

【別記様式第7号】（第13条関係）

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

認知症看護事例要約 1

1 患者（利用者）の背景

病名：	年齢：	性別：	職業：
〔現疾患・治療の概要（発症から受け持つまで）〕	受け持ち期間：		
	〔家族構成〕		
	〔キーパーソン〕		
〔生活歴〕	〔本人の病状認識〕		
	〔家族の病状認識・今後の介護の方向性〕		

2 看護過程

〔アセスメント〕	〔看護上の課題〕

【別記様式第7号】（第13条関係）

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

〔看護目標〕	
〔看護計画〕	〔実施〕
〔評価〕	

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

認知症看護 事例要約 2

	患者(利用者)の病態 (認知症の種類・程度、 身体合併症等)	患者(利用者)の背景 (生活歴、家族構成等)	看護上の課題	実施と評価
事例1				
事例2				
事例3				
事例4				
<p>*入院中に受け持った患者、外来通院中に継続して関わった患者、施設入居中に継続して関わった方、訪問看護で担当した患者事例であること。</p> <p>*記入はワープロ作成とする。</p> <p>*記入は個人情報保護を順守し、すべての固有名詞は使用せず、年齢は実年齢を避け80代などと表現すること。</p>				

勤 務 証 明 書

記入日 西暦 年 月 日

氏名： _____

上記の者は当機関（施設）において、下記のとおり勤務している／したことを証明します。

常勤勤務期間	勤務期間		休職期間	通算常勤勤務期間
	(西暦) 年 月～	(西暦) 年 月	年 か月	年 か月
非常勤勤務期間	勤務期間		休職期間	通算非常勤勤務期間
	(西暦) 年 月～	(西暦) 年 月	年 か月	年 か月
合計通算年数				年 か月

所属した部署の名称と具体的な特徴・実績年数

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

機関（施設）名：

職位名*：

氏 名：

印

機関（施設）所在地：

TEL：

* 人事課（病院長名）あるいは看護部長等の職位の方がご記入ください。

写真票

平成 年度石川県立看護大学
認知症看護認定看護師教育課程

写真貼付欄
縦4cm×横
3cm

正面上半身無帽、背景無し、出願前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真裏に氏名・生年月日を記入して貼る

受験番号	※
フリガナ	
氏名	

(注) ※欄には何も記入しないでください。

受験票

平成 年度石川県立看護大学
認知症看護認定看護師教育課程

写真貼付欄
縦4cm×横3cm

正面上半身無帽、背景無し、出願前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真裏に氏名・生年月日を記入して貼ること。

受験番号	※
フリガナ	
氏名	
試験期日	平成 年 月 日 ()
試験会場	石川県立看護大学

(注) ※欄には何も記入しないでください。

時間割

9:30～10:30	筆記試験
11:00～12:00	小論文
13:00～	面接試験

受験上の注意事項

- 1 受験者は、午前9時00分までに指定された試験室に入室してください。
 - 2 試験会場へは、午前8時30分から入れます。
 - 3 受験者本人以外は、試験会場には入れません。
 - 4 「筆記試験・小論文」は、試験開始後、30分以内の試験室入室に限り受験を認めますが、試験時間の延長は認めません。
 - 5 「筆記試験・小論文・面接」のうち1科目でも受験しない者は、入学者選抜の対象から除きます。
 - 6 「筆記試験・小論文」の試験時間中に使用を許可する物は、「HBの黒鉛筆（シャープペンシル可）」、「消しゴム」、「鉛筆削り」及び「時計（計時機能のみのもの）」に限ります。
 - 7 試験時間内における受験者間の物品貸借は、一切認めません。
 - 8 受験票は、入学手続の際に必要となりますので、試験後も大切に保管してください。
 - 9 試験室では、携帯電話等は、アラームの設定を解除し、電源を切ってかばん等の中へしまってください。
 - 10 試験会場では、監督員等の指示に従ってください。
-

誓約書
(入学届)

石川県立看護大学長 様

平成 年度入学 認知症看護認定看護師教育課程

氏名
年 月 日生

私は、認知症看護認定看護師教育課程に入学いたします。
入学を許可された後は、大学の規則に従い、履修生の本分を
全うすることを誓います。

平成 年 月 日

本人氏名

印

※氏名は本人の自筆により記入してください

在学保証書

石川県立看護大学長 様

平成 年度入学 認知症看護認定看護師教育課程

氏 名

年 月 日生

上記の者が在学中は、授業料納入はもとより、貴学の規則を堅く守らせるとともに本人に関する一切のことは、私の責任において引き受けることを保証します。

平成 年 月 日

保証人

現住所 〒 _____

氏 名 _____ 印
続 柄 ()
電 話 _____

入学料納付証明書台紙

氏名： _____

入学料納付証明書 (C票)

貼付

履修生証返納届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認知症看護認定看護師教育課程

履修生番号

氏 名

西 暦 年 月 日生

電 話 番 号 () ー

下記のとおり紛失した履修生証を発見したので返納します。

記

紛失年月日	平成 年 月 日
再交付年月日	平成 年 月 日
発見の状況	1 発見年月日 平成 年 月 日
	2 発見場所
	3 発見の状況 (詳しく記入してください。)

履修生証書換え届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

認知症看護認定看護師教育課程

履修生番号

氏 名

西 曆 年 月 日生

電話番号 () -

下記の記載事項を変更したいので、履修生証の書換えをお願いします。

記

変更事項	変更後	変更前
氏名		
有効期限		
変更年月日		
変更の理由		

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学の石川看護雑誌の企画等に関する事項を調査・審議するため、石川県立看護大学石川看護雑誌編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- 一 石川看護雑誌の企画・編集・発行に関する事項
- 二 その他石川看護雑誌に関し必要な事項

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各大講座の中から学長が指名する者
- 二 専任教員の中から委員長が指名する者
- 三 大学事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じてその他の専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員会の委員の中から互選された者
- 二 専任教員の中から委員長が指名する者
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、附属図書館において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

石川県立看護大学アカデミックアドバイザー規程

平成29年3月6日

石川県公立大学法人規程看第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、石川県立看護大学における教育、研究活動及び大学運営に関し、学長の求めに応じ、学術的見地から指導・助言を与えるアカデミックアドバイザーについて必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 アカデミックアドバイザーは、本学の様々な課題について、学長からの相談その他必要に応じて学長に助言する。

(委嘱)

第3条 アカデミックアドバイザーは、本学の運営に関して高い識見を有する者のうちから、教育研究審議会の審議を経て学長が委嘱するものとする。

(アカデミックアドバイザーの数)

第4条 アカデミックアドバイザーの数は、若干名とする。

(任期)

第5条 アカデミックアドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 アカデミックアドバイザーに関する事務は、事務局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、アカデミックアドバイザーに関し必要な事項は、教育研究審議会を審議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年3月6日から施行する。

石川県立看護大学教員の任期に関する規程

平成31年4月1日
石川県公立大学法人規程看第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日以降に開始される教員の選考手続きから適用する。

別表(第2条関係)

対象となる職	任期	再任に関する事項
助手	5年	再任することができる。 ただし、再任の場合の任期は、3年とする。

石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任基準

平成31年4月1日

石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程第5条の規定に基づき助手の再任基準を次のとおり定める。

- 1 教育業務：講義、実験及び実習については、所定の任務を遂行していること
- 2 研究業務：原則として、再任前の任期中に、1編以上の本人が筆頭著者である著書または論文を有することが確実であり、再任後の任期中に助教以上に昇任するために必要な資格を有することが確実なこと
- 3 学内業務：在位している職に応じた学内運營業務を遂行していること
- 4 地域貢献：積極的に協力していること

石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任手続に関する規程

平成31年4月1日

石川県公立大学法人規程看第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学教員の任期に関する規程第2条の任期を定めて任用された教員（以下「任期制教員」という。）の再任手続について、必要な事項を定めるものとする。

(再任の申出)

第2条 任期制教員が再任を希望する場合は、任期満了の日の12月前までに、書面により学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申出があったときは、教育研究審議会を招集する。

(教育研究審議会の審議)

第3条 教育研究審議会は再任申請教員の再任について審議を行い、当該再任申請教員の任期満了の日の原則として6月前までにその可否を決定し、学長に報告しなければならない。

(通知)

第4条 学長は、前条の規定による決定の結果を再任申請教員に書面により通知するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学における任期を定めて任用する教員の再任手続に関する規程の運用に関して、以下のとおり定める。

(再任審査委員会)

第2条 教授会に、当該任期制教員の再任に係る業績評価等を審議するため、再任審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、教授会構成員の互選によって選ばれた委員5名程度をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。
- 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員の任期は、第7条に規定する任期制教員の再任に係る教授会の審議が終了するまでとする。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(提出書類)

第3条 第2条の規定により再任を申し出た任期制教員(以下「再任申請教員」という。)は、委員会に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 任期中(任期満了の日までの見込を含む。以下この項において同じ。)の教育活動業績
 - (2) 任期中の学術・研究業績
 - (3) 任期中の本学組織運営活動に関する報告書
 - (4) 任期中の地域貢献に関する報告書
 - (5) その他前四号の評価に関し必要な書類
 - (6) 再任後の活動計画書
- 2 委員会は、再任申請職員に対し、前項各号に掲げる書類以外に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(再任審査)

第4条 委員会は、再任申請教員の任期中の業績を評価し、再任の可否の審査を行う。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査制限)

第5条 委員会は、前条に規定する審査について当該再任申請教員の任期満了の日の原則として7月前までに審査報告書を作成の上、教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第6条 教授会は、再任申請教員の再任について、前条の報告に基づき業績評価等の審議を行い、当該再任申請教員の任期満了の日の原則として6月前までに、審議結果を審査報告書の写しを添えて学長に報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

石川県立看護大学寄附講座規程

令和4年4月1日

石川県公立大学法人規程看第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における寄附講座の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする寄附を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、本学における教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 本学における教育研究の進展及び充実を図ることを目的として設置される講座で、その設置及び運営に係る諸経費を民間等からの寄付金により賄うものをいう。
- (2) 所属 看護学部看護学科、附属地域ケア総合センター、附属看護キャリア支援センター及び大学院看護学研究科をいう。
- (3) 所属長 前号の所属の長をいう。
- (4) 寄附講座設置等担当教員 本学内教員のうち、教授または准教授であって、当該寄附講座の設置等を担当する教員をいう。
- (5) 寄附講座教員 寄附講座に専任として従事する教員をいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究に内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者からの申出があった場合は、寄附者が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

(設置の申請)

第5条 所属長または寄附講座設置等担当教員は、寄附講座の設置に係る経費等の寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書(別記様式第1号)
- (2) 寄附講座の概要(別記様式第2号)
- (3) 寄附講座教員の履歴書(別記様式第3号)及び就任承諾書(別記様式第4号)

(設置の決定等)

第6条 学長は、前条に規定する申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、当該寄附講座の設置の可否を決定するものとする。

2 学長は、寄附講座の設置の可否を決定したときは、速やかに所属長にその結果を通知する。

(存続期間等)

第7条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座の存続期間は、更新することができる。

3 前項に規定する更新の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座の構成等)

第8条 寄附講座は、教授又は准教授に相当する者1名以上で構成するものとする。

2 寄附講座に講師及び助教を置くことができる。

3 寄附講座教員の身分は、常勤又は非常勤職員とし、本学の教員定数に含めない。

4 寄附講座教員の選考等は、石川県立看護大学特任教員規程の例に準じて行うものとする。

(規程の遵守)

第9条 寄附講座教員は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(寄附講座の運営)

第10条 寄附講座は、寄附講座教員と本学内教員とが共同で運営することができる。

(寄附講座教員の職務)

第11条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(寄附講座教員)

第12条 寄附講座教員は、石川県立看護大学寄附講座教授、石川県立看護大学寄附講座准教授、石川県立看護大学寄附講座講師又は石川県立看護大学寄附講座助教と称することができる。

(経費の受入れ)

第13条 寄附講座に係る経費の寄附は、当該寄附講座の存続期間に必要とする教育研究の実施に伴う経費の総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実である場合は、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座の教育研究の実施に伴う経費は、石川県公立大学法人奨学寄附金取扱規程に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(内容等の変更)

第14条 寄附講座の内容等を大きく変更しようとする場合は、設置の例に準じて

取り扱うものとする。

(成果の報告)

第 15 条 所属長は、寄附講座の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(特許等の取扱い)

第 16 条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、石川県公立大学法人教職員勤務発明等に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、学長が定める日から施行し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

(別紙様式第1号)

寄附申込書

年 月

日

石川県立看護大学学長 様

寄附者

下記のとおり寄附講座の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座名

2 設置目的

3 寄附講座の設置期間

4 寄附講座の運営経費等

(記載例) 寄附講座の運営に必要な経費(寄附講座教員の給与、研究費、旅費、研究設備等)を寄附金により負担する。

5 寄附金額

総額 円

6 寄附方法(一括・分割の別、分割の場合は時期・金額)

7 その他

(別紙様式第 2 号)

寄附講座の概要

- 1 所属名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額
- 6 寄附の時期および期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名および職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（必要に応じてカリキュラムを記載する。）
- 11 現有組織の構成状況およびそれらに照らした寄附受入の必要性

(別紙様式第3号)

写真をはる位置

履歴書

フリガナ	男 女 の 別
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日生 (満 歳)

旧氏名	改姓年月日	年 月 日	本籍地
フリガナ	郵便番号		
現住所	電話		

資格関係

資格試験名称	免許及び記号	交付年月日

学歴

学校名・学部科名	修学期間	在学年	卒業・修了 中退・在学中
	年 月 ~ 年 月	年	

職歴

年	月	日	職歴事項（職種も記入すること。）	発令者

学会及び社会における活動等

年	月	日	事項
賞罰事項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人署名捺印 _____ 印

- 注) 1 訂正箇所は必ず訂正印を捺印すること。
2 賞罰事項欄は、無ければ「無」と記入すること。

(別紙様式第4号)

就任承諾書

年 月 日

石川県立看護大学学長 様

氏 名

印

私は、石川県立大学 寄附講座設置のうえは、当該寄附講座担当
教員として 年 月 日から就任することを承諾します。

石川県立看護大学共同研究講座規程

令和4年4月1日

石川県公立大学法人規程看第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学（以下「本学」という。）における共同研究講座の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共同研究講座は、民間企業その他の機関（以下「民間機関等」という。）からの共同研究講座の運営のための資金を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、本学における教育研究の進展及び充実を図るとともに、学術の推進及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 本学における教育研究の進展及び充実を図るとともに、学術の進展及び社会貢献に寄与することを目的として設置される講座で、その設置及び運営に係る諸経費を民間機関等からの資金により賄うものをいう。
- (2) 所属 看護学部看護学科、附属地域ケア総合センター、附属看護キャリア支援センター及び大学院看護学研究科をいう。
- (3) 所属長 前号の所属の長をいう。
- (4) 共同研究講座設置等担当教員 本学内教員のうち、教授または准教授であって、当該共同研究講座の設置等を担当する教員をいう。
- (5) 共同研究講座教員 共同研究講座に専任として従事する教員をいう。
- (6) 連携機関 共同研究講座を連携して設置する民間機関等をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座には、当該共同研究講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 共同研究講座の名称について、連携機関からの申出があった場合は、連携機関が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

(設置の申請)

第5条 所属長または共同研究講座設置等担当教員は、共同研究講座の設置に係る申込みがあった場合において、当該共同研究講座の設置が第2条の目的の達成のために有益であると認めるときは、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 共同研究講座設置申込書(別記様式第1号)

(2) 共同研究講座の概要(別記様式第2号)

(3) 共同研究講座教員の履歴書(別記様式第3号)及び就任承諾書(別記様式第4号)

(設置の決定等)

第6条 学長は、前条に規定する申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、当該共同研究講座の設置の可否を決定するものとする。

2 学長は、共同研究講座の設置の可否を決定したときは、所属長及び連携機関の長にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、前条第2項の通知を行った後、速やかに当該連携機関の長との間に契約を締結するものとする。

(存続期間等)

第8条 共同研究講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究講座の存続期間は、更新することができる。

3 前項に規定する更新の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(共同研究講座の構成等)

第9条 共同研究講座は、教授又は准教授に相当する者1名以上で構成するものとする。

2 共同研究講座に講師及び助教を置くことができる。

3 共同研究講座教員の身分は、常勤又は非常勤職員とし、本学の教員定数に含めない。

4 共同研究講座教員の選考等は、石川県立看護大学特任教員規程の例に準じて行うものとする。

(規程の遵守)

第10条 共同研究講座教員は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(共同研究講座の運営)

第11条 共同研究講座は、共同研究講座教員と本学内教員とが共同で運営することができる。

(共同研究講座教員の職務)

第12条 共同研究講座教員は、当該共同研究講座における教育研究に従事するほか、当該共同研究講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(共同研究講座教員)

第13条 共同研究講座教員は、石川県立看護大学共同研究講座教授、石川県立看護大学共同研究講座准教授、石川県立看護大学共同研究講座講師又は石川県立看護大学共同研究講座助教と称することができる。

(資金の受入れ)

第14条 共同研究講座の設置運営に要する経費は、当該共同研究講座の存続期間に必要なとする教育研究の実施に伴う経費の総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、

継続して受け入れることが確実である場合は、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

(内容等の変更)

第 15 条 共同研究講座の内容等を大きく変更しようとする場合は、設置の例に準じて取り扱うものとする。

(成果の報告)

第 16 条 所属長は、共同研究講座の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(共同研究講座を含む共同研究の取扱い)

第 17 条 この規程及び第 7 条に基づき締結する契約に定めるもののほか、共同研究講座を含む当該共同研究の取扱いについては、石川県公立大学法人共同研究取扱規程の定めるところによる。

(特許等の取扱い)

第 18 条 共同研究講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、石川県公立大学法人教職員勤務発明等に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、学長が定める日から施行し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

(別記様式第1号)

共同研究講座設置申込書

年 月 日

石川県立看護大学長 様

申込者
住所
氏名

印

下記のとおり、共同研究講座の設置を申し込みます。

記

- 1 共同研究講座の名称
- 2 共同研究講座の設置目的
- 3 共同研究講座の設置及び運営に必要な経費として拠出する金額
(総額) 円
(年額) 円
- 4 納付の方法等 (一括・分割の別、納付の時期・金額)
- 5 設置期間
- 6 その他

(別記様式第3号)

写真をはる位置

履歴書

フリガナ	男 女 の 別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
氏名	
生年月日 年 月 日生 (満 歳)	

旧氏名 改姓年月日 年 月 日	本籍地
フリガナ	郵便番号
現住所	電話

資格関係

資格試験名称	免許及び記号	交付年月日

学歴

学校名・学部科名	修学期間	在学年	卒業・修了 中退・在学中
	年 月～ 年 月	年	

職歴

年	月	日	職歴事項（職種も記入すること。）	発令者

学会及び社会における活動等

年	月	日	事項
賞罰事項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人署名捺印 _____ 印

- 注) 1 訂正箇所は必ず訂正印を捺印すること。
 2 賞罰事項欄は、無ければ「無」と記入すること。

(別記様式第4号)

就 任 承 諾 書

年 月 日

石川県立看護大学学長 様

氏 名

印

私は、石川県立看護大学
座教員として 年 月

共同研究講座設置のうえは、当該共同研究講
日から就任することを承諾します。

石川県立看護大学学部長選考規程

令和5年3月1日

石川県公立大学法人規程看第78号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則(以下「学則」という。)第30条第5項の規定に基づき、石川県立看護大学学部長(以下「学部長」という。)の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究審議会の議を経て学部長の選考を行う。

- 一 学部長の任期が満了するとき
- 二 学部長が辞任を申し出たとき
- 三 学部長が欠員となったとき

2 学部長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(学部長の資格)

第3条 候補者は、本学の専任の教授でなければならない。

(任用の申し出)

第4条 学長は、第2条の規定により選考した者について、学部長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第5条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(疑義の解釈)

第6条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、教育研究審議会の決定するところによる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、学部長の選考等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

石川県立看護大学動物実験規程

令和4年4月1日

石川県公立大学法人規程看第79号

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。すなわち、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。)、 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、石川県立看護大学における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」(以下「殺処分指針」という。)、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)、代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)及び使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)の3R(Refinement、Replacement、Reduction)に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)を実践するよう努めること。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。
- (14) 指針等 基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等及び動物実験等に関して行政機関の定める法令および指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第3章 組織

（学長の責務）

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施

(9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 複数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 複数名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、学長が任命する。

- 2 委員会に副委員長を置き、学長が任命する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局総務課が行う。

- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及

び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験の実施計画を学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
 - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下すること。
 - 3 学長は、所定の様式にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知すること。
 - 4 前項に定める動物実験計画の承認期限は、5年（以内）とする。
 - 5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 6 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

（実験操作）

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにすること。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
 - ② 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイントを含む）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講ずること。
 - ③ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
 - ④ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
 - ⑤ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施結果の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」を提出すること。

(動物実験責任者は、毎年度の初めに前年度の「動物実験の自己点検票」及び「動物実験の経過報告(実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無等)」を所定の様式により、提出すること。)

3 委員会は、動物実験計画の実施状況及び結果について学長の諮問を受けて審議し、学長に報告しなければならない。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル【標準操作手順】の作成と周知)

第13条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル(標準操作手順書)を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第15条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じること。

(飼養及び保管の方法)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うこと。

(健康管理)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

第19条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うこと。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第21条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

第7章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第22条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行えない。

(飼養保管施設の要件)

第23条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。

(3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

- (4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図れることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。
- (7) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第24条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。
- 3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行えない。

(実験室の要件)

第25条 実験室は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第26条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

- 2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行うこと。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

(施設等の廃止)

第27条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」により、学長へ届け出ること。

- 2 学長は、廃止届の出された施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止を承認すること。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第8章 安全管理

(危害等の防止)

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じること。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 5 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うこと。
- 6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

第9章 教育訓練

第31条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

- 3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じること。

第10章 自己点検・評価、検証

第32条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施すること。

第11章 情報公開

第33条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報を、インターネットの利用等、適切な方法により毎年1回程度公表すること。

- (1) 基本指針で例示する、本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
- (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

第12章 罰則

第34条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

- 2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

第13章 補則

(準用)

第35条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(準拠)

第36条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第38条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(附則)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

石川県立看護大学 動物実験計画書

提出日	年 月 日		
動物実験責任者	〔職・氏名〕 ㊟ 〔E-mail〕 〔内線〕		
研究課題			
目的			
動物飼養室		動物処置室	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用動物	動物種		性別
	系統		匹数
	入手先	遺伝学的保証（有・無） 微生物学的保証（有・無）	
方法 ・ 処置ごとに想定される苦痛レベル（カテゴリー分類）を（ ）書きで記入する ・ 非開示を希望する箇所は下線で示す			
	最大苦痛レベル		人道的エンドポイント 要・不要
安全管理上注意を要する動物実験 該当する事項を■で示し右欄に必要事項を記入すること	<input type="checkbox"/> 該当しない・ <input type="checkbox"/> 該当する		拡散防止措置 物理的封じ込め
	<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え動物・特定動物・特定外来生物の使用		
	<input type="checkbox"/> 微生物接種		
	<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え微生物の使用		
	<input type="checkbox"/> 放射性物質や放射線の使用		
	<input type="checkbox"/> 有害化学物質（毒物・発癌剤等）の使用		
	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖		
<input type="checkbox"/> その他			
3R	当該動物種と使		

事務局記入欄

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

石川県立看護大学 動物実験変更計画書

提出日	年 月 日		
動物実験責任者	〔職・氏名〕 (印) 〔E-mail〕 〔内線〕		
研究課題			
承認番号			
変更点とその理由 (箇条書き)			
変更前の 該当する実験計画			
変更後の 該当する実験計画			
その他特記事項等			
動物実験委員会の意見等	審議の結果	適合・修正・不適合	
	修正または不適合の理由等		
学長承認欄	承認日	年 月 日	
	承認番号		
	本動物実験変更計画を承認します。 石川県立看護大学 学長 (印)		

スペースが足りない場合は別紙（A4判・書式自由）に作成のこと

動物種の変更には、新規の「動物実験計画」を申請すること

動物の系統や匹数の追加の場合は「当該実験動物追加/変更の理由書」を添えること

当該実験動物追加/変更の理由書

追加/変更する動物	動物種		性別	
	系統		匹数	
	入手先	遺伝学的保証（有・無） 微生物学的保証（有・無）		
安全管理上注意を要する動物実験 <small>該当する事項を■で示し右欄に必要事項を記入すること</small>	<input type="checkbox"/> 該当しない・ <input type="checkbox"/> 該当する		拡散防止措置 物理的封じ込め	
	<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え動物・特定動物・特定外来生物の使用			
	<input type="checkbox"/> 微生物接種			
	<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え微生物の使用			
	<input type="checkbox"/> 放射性物質や放射線の使用			
	<input type="checkbox"/> 有害化学物質（毒物・発癌剤等）の使用			
	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖			
<input type="checkbox"/> その他				
当該動物種を追加/変更する理由				

スペースが足りない場合は別紙（A4判・書式自由）に作成のこと

動物種の変更には、新規の「動物実験計画」を申請すること

事務局記入欄

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

石川県立看護大学 動物実験終了報告書

提出日	年 月 日
動物実験責任者	〔職・氏名〕 ㊟ 〔E-mail〕 〔内線〕
研究課題	
承認番号	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
動物実験実施状況の検証	
総合的評価	<input type="checkbox"/> 計画通りに実施・ <input type="checkbox"/> 一部変更して実施・ <input type="checkbox"/> 中止
動物の選択	使用した動物種は適正であったか。また動物を適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
動物数の削減	使用動物数の削減に努めたか。また、計画書に記載した動物数よりも実際に使用した動物数が大きく増加していないか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
動物の苦痛軽減及び安楽死	動物の苦痛軽減、排除、および安楽死を適正に行ったか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
施設等の利用	動物飼養室・処置室を適正に利用したか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
教育訓練	動物実験実施者及び使用者に適切な教育・訓練を行ったか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
事故の発生	報告すべき事故の発生があったか。 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有（下にその内容を記載）
その他特記事項等	

<p>実験成果の概要 目的、結果、成果が専門外の者にも理解できるよう平易に、かつ可能な限り詳細に記述してください</p>		
<p>実験終了後の 実験動物の残存</p>	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有（下にその理由と使用計画を記載）	
<p>動物実験委員会の意見</p>		
<p>学長承認欄</p>	承認日	年 月 日
	承認番号	
	<p>本動物実験終了報告書を受領しました。</p> <p>石川県立看護大学 学長 ㊟</p>	

スペースが足りない場合は別紙（A4判・書式自由）に作成のこと

事務局記入欄

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

石川県立看護大学 動物実験実施状況報告書

提出日	年 月 日
動物実験責任者	〔職・氏名〕 ㊟ 〔E-mail〕 〔内線〕
研究課題	
承認番号	
承認期間	年 月 日～ 年 月 日
動物実験実施状況の検証	
総合的評価	総合的に見て適正に実施することができたか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
動物の選択	使用した動物種は適正であったか。また動物を適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
動物数の削減	使用動物数の削減に努めたか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
動物の苦痛軽減及び安楽死	動物の苦痛軽減、排除、および安楽死を適正に行ったか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
施設等の利用	動物飼養室・処置室を適正に利用したか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
教育訓練	動物実験実施者及び使用者に適切な教育・訓練を行ったか。 <input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 不適（下にその内容を記載）
事故の発生	報告すべき事故の発生があったか。 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有（下にその内容を記載）
その他特記事項等	
動物実験委員会の意見	

スペースが足りない場合は別紙（A4判・書式自由）に作成のこと

事務局記入欄

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

石川県立看護大学 動物実験事故報告書

提出日	年 月 日
動物実験責任者	〔職・氏名〕 ㊟ 〔E-mail〕 〔内線〕
研究課題	
承認番号	
承認期間	年 月 日～ 年 月 日
事故の詳細	
事故発生の日時	
事故発生の場所	
<p style="text-align: center;">事故の概要</p> <small>時系列に沿って分かりやすく記載する</small>	
<p style="text-align: center;">事故発生後とられた措置</p> <small>時系列に沿って分かりやすく記載する</small>	
事故の原因	
再発防止策等	
その他特記事項等	
動物実験委員会の意見	

スペースが足りない場合は別紙（A4判・書式自由）に作成のこと

石川県立看護大学微生物安全管理規程

令和5年4月1日

石川県公立大学法人規程看第80号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学(以下「本学」という)における微生物等の取扱い及び安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という)第6条第19項に規定する特定病原体等は本学では取扱わないものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 微生物等 細菌、真菌、ウイルス、原虫を含む寄生虫、プリオンをいう。
- (2) 病原性 微生物等が何らかの機構により、人又は動物・植物に危害を及ぼすことをいう。
- (3) BSL 微生物等を使用する実験(以下「実験」という)におけるバイオセーフティーレベルのことをいう。
- (4) ABSL 動物を用いた実験におけるバイオセーフティーレベルをいう。
- (5) 特定病原体等 感染症法で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (6) 指定実験室 別表2付表1及び別表2付表2に定めるBSL2又はABSL2(以下「レベル2」という。)からBSL3又はABSL3(以下「レベル3」という。)までの実験を実施する室をいう。
- (7) 微生物等管理区域 指定実験室及びその他の微生物等の安全管理が必要な特定の区域(以下「管理区域」という)をいう。この場合において、管理区域には、微生物等を保管又は滅菌する区域が含まれる。
- (8) 取扱者 本学において微生物等を取り扱う本学教職員、学生(授業によりレベルの低い微生物等を取り扱う場合を除く)、他機関から受け入れた研究員等をいう。
- (9) 取扱責任者 取扱者によって実施される実験の安全管理上の責任を負う者(本学の専任教員に限る)をいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において微生物等を科学上の利用に供する場合に適用される。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における微生物等の取扱いに係る安全管理に関する業務を総括し、包括的な責任を負う。

2 学長は、この規定の適正な実施のために、微生物等安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 微生物等安全管理体制

(委員会の役割)

第5条 委員会は、本学における微生物等の適切な運用を図るため、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 微生物等の BSL 分類及び ABSL 分類に関すること。
- (2) 微生物等を取り扱う実験室及び管理区域の安全設備及び運営に関すること。
- (3) 微生物等に係る使用・保管・供与の承認に関すること。
- (4) 曝露発生時、災害時等における措置に関すること。
- (5) その他微生物等の安全管理に関し必要なこと。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 微生物実験等に関して優れた識見を有する者 複数名
- (2) 微生物等に関して優れた識見を有する者 複数名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、学長が任命する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が任命する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局総務課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行うものとする。

(取扱責任者)

第10条 取扱責任者は、微生物等を用いた実験に関し、届出、申請を行わなければならない。

2 取扱責任者は、微生物等の安全管理に関し責任を負う。

(取扱者)

第11条 取扱者は、管理区域内で微生物を取り扱う場合は、この規定に適合する方法によらなければならない。

第5章 安全管理基準

(微生物等のBSL分類およびABSL分類)

第12条 微生物等の取扱いに係る基準は、別表1の付表1から4に定める。

2 BSLの分類は、別表1に定める基準に基づいて、別表2の付表1に定める。

3 ABSLの分類は、別表1に定める基準に基づいて、別表2の付表1から2に定める。

4 委員長は、微生物等のBSL分類およびABSL分類を変更する必要がある時、及び、別表2に記載のない微生物等のBSL分類及びABSL分類を決定するときは委員会に諮り、実験方法及び取り扱いの量等により当該微生物等の取扱い分類を別に決定する。

(実験室等の安全設備及び運営に関する基準等)

第13条 実験を行う室は別表1の付表2から3及び別表3に定める基準、動物を用いた実験を行う室は別表1の付表4及び別表4に定める基準に従って必要な設備を整え、別表5に定める基本的事項に従い運営しなければならない。

2 実験室の管理者は、当該実験室をレベル2の微生物等取扱実験室として使用するときには、レベル2微生物等使用・保管施設確認届を学長に届け出なければならない

3 実験室の管理者は、第2項の届出事項に係る事項を変更する必要があるときは、新たに学長に届け出なければならない。

4 実験室の管理者は、レベル2の微生物等取扱実験室としての使用を終了するときは、レベル2微生物等使用・保管施設廃止届を学長に届け出なければならない。

(微生物等の取扱手続)

第14条 本学においては、BSL3又はABSL3、及びBSL4又はABSL4に該当する微生物等の取り扱いはできないものとする。

2 取扱責任者は、レベル2の微生物等を新たに用いて実験し、又は新たに保管しようとするときは、レベル2微生物等使用・保管届によりあらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 取扱責任者は、第2項の届出に係る微生物等の実験又は保管が終了したときは、レベル

2 微生物等使用・保管終了届によりその旨を委員長に届け出なければならない。

(微生物等の運搬)

第15条 レベル2の微生物等の運搬は、万国郵便条約の通常郵便に関する施行規則(平成19年8月31日号外総務省告示第511号)によるほか、WHOの「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」(以下「WHO輸送ガイダンス」という。)に準拠し、WHO輸送ガイダンス(参考資料1)のカテゴリーA又はカテゴリーBにて運搬しなければならない。

(管理区域の表示)

第16条 指定実験室の出入り口には、指定実験室の名称およびレベル、取り扱い微生物等の名称、鳥厚愛微生物等のレベル、取扱責任者名、緊急時連絡先を記載した国際バイオハザード標識を表示しなければならない。

(取扱者の要件)

第17条 取扱者は、指定実験室において実験を行おうとするときは、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 使用する微生物等に関し、その生物学的性質、人体に対する病原性、安全な取り扱い方法、起こりうるバイオハザード、取り扱い施設の構造、暴露発生等の緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ技術的修練を積まなければならない。
- (2) 第22条に規定する定期の健康診断を受信しなければならない。

(微生物等の滅菌等の処置)

第18条 取扱者は、微生物等(微生物等に汚染された物及びその恐れのある物を含む)を実験終了後に廃棄処理しようとするときは、別表5に示した基本的事項に従い適切な消毒、滅菌方法で処理しなければならない。

(暴露及び暴露時の対応)

第19条 次に掲げる事態が発生したときは、これを暴露として取り扱うものとする。

- (1) 管理区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。
- (2) 実験に用いた微生物等による健康障害であることが暴露直後の報告等により明確に特定できるとき。
- (3) 第26条第2項に規定する報告があったとき。

2 前項第1から3号の暴露を発見した場合は、別に定める石川県立看護大学病原体等緊急時対応マニュアル(以下「緊急時対応マニュアル」という。)に基づいて所要の措置を講じなければならない。

(災害時の対応)

第20条 地震、火災その他の災害により、保有する微生物等による感染症が発生し、もしくは蔓延した場合、又は当該微生物等による感染症が発生し、もしくは蔓延する恐れがある事態が生じた場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて速やかに所要の措置を講じなければならない。

2 学長は、地震又は火災等の災害による重大な被害が発生し、微生物等の安全管理に関しこの規定に定める措置のみでは十分でないと判断したときは、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

3 地震又は火災等の災害による被害の防止対策及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)第2条第13号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」

という)が発せられた場合において講じなければならない措置は、緊急時対応マニュアルに定めるところによる。

(緊急対策本部の構成等)

第21条 前条第2項に規定する緊急対策本部は、学長、委員会の委員及び学長が指名する者をもって構成する。

2 緊急対策本部に本部長をおき、学長をもって充てる。

3 緊急対策本部は、次の事項を指揮し、及び処理する。

(1) 被汚染者の処置に関すること

(2) 微生物等の逸出の防止対策に関すること

(3) 汚染防止並びに汚染された場所及び物の処置に関すること

(4) 汚染区域の指定に関すること

(5) 汚染区域の安全性調査及び汚染区域の解除に関すること

(6) 広報活動に関すること

(7) その他緊急事態における微生物等の安全管理に関し必要なこと

4 本部長は、微生物等に関する安全性が確認され緊急事態が解消したときに、緊急対策本部を解散する。

第6章 健康管理

(定期の健康診断)

第22条 学長は、レベル2以上の微生物等の取扱者に対して、少なくとも年1回、定期の健康診断を実施しなければならない。

(臨時の健康診断)

第23条 学長は、必要と認める場合には、取扱者及び微生物等に感染した恐れのある物に対して臨時の健康診断を受けさせることができる。

(健康診断後の措置)

第24条 学長は、健康診断の結果、当該健康診断を受診した者(以下「受診者」という)にレベル2の微生物等による感染が疑われるときは、緊急時対応マニュアルに基づいて速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(健康診断の記録)

第25条 学長は、受診者の健康診断の記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、受診後(受診者の異動又は退職、学生にあっては卒業又は退学の後も含む)原則として5年間、これを保存しなければならない。ただし、取り扱った微生物等の潜伏期間が短いものについては、この限りではない。

第7章 その他

(遵守義務)

第26条 取扱者は、微生物等の取扱いについて、安全管理の重要性を十分理解し、この規定を遵守すると共に、感染症法、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)、遺伝子組み換え生物等の仕様等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、動物の愛護及び管理に關す

る法律（昭和 48 年法律第 105 号）等の関連法規に定められた規定を遵守しなければならない。

2 取扱者は、実験・検査に用いた微生物等による感染症が疑われる場合は、取扱責任者を通して関係者に自ら申し出る義務を負う。

3 取扱者は、この規定の定めるところによらなければ微生物等を取り扱うことはできない。

4 取扱者は、この規定に反する重大な事項に気づいた場合は、委員会に報告しなければならない。

（雑則）

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第 28 条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

（附則）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

微生物等の取扱いにおいては、微生物等のリスク群分類(付表 1-1)を基準として、付表 1-2 に示した各項目をリスク評価し、微生物等のバイオセーフティレベル(BSL)分類を定め、これに対応する実験手技と安全機器(付表 2)及び実験室の設備(付表 3)を適用することで、微生物等取扱者と以下に掲げる関連者の安全を確保する。また、実験動物における微生物等の取扱いについても同様とする。

付表 1-1 微生物等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常の実験量及び取扱方法を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、微生物等を4つのリスク群に分類したものであり、家畜、環境、大量生産、バイオテロリズム対策など、それ以外の条件下における病原体等のリスク群分類としては利用できない。「微生物等取扱者」及び「関連者」(微生物等取扱者と感染の可能性がある接触が直接あるいは間接的に起こりうるその他の人々。)の健康への影響に基づき、WHO バイオセーフティ指針の考え方をもとにして分類されている。

リスク群	「微生物等取扱者」及び「関連者」の健康への影響	WHO バイオセーフティ指針
1	「微生物等取扱者」及び「関連者」に対するリスクがないか低リスク	ヒトあるいは動物に疾病を起こす見込みのないもの。
2	「微生物等取扱者」に対する中等度リスク、「関連者」に対する低リスク	ヒトあるいは動物に感染すると疾病を起こし得るが、微生物等取扱者や関連者に対し、重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また、実験室内の曝露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法、予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの。
3	「微生物等取扱者」に対する高リスク、「関連者」に対する低リスク	ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から関連者への伝播の可能性が低いもの。有効な治療法、予防法があるもの。
4	「微生物等取扱者」及び「関連者」に対する高リスク	ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの。

付表 1-2 リスク評価項目

微生物等を実験室内で取り扱う場合の微生物等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル(BSL)分類は、付表 1-1(微生物等のリスク群による分類)を参照に、WHO バイオセーフティ指針の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

番号	評価項目
1	取り扱う微生物等の病原性(量, 取扱い条件も考慮する)。
2	微生物等の取扱い様式(エアロゾル発生の有無を考慮する)。
3	取り扱う微生物等が国内に常在するか否か。
4	取り扱う微生物等の伝播様式と宿主域(取扱い微生物等に対する免疫状況, 宿主集団の密度及び移動, 媒介動物の存在, 衛生状況も考慮する)。
5	有効な予防対策法をとることができるか否か(予防接種等による予防, 衛生対策, 宿主動物または媒介動物対策も考慮する)。
6	有効な治療法がありそれを受けることができるか否か(血清療法, 曝露後ワクチン接種及び, 抗菌剤, 抗ウイルス剤, その他の化学療法剤も考慮する)。
7	薬剤耐性株の出現の可能性。
8	院内感染の重要な微生物等であるか否か。

註：本安全管理規程では、

- 1) 国内に常在しない微生物等についてはより高い BSL に分類する場合がある。
- 2) 臨床検体及び診断用検体の取扱いは通常 BSL2 で行う。ただし、臨床診断等からよりリスクの高い微生物等が原因として疑われるときは、より高い BSL で扱うことを考慮する。
- 3) この分類において、「動物」は実験動物とする。

付表 1-3

微生物等を用いた動物実験においては、付表 1-2 に以下の項目を加え、実験動物及びヒトへの感染のリスク評価を行い、動物バイオセーフティレベル(ABSL)分類を決定する。

番号	評価項目
1	取り扱う微生物等の実験動物間での感染・伝播様式
2	取り扱う微生物等を実験動物に接種する場合の感受性
3	接種した微生物等の体外への排出機構及びその量
4	感染動物が野外へ出た場合、同種野生動物への感染及びヒトへの伝播

註： 感染を伴わない毒素接種による検査については別途考慮する。

付表 2 実験手技と安全機器

微生物等のリスク群分類と、実験室の BSL 分類、実験室使用目的、実験手技及び安全機器との関連性

微生物等を取り扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室(BSL1 及び BSL2)と、封じ込め実験室(BSL3)、高度封じ込め実験室(BSL4)のいずれかに分類される。BSL1～4 実験室の分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技や機器の運用方法に基づき決定される。付表 2 実験手技と安全機器は、微生物等を取扱う際に必要な実験室の BSL を決定するための基準と、微生物等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、微生物等の取扱い BSL は複数の要因を複合的に判断して決定するため、微生物等のリスク群と使用すべき実験室の BSL は、厳密に 1 対 1 対応するものではない。

微生物 リスク 群	実験室の BSL	使用目的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室 (BSL1)	教育、研究	GMT	特になし（開放型実験台）
2	基本実験室 (BSL2)	一般診断検査 研究	GMT、防護服、国際 バイオハザード標 識表示	微生物等の取扱いは BSC で行う
3	封じ込め実験 室 (BSL3)	特殊診断検査 研究	上記 BSL2 の各項目、 専用防護服、立ち入り 制限、一方向性の気流	微生物等の取扱いの全 操作を BSC あるいは、 その他の一次封じ込め 装置を用いて行う
4	高度封じ込め 実験室 (BSL4)	高度診断検査	上記 BSL3 の各項目、 エアロックを通っての 入室、退出時シャワー、 専用廃棄物処理	クラス IIIBSC または、 陽圧スーツとクラス IIBSC に加え、両面オー トクレーブ、給排気はフ ィルター濾過

BSC：生物学用安全キャビネット， GMT：標準微生物学実験手技

付表 3 実験室の安全設備

BSL 実験室の安全設備基準

安全設備	BSL			
	1	2	3	4
実験室の独立性*1	不要	不要	必要	必要
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	不要	必要
換気：				
内側への気流	不要	不要	必要	必要
制御換気系	不要	不要	必要	必要
排気の HEPA 濾過	不要	不要	必要	必要
入口部二重ドア(インターロック*2)	不要	不要	必要	必要
エアロック*3	不要	不要	不要	必要
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要
前室*4	不要	不要	必要	必要*5
排水処理*6	不要	不要	必要	必要
オートクレーブ：				
管理区域内	不要	必要	必要	必要
実験室内	不要	望ましい	必要	必要
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要
生物学用安全キャビネット	不要	必要*7	必要	必要
作業従事者の安全監視機能*8	不要	不要	必要	必要

*1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離

*2 二重ドアで構成される部屋は前室に相当する。なお、インターロックドアとは同時に 2 枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。

*3 エアロックとは気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。

*4 実験室につながる隣室。

*5 BSL4 実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーが相当する。

*6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。

*7 エアロゾルの発生のおそれがある場合は、安全キャビネットが必要。

*8 例えば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備など。

付表 4 ABSL 動物実験室の安全設備基準

微生物等取扱い動物実験施設の ABSL 分類，実験手技，安全機器および設備基準

ABSL1～4 の動物実験を実施し，また動物実験施設を運営するために，各 ABSL に対応する実験手技，安全機器および設備基準について下表にまとめた。なお，標準動物実験手技とは「金沢大学動物実験規程」に従う標準的な実験手技とする。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準
1	通常動物実験の条件として， ・標準動物実験手技 ・標準微生物実験手技 ・専用服を要する。	特になし	通常動物実験設備の条件として， ・動物実験施設の独立性 ・立入者の管理 ・動物逸走防止対策 ・昆虫・野鼠等の侵入防止 ・室内，飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様を要する。
2	ABSL1 の要件に加え， ・防護服 ・国際バイオハザード標識表示 ・糞尿・ケージ等の滅菌処理，移動用密閉容器を要する。	エアロゾル発生の恐れがある場合は陰圧飼育装置及び BSC，動物実験施設内にオートクレーブ	ABSL1 の要件に加え， ・立入者の制限 ・動物安全管理区域からの動物逸走防止対策を要する。
3	ABSL2 の要件に加え， ・専用防護服及び履物 ・2重以上の気密容器による移動を要する。	全操作 BSC 使用 飼育は動物飼育用 BSC，グローブボックス，またはアイソレーションラックを使用 動物安全管理区域内にオートクレーブ	ABSL2 の要件に加え， ・立入者の記録 ・出入口インターロック ・前室の設置 ・気流の一方方向性 ・排気の HEPA ろ過 ・作業者の安全監視機能を要する。
4	ABSL3 の要件及びその他は BSL4 に準じる	ABSL3 の要件及びその他は BSL4 に準じる	ABSL3 の要件及びその他は BSL4 に準じる

BSC：生物学用安全キャビネット

別表2 付表1

本学においては、別表1に定める基準により微生物等のBSLを下記のごとく分類する。

註：

- ①特定病原体等は、一種病原体等(一種)から四種病原体等(四種)と示す。
- ②ヒトへの病原性がないものを*で示す。
- ③媒介節足動物を用いる実験の場合は別途個別に考慮する。
- ④ここに記載されていない微生物等については個別に考慮するものとする。

微生物等のBSL分類

1 ウイルス及びプリオン

(ウイルス名は” Virus Taxonomy, Report of the International Committee on Taxonomy of Viruses, 2005” の表記を用いた。科, 属, 種の順に記載した。)

●BSL1

*Vaccinia*を除く弱毒生ワクチンおよび*Adeno-associated virus*

●BSL2

Adenoviridae

Mastadenovirus

Canine adenovirus (Infectious canine hepatitis virus)*

Human adenovirus A

Human adenovirus B

Human adenovirus C

Human adenovirus D

Human adenovirus E

Human adenovirus F

*Murine adenovirus A**

Arenaviridae

Arenavirus

*Lymphocytic choriomeningitis virus*⁴⁾

Arteriviridae

Arterivirus

Lactate dehydrogenase-elevating virus (LDV)*

Astroviridae

Mamastrovirus

Human astrovirus

Bornaviridae

Bornavirus

Borna disease virus

Bunyaviridae

Orthobunyavirus

Bunyamwera virus

California encephalitis virus

Simbu virus

Caliciviridae

Norovirus

Norwalk virus

Sapovirus

Sapporo virus

Vesivirus

*Feline calicivirus**

Coronaviridae

Coronavirus

Human coronavirus 229E

Human coronavirus OC43

Human coronavirus NL63

*Bovine coronavirus**

*Canine coronavirus**

*Feline infectious peritonitis virus**

*Infectious bronchitis virus (Avian infectious bronchitis virus)**

*Murine hepatitis virus¹⁾**

*Porcine epidemic diarrhea virus**

*Rat coronavirus**

*Sialodacryoadenitis virus**

*Transmissible gastroenteritis virus**

Flaviviridae

Flavivirus

Apoi virus

Aroa virus

Dengue virus (四種)

Ilheus virus

Japanese encephalitis virus (四種)(at,m,ML-17,S株を除く)

Langat virus

Rio Bravo virus

Hepacivirus

Hepatitis C virus

Unassigned

Hepatitis G virus

Hepadnaviridae

Orthohepadnavirus

Hepatitis B virus

Hepaviridae

Hepavirus

Hepatitis E virus

Herpesviridae

Cytomegalovirus

Human herpesvirus 5

Ictalurivirus

*Caviid herpesvirus 1 (Guinea pig herpesvirus)**

Lymphocryptovirus

*Cercopithecine herpesvirus 12 (Herpes virus papio)**

Human herpesvirus 4

Rhadinovirus

Human herpesvirus 8

Saimiriine herpesvirus 2

Roseolovirus

Human herpesvirus 6

Human herpesvirus 7

Simplexvirus

*Cercopithecine herpesvirus 16 (Herpes virus papio 2)**

Human herpesvirus 1

Human herpesvirus 2

Varicellovirus

*Felid herpesvirus 1 (Feline viral rhinotracheitis virus)**

Human herpesvirus 3

*Suid herpesvirus 1 (Pseudorabies virus)**

Orthomyxoviridae

Influenzavirus A

Influenza A virus (四種)(H2N2及びH5N1またはH7N7の弱毒株*註に限る)

*Influenza A virus*²⁾

Influenzavirus B

Influenza B virus

Influenzavirus C

Influenza C virus

Papillomaviridae

Papillomavirus

Human papillomavirus

Paramyxoviridae

Avulavirus

*Newcastle disease virus*¹⁾

Metapneumovirus

Human metapneumovirus (hMPV)

Morbillivirus

*Canine distemper virus**

Measles virus

Pneumovirus

Human respiratory syncytial virus

*Murine pneumonia virus (Pneumonia virus of mice)**

Respirovirus

Human parainfluenza virus 1

Human parainfluenza virus 3

Sendai virus¹⁾

Rubulavirus

Mumps virus

Human parainfluenza virus 2

Human parainfluenza virus 4

Parvoviridae

Erythrovirus

B19 virus

Parvovirus

*Canine parvovirus**

*Feline panleukopenia virus**

*Kilham rat virus (Rat virus)**

*Lapine parvovirus**

Picornaviridae

Caridiovirus

Encephalomyocarditis virus

*Theilovirus**

Enterovirus

Human enterovirus A

Human enterovirus B

Human enterovirus C

Human enterovirus D

Poliovirus (四種)(ワクチン株を除く)

Hepatovirus

Hepatitis A virus

Kobuvirus

Aichi virus

Parechovirus

Human parechovirus

Rhinovirus

Human rhinovirus A

Human rhinovirus B

Polyomaviridae

Polyomavirus

BK polyomavirus

JC polyomavirus

*Murine polyomavirus**

Simian virus 40

Poxviridae

Molluscipoxvirus

Molluscum contagiosum virus

Orthopoxvirus

Cowpox virus

Ectromelia virus (Mousepox virus)^{1)*}

Monkeypox virus^{3)(三種)}

*Rabbitpox virus**

Vaccinia virus

Yatapoxvirus

Tanapox virus

Yaba monkey tumor virus

Reoviridae

Orbivirus

*Bluetongue virus**

Rotavirus

*Rotavirus A**

Rotavirus B

Rotavirus C

Rotavirus D

Rotavirus E

Retroviridae

Deltaretrovirus

Primate T-lymphotropic virus 1 (*Human T-lymphotropic virus 1*)*

Primate T-lymphotropic virus 2 (*Human T-lymphotropic virus 2*)*

Gammaretrovirus

*Feline leukemia virus**

*Gibbon ape leukemia virus**

*Murine leukemia virus**

Lentivirus

*Feline immunodeficiency virus**

Simian immunodeficiency virus

Rhavdovoridae

Lyssavirus

Rabies virus (三種) (CVS, ERA, Flury Fuenzalida S-51, Fuenzalida S-91, Kelev, LEP, Nishigahara, Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株)

Rabies virus (HEP, RC・HL株)

Vesiculovirus

Vesicular stomatitis Alagoas virus

Vesicula stomatitis Indiana virus

Togaviridae

Alphavirus

Bebaru virus

O' nyong-nyong virus

Sindbis virus

Rubivirus

Rubella virus

Unassigned-Family

Deltavirus

Hepatitis delta virus

Anellovirus

Torque Teno virus (TTV)

Prions

Mammalian Prions (Agents of Spongiform Encephalopathies)

Scrapie*

Bovine spongiform encephalopathy (BSE)³⁾

Crutzfeldt-Jakob disease(CJD)⁴⁾

1) 小動物実験を行う場合はABSL3とする。(ただし、サル類を除く。)

2) H5またはH7の強毒株は除く。

*註 以下のいずれかの基準に適合するものとする。

1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと

2 6のニワトリにおける静脈内接種病原性指数(IVPI)が1.2以下であること

3 HAタンパクの開列部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続部位がないこと

3) 動物実験を行う場合で、BSE prionを感染させる場合はABSL2とする。ウシ型、ヒト型のprion遺伝子を導入したマウス及びサル類にBSE prionを感染させる場合は、ABSL3とする。その他の動物prionの動物実験は個別に考慮する。

4) 動物実験を行う場合はABSL3とする。

●BSL3

Bunyaviridae

Hantavirus

Hantaan virus (三種)

Seoul virus (三種)
Debrava-Belgrade virus (三種)
Puumala virus (三種)
Andes virus (三種)
Sin Nombre virus (三種)
New York virus (三種)
Bayou virus (三種)
Black Creek Canal virus (三種)
Laguna Negra virus (三種)

Phlebovirus

Rift Valley fever virus (三種)

Coronaviridae

Coronavirus

Severe acute respiratory syndrome (SARS) coronavirus (二種)

Flaviviridae

Flavivirus

Kyasanur Forest disease virus (三種)
Omsk hemorrhagic fever virus (三種)
Louping ill virus
Murray Valley encephalitis virus
Powassan virus
St. Louis encephalitis virus
Tick-borne encephalitis virus (三種)
West Nile virus (四種)
Yellow fever virus (17D vaccine strainを除く)⁵⁾ ⁶⁾(四種)

Herpesviridae

Simplexvirus

*Cercopithecine herpesvirus*⁵⁾ ⁶⁾(三種)(Bウイルス)

Orthomyxoviridae

Influenza A

Influenza A virus (四種)(H5N1又はH7N7の強毒株に限る)
*Influenza A virus*⁵⁾

Paramyxoviridae

Henipavirus

*Nipahvirus*⁶⁾ ⁷⁾(三種)
*Hendra virus*⁶⁾ ⁷⁾(三種)

Reoviridae

Coltivirus

Colorado tick fever virus

Retroviridae

Lentivirus

Human immunodeficiency virus 1

Human immunodeficiency virus 2

Rhabdoviridae

Lyssavirus

Rabies virus (三種) (CVS, ERA, Flury Fuenzalida S-51, Fuenzalida S-91, Kelev, LEP, Nishigahara, Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株及びHEP, RC・HL株を除く)

Lagos bat virus, Mokola virus 他

Togaviridae

Alphavirus

Chikungunya virus

Eastern equine encephalitis virus (三種)

Getah virus

Mayaro virus

Semliki Forest virus

Venezuelan equine encephalitis virus (三種)

Western equine encephalitis virus (三種)

5) H5またはH7の強毒株

6) 診断検査のための少量培養に限る。それ以外の場合はBSL4とする。

7) 取扱いについては別途考慮する。

●BSL4

Arenaviridae

Arenavirus

Guanarito virus (一種)

Sabia virus (一種)

Junin virus (一種)

Lassa virus (一種)

Machupo virus (一種)

Bunyaviridae

Nairovirus

Crimean-Congo hemorrhagic fever virus (一種)

Filoviridae

Ebola virus

Ivory Coast ebolavirus (一種)

Reston ebolavirus (一種)

Sudan ebolavirus (一種)

Zaire ebolavirus (一種)

Marburg virus

Lake Victoria marburgvirus (一種)

Poxviridae

Orthopoxvirus

Variola virus (major, minor)(一種)

2 細菌

●BSL1

BSL2に属さない細菌で、健常者への病原性がないか低いもの、及びBCGワクチン株。

●BSL2

(ヒトから分離されるものすべてがあげられているわけではない。必要に応じ別途考慮する。)

Actinomadura

A. madurae

A. pelletieri

Actinomyces

A. bovis

A. israelii

A. pyogenes

A. viscosus

Aeromonas

A. hydrophila (毒素原性株)

A. sobria (毒素原性株)

Arcanobacterium

A. haemolyticum

A. pyogenes

Bacillus

B. cereus (毒素原性株)

Bacteroides

B. fragilis

Bartonella

B. bacilliformis

B. clarridgeiae

B. elizabethae

B. henselae

B. Quintana

B. vinsonii

Bordetella

*B. bronchiseptica**

B. parapertussis

B. pertussis

*Borrelia*全菌種

Burkholderia

B.cepacia

Calymmatobacterium

C.granulomatis

Campylobacter

C.coli

C.jejuni

C.fetus

Chryseobacterium

C.meningosepticum

Citrobacter

*C.freundii**

*C.rodentium**

Cilia-associated respiratory (CAR)

*Bacillus**

Clostridium

C.botulinum (二種)

C.difficile

C.haemolyticum

C.histolyticum

C.novyi

C.perfringens (毒素原性株)

C.piliforme (Tyzzer' s disease)*

C.septicum

C.sordelli

C.sporogenes

C.tetani

Corynebacterium

C.diphtheriae

C.jejkeium

*C.kutscheri**

C.pseudodiphtheriticum

C.pseudotuberculosis

C.ulcerans

Enterobacter

E.aerogenes

E.cloacae

Enterococcus

E.faecalis

E.faecium

Erysipelothrix

E.rhusiopathiae

Escherichia

E.coli (*E.coli* K12株, B株ならびその誘導体除く)

E.coli (四種)(腸管出血性大腸菌に限る)

Francisella

F.tularensis subsp.*Holarctica* (LVS株に限る)

F.novicida

F.philomiragia

Fusobacterium

F.necrophorum

Haemophilus

H.actinomycetemcomitans

H.aegyptius

H.ducreyi

H.influenzae

Helicobacter

*H.bilis**

*H.hepaticus**

H.pylori

Klebsiella

K.oxytoca

K.pneumoniae

Legionella

全菌種(*Legionella*-like organisms含む)

Leptospira

*L.interrogans sensu lato*の全血清型

Listeria

L.monocytogenes

Moraxella

M.catarrhalis

Mycobacterium

M.avium

M.chelonae

M.fortuitum

M.haemophilum

M.intracellulare

M.kansasii

M.leprae

M.lepraemurium

M.malmoense

M.marinum

M.paratuberculosis

M.scrofulaceum

M.simiae

M.szulgai

M.ulcerans

M.xenopi

Mycoplasma

*M.arthritis**

M.fermentans

M.hominis

*M.neurolyticum**

M.pneumoniae

M.pulmonis

Neisseria

N.gonorrhoeae

N.meningitidis

Nocardia

N.asteroides

N.brasiliensis

N.farcinica

N.otitidiscaviarum

Pasteurella

P.multocida(動物のみに疾病を起す血清型は除く)

*P.pneumotropica**

P.ureae

Plesiomonas

P.shigelloides

Proteus

P.mirabilis

P.penneri

P.vulgaris

Pseudomonas

P.aeruginosa

Rhodococcus

R.egui

*Salmonella*¹⁾

BSL3を除く全血清型

Serratia

S.marcescens

Shigella

*S.spp.*全菌種

S.sonnei (四種)

S.dysenteriae (四種)

S.flexneri (四種)

S.boydii (四種)

Staphylococcus

S.aureus

Streptobacillus

S.moniliformis

Streptococcus

S.agalactiae

S.dysgalactiae

S.equi

S.pneumoniae

S.pyogenes

S.sanguinis

*S.zooepidemicus*³⁾*

Treponema

T.carateum

*T.cuniculi**

T.pallidum

T.pertenue

Ureaplasma

U.urealyticum

Vibrio

V.cholerae

V.cholerae (四種)(血清型O1,O139に限る)

V.fluivialis

V.mimicus

V.parahaemolyticus

V.vulnificus

Yersinia

Y.enterocolitica

Y.pseudotuberculosis

ボツリヌス毒素(二種)

志賀毒素(四種)

<クラミジア, リケッチア>

Chlamydophila

C.pecorum

C.pneumoniae

*C.psittaci*²⁾(四種)

Chlamydia

C.trachomatis

Simkania

S.negevensis

Ehrlichia

E.canis

E.chaffeensis

E.sennetsu

1) 動物実験においては別途考慮する。

2) 大量(20リットルを目途)に増殖させる場合はBSL3とする。

3) 小動物実験を行う場合はABSL3とする。(但し, サル類を除く。)

●BSL3

Bacillus

B.anthraxis (二種)

B.anthraxis (34F2, Davis株)

Brucella

B.spp. 全菌種

B.abortus (三種)

B.canis (三種)

B.suis (三種)

B.melitensis (三種)

Burkholderia

B.mallei (三種)

B.pseudomallei (三種)

Francisella

F.tularensis (亜種ツラレンシス及びホルアークティカ。ただしLVS株は除く)

F.tularensis (亜種ツラレンシスB38株)

Mycobacterium

M.africanum

M.bovis (BCGを除く)

M.tuberculosis (四種)(多剤耐性菌を除く)

M.tuberculosis (三種)(多剤耐性菌に限る)

Pateurella

P.multocida (B : 6, E : 6, A : 5, A : 8, A : 9)

Salmonella

S.enterica

serovar Paratyphi A(四種)

serovar Typhi(四種)

Yersinia

Y.pestis (二種)

<クラミジア, リケッチア>

Coxiella

*C.burnetii*¹⁾(三種)

Orientia

O.tsutsugamushi

Rickettsia

(Spotted fever group)

R.japonica (三種)

R.rickettsii (三種)

Spotted fever group *R.spp.*

(Epidemic typhus group)

R.prowazekii (三種)

Epidemic typhus group *R.spp*

1) 分類上は、レジオネラ目コクシエラ科コクシエラ属だが、従来どおりリケッチアに記載する。

3 真菌

●BSL1

BSL2及び3に属さない真菌

●BSL2

Aspergillus fumigatus

Candida albicans

Cladosporium carrionii

Cladosporium trichoides

(*C.bantianum*)

Cryptococcus neoformans

Exophiala dermatitidis

Fonsecaea pedrosoi

Microsporum canis

Sporothrix schenckii

Trichophyton

T.mentagrophytes

T.verrucosum

●BSL3

Blastomyces dermatitidis

Coccidioides immitis(三種)
*Histoplasma capsulatum*¹⁾
Histoplasma farciminosum
Paracoccidioides brasiliensis
Penicillium marneffe

1) *H.capsulatum* var *capsulatum* と *H.capsulatum* var *duboisii*の両variantを含む。

註 : *Aspergillus* spp., *Chaetomium* spp., *Fusarium* spp., *Myrothecium* spp., *Penicillium* spp.の毒素産生株はBSL2扱いとする。

4 寄生虫

《 》内は特に指定する発育期あるいは、その他の制約条項を示し、従ってそれ以外の発育期あるいは制約条項に該当しない場合は、規制の対象としない。特に指定のない場合は全発育期を指す。

●BSL1

BSL2に属さない原虫類，吸虫類，条虫類及び線虫類

●BSL2

人体寄生性原虫類

Acanthamoeba 《ヒト分離株》

Balamuthia mandrillaris

Cryptosporidium

C.parvum (四種)(遺伝型 I 型，II 型に限る)

C.spp.

Cyclospora cayetanensis

Encephalitozoon

Entamoeba histolytica

Giardia lamblia

(syn. *G.intestinalis*, *G.duodenalis*)

Leishmania

Naegleria fowleri

Plasmodium 《ヒトマラリア》

Toxoplasma gondii

Trichomonas vaginalis

Trypanosoma

人体寄生性吸虫類

吸虫類の被囊幼虫 《metacercaria》

Schistosoma 《cercaria》

人体寄生性条虫類

Echinococcus 《egg,hydatid sand,protoscolex》

Hymenolepis 《egg,cysticercoid》

Taenia solium 《egg,cysticercus》

人体寄生性線虫類

鉤虫類《感染仔虫》
回虫類《仔虫包蔵卵》
Angiostrongylus《感染仔虫》
Strongyloides《感染仔虫》
Trichinella《感染仔虫》
動物寄生性
*Aspicularis tetraptera**
*Cryptosporidium muris**
Eimeria
*E.caviae**
*E.falciformis**
*E.intestinalis**
*E.stiedai**
Encephalitozoon cuniculi
*Giardia muris**
Pneumocystis carinii
Spironucleus muris
Syphacia spp.

●BSL3

なし

別表2 付表2

動物実験におけるABSL分類は微生物等のBSL分類に基本的に対応するが、別表1付表1—3の追加項目についてのリスク評価により、ABSL分類が別表2付表1のBSL分類と異なる場合がある。これらの微生物等を以下に示す。その他本規程に定められていない微生物等については個別に考慮するものとする。対象実験動物は、金沢大学で飼育管理する実験動物とする。

微生物等のABSL分類

BSL分類とレベルが異なるものを以下に示す

1 ウイルス及びプリオン

●ABSL2

Prions

Mammalian Prions (Agents of Spongiform Encephalopathies)

Bovine spongiform encephalopathy (BSE)¹⁾

- 1) ウシ型、ヒト型のprion遺伝子を導入・発現させた遺伝子改変マウス及びサル類にBSE prionを感染させる場合は、ABSL3とする。その他の動物Prionについてはリスク評価に基づき別途考慮する。

●ABSL3

Arenaviridae

Arenavirus

Lymphocytic choriomeningitis virus

Coronaviridae

Coronavirus

*Murine hepatitis virus*¹⁾

Paramyxoviridae

Avulavirus

*Newcastle disease virus*¹⁾

Respirovirus

*Sendai virus*¹⁾

Poxviridae

Orthopoxvirus

Ectromelia virus (Mousepox virus)¹⁾

Monkeypox virus (三種)

Prions

Mammalian Prions (Agents of Spongiform Encephalopathies)

Creutzfeldt-Jakob disease (CJD)

1) サル類での動物実験はABSL2とする

●ABSL4

Herpesviridae

Simplexvirus

*Cercopithecine herpesvirus*¹⁾(三種)(Bウイルス)

1) 自然感染個体の扱いはABSL2とする。

2 細菌

●ABSL2

*Salmonella*¹⁾

BSL3を除く全血清型

1) 別途考慮する。

●ABSL3

Mycoplasma

*M.pulmonis*¹⁾

Streptococcus

*S.zooepidemicus*¹⁾

1) サル類での動物実験はABSL2とする。

3 真菌

該当無し

4 寄生虫

該当無し

別表 3 微生物等取扱実験室の安全設備及び運営基準

BSL	安全設備及び運営基準
1	<p>(1) 通常の微生物学実験室を用い，特別の隔離の必要はない。</p> <p>(2) 一般外来者は当該部の管理者(実験室等運営責任者)の許可及び管理者が指定した立ち会いのもと立ち入ることができる。</p>
2	<p>(1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。</p> <p>(2) エアロゾル発生のおそれのある微生物等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。</p> <p>(3) オートクレーブは実験室内，ないし前室(実験室につながる隣室)あるいはさらにその周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。</p> <p>(4) 実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。</p> <p>(5) 実験室の入り口は施錠できるようにする。</p> <p>(6) 実験室のドアは常時閉め，一般外来者の立入りを制限する。</p>
3	<p>(1) BSL3 区域は，他の区域から実質的，機能的に隔離し，二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。</p> <p>(2) 実験室の壁，床，天井，作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</p> <p>(3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。</p> <p>(4) 給排気系を調節することにより，常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</p> <p>(5) 実験室からの排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。</p> <p>(6) 実験室からの排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから一般下水に放出する。</p> <p>(7) 微生物等を用いる実験は，生物学用安全キャビネットの中で行う。</p> <p>(8) オートクレーブは実験室内に置く。</p> <p>(9) 実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。</p> <p>(10) BSL3 区域の入り口は施錠できるようにする。</p> <p>(11) 入室を許可された職員名簿に記載された者及び管理に関わる者以外の立入りを禁止する。</p>
4	<p>(1) BSL4 区域は他の区域から実質的，機能的隔離を行い独立した区域とし，BSL4 実験室を取り囲むサポート域を設ける。また，独立した機器室，排水処理施設，管理室を設ける。</p> <p>(2) 実験室の壁，床，天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし，これらを貫通する部分(給排気管，電気配線，ガス，水道管等)も気密構造とする。</p> <p>(3) 実験室への出入口には，エアロックとシャワー室を設ける。</p> <p>(4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて，気圧差を設け，高度の隔離域から，低度の隔離域へ，又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</p> <p>(5) 実験室への給気は，1 層のヘパフィルターを通す。実験室からの排気は 2 層</p>

のヘパフィルターを通して、外部に出す。この排気濾過装置は予備を含めて2組設ける。

- (6) 実験室内の滅菌を必要とする廃棄物等の滅菌のために、実験室とサポート域の間には両面オートクレーブを設ける。
- (7) 実験室からの排水は専用オートクレーブにより 121°C以上に加熱滅菌し、冷却した後、専用排水消毒処理装置でさらに処理してから、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉式のグローブボックス型安全キャビネット(クラス III 安全キャビネット)の中で行う。
- (9) BSL4 区域の入り口は施錠できるようにする。
- (10) 入室を許可された職員名簿に記載された者及び管理に関わる者以外の立入りを禁止する。

別表 4 微生物等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

ABSL1 の動物実験は通常の動物実験施設，ABSL2 以上の動物実験は動物実験施設内感染動物実験安全管理区域（動物安全管理区域）で行う。

ABSL	安全設備及び運営基準
1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来者の立入りを禁止する。 (2) 防護服等を着用する。 (3) 標準作業手順書を作成し，周知する。 (4) 従事者は微生物等及び動物の取り扱い手技に習熟していること。 (5) 動物実験施設への昆虫や野鼠の侵入を防御する。 (6) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。 (7) 実験施設の壁・床・天井，作業台，飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入室は認可された者に限る。 (2) 入り口は施錠できるようにする(動物実験施設の入り口でも可)。 (3) 動物安全管理区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。 (4) 動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。 (5) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。 (6) 糞尿，使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。 (7) 動物実験施設内にオートクレーブを設置する。 (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。 (9) 個人防護装備を着用する。 (10) 手洗い器を設置する。 (11) メス，注射針など鋭利なものの取り扱いに注意する。
3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入室は認可された者に限る。 (2) 動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっていること。 (3) 動物安全管理区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。 (4) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。 (5) 給排気系を調節することにより，常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われるようにする。 (6) 排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。 (7) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。 (8) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。 (9) 滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。 (10) 全操作及び飼育を生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。
4	BSL4 に準拠する。

別表 5 微生物等の取扱いの日常安全管理(基本的事項)

微生物等の取扱いにおける安全管理の基本は、適切な微生物等取扱習慣であり、安全設備はこれを補強することはあってもこれに代わりえない。以下に微生物等取扱における基本的な事項を示す。主として BSL2 以上の微生物等を取り扱う場合に当てはまる事項であるが、BSL1 の細菌にも日和見感染症の原因菌等が含まれている。したがって、BSL1 の微生物等においてもここに示した注意が必要である。

番号	微生物等取扱における基本事項
1	口を使ってのピペット操作は行わない。
2	微生物等の管理区域内で、飲食、喫煙、食物の保管、化粧品の塗布を行わない。
3	微生物等の管理区域内は整頓し、清潔に保つとともに、作業に関係ない機材は置かない。
4	作業台の表面は少なくとも 1 日に 1 回は消毒するとともに、微生物等が接触または溢れ出た場合には、その都度消毒する。
5	作業が終了し、作業区域を出る場合、及び感染性の材料又は動物を取り扱った後は必ず手を洗う。
6	実験手順を立案するに当たっては、エアロゾル発生の最も少ない方式を最優先する。
7	汚染した液体又は固体は、廃棄前に必ず滅菌又は消毒する。
8	管理区域内では、専用の実験衣やガウンを着用する。また、汚染した衣服は適切な方法で消毒又は滅菌する。
9	顔面や服を汚染飛沫又は衝突物から守るために、必要であれば保護眼鏡、顔面スクリーン、その他の保護具を着用する。
10	微生物等の安全管理について教育を受け、一定の知識を有してから微生物等の取扱作業に従事する。
11	昆虫及びネズミに対する駆除及び侵入阻止対策を講じておく。
12	進行中の作業に関係ない動物を実験室内に持ちこまない。
13	血液、感染性の材料、感染動物等を取り扱う場合には、必ず手袋を着用する。使用手袋は汚染面が皮膚に触れないように外し、他の汚染物と共に滅菌した後に廃棄する。
14	微生物等の保管は密封容器に入れ、施錠のできる保管庫で保管する。
15	滅菌は、121℃、15 分以上の高圧蒸気滅菌又は同等以上の効果を有する方法によって行う。
16	消毒剤を用いる場合は、対象となる材料及び微生物等の種類に応じて、適切なものを選択する(例：一般的な手指消毒用として、逆性せっけんとエタノール又はクロルヘキシジンとエタノールの合剤を用いるなど)。
17	曝露等は直ちに取扱責任者に報告する

国際バイオハザード標識



B I O H A Z A R D

入室承認者以外立入禁止

実験室名	
病原体等のBSL	
病原体等取扱責任者	
緊急時の連絡先 電話番号（内線・自宅）	

令和5年6月6日

石川県公立大学法人規程看第81号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学学則第37条の2第4項の規定により、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）が実施する同条第2項第2号に掲げる公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 前条の認定看護師教育課程の分野は、皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）とし、本課程は、皮膚・排泄ケアの看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる皮膚・排泄ケア認定看護師を育成することを目的とする。

(定員)

第3条 本課程の定員は30人を限度に、毎年度、履修生の募集を開始するまでに決定する。

(教育期間)

第4条 本課程の標準教育期間は12月とする。

(在学期間)

第5条 本課程の在学期間は、原則として履修開始の期を超えることはできない。

2 第23条の休学期間は、前項の在学期間に含むものとする。

(休業日)

第6条 本課程の休業日は次のとおりとする。ただし、附属看護キャリア支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) あらかじめ定める夏季及び冬季休業日

第2章 職員組織

(職員)

第7条 本課程を実施するため、センターに主任教員、専任教員、兼任教員及び事務職員を置く。

- 2 センター長は、本課程の事務を統括する。
- 3 センター職員は、本学の教員定数に含めない。
- 4 センター職員は、本課程の設置が廃止されるまでの期間を限度として任用する。ただし、5年を超えて任用することはできない。

(教員会)

第8条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に教員会を置く。

- (1) 本課程の企画運営に関する事項
 - (2) 本課程における履修及び評価に関する事項
 - (3) 本課程の修了に関する事項
 - (4) その他本課程の運営に関し教員会が特に必要と認める事項
- 2 教員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(特定行為研修管理委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に特定行為研修管理委員会を置く。

- (1) 特定行為研修実施の統括管理に関する事項
 - (2) 特定行為区分ごとの特定行為研修管理計画の作成に関する事項
 - (3) 2区分以上の特定行為区分について特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互の調整に関する事項
 - (4) 特定行為研修の履修状況の管理及び修了の際の評価に関する事項
 - (5) その他特定行為研修の運営に関し、特定行為研修管理委員会が特に必要と認める事項
- 2 特定行為研修管理委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(入試委員会)

第10条 次に掲げる事項について審議するため、本課程に入試委員会を置く。

- (1) 本課程における入学者選抜試験の実施に関する事項
 - (2) 本課程における入学者選抜試験合格者の決定に関する事項
 - (3) その他本課程における入学者の選考等に関し入試委員会が特に必要と認める事項
- 2 入試委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

第3章 教育課程、修了の要件等

(授業科目及び時間数)

第11条 本課程の授業科目及びその時間数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第12条 本課程の授業は、講義、演習及び実習の方法により行う。

(学修の評価)

第13条 学修の評価は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法を

もって試験に代えることができる。

- 2 成績は、次の基準によりA、B、C又はDで表示するものとし、Dは不合格とする。
A：80点以上
B：70～79点
C：60～69点
D：59点以下
- 3 各授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の5分の4に満たない履修生（第22条第3項の規定により入学が許可された者を言う。以下同じ。）は、当該授業科目の評価を受けることができない。

（実習の履修）

第14条 実習は、その開始前に所定の授業科目すべてに合格した者又は合格が見込まれる者でなければ履修することができない。

（修了要件）

- 第15条 学長は、第11条に規定する全ての授業科目に合格し、かつ、第17条第1項に規定する修了試験に合格した履修生に対し、本課程の修了を認定する。
- 2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に修了証書（別記様式第1号）及び履修証明書（別記様式第2号）を授与する。

（履修免除要件）

第16条 他の教育機関で特定行為研修において習得した科目及び演習・実習は、本学において履修したものとして認定することができる。

（修了試験）

- 第17条 修了試験は、履修生が実務において認定看護師にふさわしい能力を発揮することができるかどうかを判定するために行う。
- 2 履修生は、第11条に規定する全ての授業科目に合格しない限り、修了試験を受けることができない。
 - 3 修了試験は、筆記試験、その他の方法により行う。
 - 4 修了試験の範囲は、全ての授業科目の領域にわたるものとし、総合点の8割以上を合格とする。

（認定看護師認定審査受験資格）

第18条 第15条の規定により本課程の修了の認定を受けた履修生は、日本看護協会皮膚・排泄ケア認定看護師認定審査の受験資格を取得することができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

（入学資格）

- 第19条 本課程に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。
- (1) 日本国の看護師免許を有する者

- (2) 看護師免許を取得後、実務研修を通算5年以上有する者
- (3) 通算3年以上の皮膚・排泄ケアに関わる以下の活動実績を有する者
 - ア 皮膚・排泄ケア領域における看護を5例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ**及び**排泄管理の事例を各1例以上含むこと。
 - イ 現在、医療施設等において皮膚・排泄ケアに関わる活動に携わっていることが望ましい。

(入学志願の手続)

第20条 本課程に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者選抜試験)

第21条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。
2 入学者選抜試験について必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第22条 学長は、入試委員会の選考を経て入学者選抜試験の合格者を定め、当該合格者に合格通知書（別記様式第3号）により通知する。
2 前項の規定による通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を学長に提出するとともに、第27条第2号に掲げる入学手数料を納入しなければならない。
3 学長は、前項の規定により手続を完了した者に対し本課程への入学を許可することとし、当該許可された者に入学許可書（別記様式第4号）を交付する。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き1月以上修学することができない履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。
2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる履修生に対し、休学を命ずることができる。

(復学)

第24条 休学の理由が消滅したことにより復学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第25条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする履修生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学長は、次のいずれかに該当する履修生を、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 在学期間を経過した者
- (3) 正当な理由がなく授業に出席しない者
- (4) 本課程の秩序を乱す行為があった者
- (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (6) 死亡又は行方不明になった者

第5章 授業料等

(運営費)

第26条の2 センターの運営は、次条で定める授業料等の収入によって賄われるものとする。

(納付金)

第27条 本課程の入学検定手数料、入学手数料及び授業料等（以下「納付金」という。）の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 入学検定手数料 | 50,000円 |
| (2) 入学手数料 | 50,000円 |
| (3) 授業料（特定行為研修と実習費を含む） | 1,150,000円 |
| 特定行為研修 | 400,000円 |
| 内 共通科目 | 130,000円 |
| 「栄養」：（講義） | 20,000円（実習） 50,000円 |
| 「創傷」：（講義） | 100,000円（実習） 100,000円 |
| (4) 補習授業履修料（1単位又は15時間ごと） | 25,000円 |
| (5) 追試験料（1教科目につき） | 5,000円 |
| (6) 再試験料（1教科目につき） | 5,000円 |
| (7) 補習実習費 | 20,000円 |
| (8) 追修了試験料 | 10,000円 |
| (9) 再修了試験料 | 30,000円 |

(納入)

第28条 納付金は、指定する期日までに全額を納入しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、授業料を分納することができる。

(未納)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の期日までに納付金の支払いの見込みがないときは、入学を取り消す。

(還付)

第30条 既に納入した納付金については、原則として返還しない。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、本課程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

授業科目		時間数		
共通科目	1. 臨床病態生理学	40	380	
	2. 臨床推論	45		
	3. 臨床推論:医療面接	15		
	4. フィジカルアセスメント:基礎	30		
	5. フィジカルアセスメント:応用	30		
	6. 臨床薬理学:薬物動態	15		
	7. 臨床薬理学:薬理作用	15		
	8. 臨床薬理学:薬物治療・管理	30		
	9. 疾病・臨床病態概論	40		
	10. 疾病・臨床病態概論:状況別	15		
	11. 医療安全学:医療倫理	15		
	12. 医療安全学:医療安全管理	15		
	13. チーム医療論(特定行為実践)	15		
	14. 特定行為実践	15		
	15. 指導	15		
	16. 相談	15		
	17. 看護管理	15		
専門科目	認定看護分野専門科目	1. 皮膚・排泄ケア概論	15	195
		2. 皮膚のアセスメントとケア	30	
		3. 精神面のアセスメントとケア	15	
		4. 排便機能に破綻をきたす病態の理解と評価	15	
		5. 排尿機能に破綻をきたす病態の理解と評価	15	
		6. ストーマの管理	30	
		7. 排泄障害の管理	30	
		8. 創傷のアセスメントと管理	45	
特定行為 研修 区分別 科目		1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22	68
		2. 創傷管理関連	46	
演習・実習	統合演習	15	165	
	臨地実習 認定看護分野 特定行為区分別 各5症例(計20例以上)	150 各5症例		
合計時間数			808	

*認定看護師教育基準カリキュラムでは45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用している。特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しているが、該当教科目の時間数は全て「みなし時間」で設定し表記している。

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程
において本学所定の課程を修められましたので
これを証します

年 月 日

石川県立看護大学長



履 修 証 明 書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程を修めたことを証する。

プログラムの概要

本プログラムは、熟練した看護技術と知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践ができる皮膚・排泄ケア認定看護師を育成することを目的とした教育プログラムを提供するものである。

年 月 日

石川県立看護大学長



入 学 許 可 書

氏 名

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程の入学を許可します。

年 月 日

石川県立看護大学長



石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター
皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程規程細則

令和5年6月6日
石川県公立大学法人規程看第81-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター（以下「センター」という。）皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程規程（以下「規程」という。）第8条第2項、第9条第2項及び第29条の規定に基づき、規程に定める公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程（以下「本課程」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教員会の構成)

第2条 規程第8条に定める教員会（以下「教員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 公益社団法人石川県看護協会の役員
- (5) 医療機関の看護管理者
- (6) その他学長が指名する者

(教員会委員の任期)

第3条 前条の委員（以下「教員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。
2 教員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員会の会議)

第4条 教員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、センター長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、教員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した教員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。
- 6 この細則に定めるもののほか、教員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(特定行為研修管理委員会の構成)

第5条 規程第9条に定める特定行為研修管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 特定行為研修を指導する医師または特定認定看護師
- (3) センターの教員
- (4) 事務局長

- (5) 学長が指名する本学の教員
- (6) 公益社団法人石川県看護協会の役員
- (7) 医療機関の看護管理者
- (8) その他学長が指名する者

(特定行為研修管理委員会の任期)

第6条 前条の委員（以下本状において「委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特定行為研修管理委員会の会議)

第7条 特定行為研修管理委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、センター長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、特定行為研修管理委員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した教員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

6 この細則に定めるもののほか、特定行為研修管理委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(入試委員会の構成)

第8条 規程第9条に定める入試委員会（以下「入試委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) 学長が指名する本学の教員
- (4) 教育経験を有する皮膚・排泄ケア認定看護師2人
- (5) その他学長が指名する者

2 入試委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(入試委員会委員の任期)

第9条 前条の委員（以下「入試委員会委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 入試委員会委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入試委員会の会議)

第10条 入試委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、入試委員会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した入試委員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。
- 6 この細則に定めるもののほか、入試委員会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

(追試験)

第 11 条 授業科目ごとに行う試験及び修了試験（以下「通常の試験」という。）において、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者に対し、その年度内に限って追試験を行うことができる。

- 2 追試験に基づく評価は、通常の試験に準じる。

(追試験願)

第 12 条 前条に定める追試験を希望する者は、医師の診断書等前条第 1 項の事由を証明する書類及び追試験料を添えて、当該授業科目の試験終了後 1 週間以内に追試験願（別記様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 13 条 通常の試験の評価が「不合格」であった者は、その年度内に限って再試験を受けることができる。ただし、修了試験に係る再試験は 1 回とし、授業科目ごとに行う試験に係る再試験は 2 回までとする。

- 2 再試験に基づく評価は、修了試験にあつては「合格」又は「不合格」とし、授業科目ごとの試験にあつては C 又は D とする。

(再試験願)

第 14 条 前条に定める再試験を希望する者は、再試験料を添えて再試験願（別記様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(授業科目の補習)

第 15 条 授業科目の補習は行わない。ただし、やむを得ない事由により当該授業科目の出席時間数とその履修すべき時間数の 5 分の 4 に満たなかつた場合、又はセンター長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により補習を受けようとする者は、補修授業履修願（別記様式第 3 号）をセンター長に提出しなければならない。

(入学志願者の手続)

第 16 条 規程第 20 条の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学願書（別記様式第 4 号）
- (2) 履歴書（別記様式第 5 号）
- (3) 実務研修報告書（別記様式第 6 号）
- (4) 皮膚・排泄ケア看護事例要約（別記様式第 7 号）
- (5) 勤務証明書（別記様式第 8 号）
- (6) 推薦書（別記様式第 9 号）
- (7) 志望理由書（別記様式第 10 号）
- (8) 受験票（別記様式第 11 号）
- (9) 受験料
- (10) 日本国の看護師の免許証の写し

(11) 写真3枚（上半身正面、6か月以内撮影のもの 縦4.0cm×横3.0cm）

（入学手続）

第17条 規程第20条第2項の所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書（別記様式第12号）
- (2) 在学保証書（別記様式第13号）
- (3) 入学料納付証明書台紙（別記様式第14号）

2 前項の規程にかかわらず、入学を辞退する者にあつては、入学辞退届（別記様式第15号）を学長に提出するものとする。

（履修生証の有効期間）

第18条 履修生証の有効期間は、規程第4条に定める教育期間とする。

2 履修生は、修了、退学等により履修生の身分を失ったとき又は有効期間が満了したときは、直ちに履修生証をセンター長に返還しなければならない。

（履修生証の取扱）

第19条 履修生証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 2 履修生は、履修生証を常に携帯し、本学の職員から提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- 3 履修生は、履修生証を紛失したとき又は破損等をしたときは、直ちに履修生証再交付願（別記様式第16号）をセンター長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 前項の規定により履修生証の再交付を受けた後、紛失した履修生証を発見したときは、履修生証返納届（別記様式第17号）に当該履修生証を添え、センター長に提出するものとする。
- 5 履修生は、履修生証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに履修生証書換え届（別記様式第18号）に当該履修生証を添え、センター長に提出しなければならない。

（附 則）

この細則は、令和5年6月6日から施行する。

追 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程
履修生番号
氏 名

年 月 日の試験を受験できません(できませんでした)ので、
下記の科目について追試をお願いします。

1 試験を受験(できない・できなかった)理由(診断書等必要な証明書を添付のこと)

2 追試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

再 試 験 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程
履修生番号
氏 名

下記の科目について再試験をお願いします。

再試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

【別記様式第3号】(第15条関係)

センター長

補習授業履修願

令和 年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程
令和 年度入学
履修生番号
氏名
電話

下記の科目について補習授業を受講したいので、皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程規程細則第12条第2項に基づき申請します。

授業科目名	時間数

【別記様式第4号】（第16条関係）

受験番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

入学願書

石川県立看護大学長 殿

私は、石川県立看護大学皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程を受験したいので、関係書類を添えて出願します。

令和 年 月 日

現住所	〒	—
電話番号	() —

フリガナ 氏名 (自署)	
生年月日	西暦 年 月 日生

【別記様式第5号】（第16条関係）

受験番号	※
------	---

（注）※欄には何も記入しないでください。

写真貼付欄 縦4cm×横3cm 正面上半身無帽、背景無し、出願前6ヶ月以内に撮影したもの。 写真裏に氏名・生年月日を記入して貼る こと

履 歴 書

令和 年 月 日現在

フリガナ		男・女
氏名		印
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (満 歳)	

フリガナ		
現住所	〒	TEL () - e-mail
フリガナ		
所属機関名		
所属機関住所	〒	TEL () - 所属部署もしくは内線番号 ()
免許取得年月日	(看護師) 西暦 年 月 日 号 () 西暦 年 月 日 号 () 西暦 年 月 日 号	
学歴（高校卒業時から記入）及び職歴		
(西暦) 年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

特定行為研修修了の有無(有の場合、終了年月と修了した特定行為区分を記載)		
西暦 年 月	1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 2. 創傷管理関連 3. その他()	

(注) ※欄には何も記入しないでください。

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

実務研修報告書

1 実務研修期間および実務研修施設名

令和 年 月末現在

(西暦) 期 間	所属施設名および職位
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
合計	年 か月

* 看護教員としての勤務実績は実務研修期間に含まれません。

2 皮膚・排泄ケア分野歴

(西暦) 期 間	所属施設名、所属部署名、職位
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
年 月～ 年 月	所属施設名 :
常勤	年 か月
非常勤 (週 時間)	年 か月
皮膚・排泄ケア歴合計	年 か月

* 所属部署については、皮膚・排泄ケア分野歴がわかるように記載する。

【別記様式第6号】（第16条関係）

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

3. 皮膚・排泄ケア分野に関連する看護実務研修内容の概要

皮膚・排泄ケア分野における看護実務研修期間において、 <u>認定看護分野に関連する症例を担当した事例数（通算）</u>	創傷ケア	通算（ ）例
	ストーマケア	通算（ ）例
	失禁ケア	通算（ ）例

*受験者の実績を記載する。担当した事例とは、継続的・中心的に患者に係わった事例とする。

4. 皮膚・排泄ケア分野に関連する看護実務研修施設の概要

皮膚・排泄ケア分野における実績：施設名（ 〇〇法人〇〇会〇〇〇〇病院 ）

<p>4-1)皮膚・排泄ケア分野における診療報酬関連</p> <p>※有の項目の（ ）に○をつける</p>	<p>() 1. 褥瘡ハイリスク患者ケア加算</p> <p>() 2. 在宅訪問看護・指導料</p> <p>() 3. 同一建物居住者訪問看護・指導料</p> <p>() 4. 排尿自立支援加算</p> <p>() 5. 外来排尿自立指導料</p> <p>() 6. 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算</p> <p>() 7. 下枝末梢動脈疾患患者管理加算</p> <p>() 8. 糖尿病合併症管理料</p> <p>() 9. 在宅患者訪問褥瘡管理指導料</p> <p>() 10. 上記いずれも無</p>
<p>4-2)皮膚・排泄ケア分野に関する専門外来の有無及び年間外来受診者数</p> <p>※有の項目の（ ）に○をつけ症例数を記載する</p>	<p>() 1. ストーマ外来： 年間（ ）例</p> <p>() 2. 失禁外来： 年間（ ）例</p> <p>() 3. 創傷外来： 年間（ ）例</p> <p>() 4. その他：（ ）外来（年間 例）</p>
<p>4-3)皮膚・排泄ケア分野の認定看護師及び関連する認定看護師・専門看護師の分野と人数</p> <p>※上記該当者が無い場合のみ、受験申請者自身が皮膚・排泄ケア分野の実務研修において主に指導を受けた人の役職を記載する</p>	<p>1. 皮膚・排泄ケア認定看護師： 有（ 名）・ 無</p> <p>2. 糖尿病看護認定看護師： 有（ 名）・ 無</p> <p>3. 特定行為研修 創傷管理関連 修了者：有（ 名）・ 無</p> <p>4. いずれも無の場合 実務研修指導者の役職：</p> <p>例) 実務研修指導者：教育担当師長、皮膚・排泄ケア分野における経験5年以上を有する主任等</p>

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

5. 学会および研修会等の業績

学会および研究会発表等の業績

次は本学記入欄です。

【本学チェック欄】

- 日本国の看護師免許を有する。
- 看護師免許取得後、通算5年以上の実務研修実績を有する。
- 上記の実務研修期間のうち通算3年以上、皮膚・排泄ケア領域における看護実績を有すること。
- 皮膚・排泄ケア領域における看護を5例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ、排泄管理の事例を各1例以上含むこと。
- 現在、皮膚・排泄ケア領域における看護を行う臨床現場に勤務していることが望ましい。

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください

皮膚・排泄ケア事例要約 1

事例の種類（該当する番号に○を記載） 1. 創傷 2. ストーマ 3. 排泄管理
患者プロフィール（現病歴・既往歴・術式等を含む治療など）
アセスメント
看護問題
看護の実際（評価を含む）

※1枚に収まるように記載すること。

受験番号	※	氏名	
------	---	----	--

(注) ※欄には何も記入しないでください。

皮膚・排泄ケア事例要約2

患者プロフィール (現病歴・既往歴・術式等を含む)	看護の実際 (問題点・評価を含む)
【1.創傷】	
【2.ストーマ】	
【3.排泄管理】	
【4. 】 ※1～3のいずれかを記載	

※1枚に収まるように記載すること。枠のサイズは変更不可とする。

受験番号	※
------	---

(注) ※欄には何も記入しないでください。

勤務証明書

記入日 令和 年 月 日

氏名： _____

上記の者は当機関（施設）において、下記のとおり勤務している／したことを証明します。

常勤勤務期間	勤務期間		休職期間	通算常勤勤務期間
	(西暦) 年 月～	(西暦) 年 月	年 か月	年 か月
非常勤勤務期間	勤務期間		休職期間	通算非常勤勤務期間
	(西暦) 年 月～	(西暦) 年 月	年 か月	年 か月
合計通算年数				年 か月

所属した部署の名称と具体的な特徴・実績年数

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

機関（施設）名：

職位名*：

氏名：

印

機関（施設）所在地：

TEL：

* 人事課（病院長名）あるいは看護部長等の職位の方がご記入ください

写真票

令和 年度石川県立看護大学
皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程

写真貼付欄 縦4cm×横 3cm 正面上半身無帽、背 景無し、出願前6ヶ 月以内に撮影したも の。 写真裏に氏名・生年 月日を記入して貼る

受験番号	※
フリガナ 氏名	

注) ※欄には何も記入しないでください。

----- *切り離さないでください -----

受験票

令和 年度石川県立看護大学
皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程

時間	科目

写真貼付欄 縦4cm×横3cm 正面上半身無帽、背景 無し、出願前6ヶ月以 内に撮影したもの。 写真裏に氏名・生年 月日を記入して貼る こと。
--

受験番号	※
フリガナ 氏名	
試験期日	令和 年 月 日 ()
試験会場	石川県立看護大学

注) ※欄には何も記入しないでください。

受験上の注意事項

- 1 受験者は、午前9時00分までに指定された試験室に入室してください。
- 2 試験会場へは、午前8時30分から入れます。
- 3 受験者本人以外は、試験会場には入れません。
- 4 「筆記試験・小論文」は、試験開始後、30分以内の試験室入室に限り受験を認めますが、試験時間の延長は認めません。
- 5 「筆記試験・小論文・面接」のうち1科目でも受験しない者は、入学者選抜の対象から除きます。
- 6 「筆記試験・小論文」の試験時間中に使用を許可する物は、「HBの黒鉛筆（シャープペンシル可）」、「消しゴム」、「鉛筆削り」及び「時計（計時機能のみもの）」に限ります。
- 7 試験時間内における受験者間の物品貸借は、一切認めません。
- 8 受験票は、入学手続の際に必要なとなりますので、試験後も大切に保管してください。
- 9 試験室では、携帯電話等は、アラームの設定を解除し、電源を切ってかばん等の中へしまってください。
- 10 試験会場では、監督員等の指示に従ってください。

受験番号

誓 約 書
(入 学 届)

石川県立看護大学長 様

令和 年度入学 皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程

氏 名

年 月 日生

私は、皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程に入学いたします。
入学を許可された後は、大学の規則に従い、履修生の本分を全う
することを誓います。

令和 年 月 日

本人氏名

印

※氏名は本人の自筆により記入してください

在学保証書

石川県立看護大学長 様

令和 年度入学 皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程

氏名

年 月 日生

上記の者が在学中は、授業料納入はもとより、貴学の規則を堅く守らせるとともに本人に関する一切のことは、私の責任において引き受けることを保証します。

令和 年 月 日

保証人

現住所 〒 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

電話 _____

入学料納付証明書台紙

氏名： _____

入学料納付証明書（C票）

貼付

履修生証返納届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程

履修生番号

氏 名

西 暦 年 月 日生

下記のとおり紛失した履修生証を発見したので返納します。

記

紛失年月日	令和 年 月 日
再交付年月日	令和 年 月 日
発見の状況	1 発見年月日 令和 年 月 日
	2 発見場所
	3 発見の状況（詳しく記入してください。）

履修生証書換え届

年 月 日

石川県立看護大学
附属看護キャリア支援センター長 様

皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程
履修生番号
氏 名
西 暦 年 月 日生

下記の記載事項を変更したいので、履修生証の書換えをお願いします。

記

変更事項	変更後	変更前
氏名		
有効期限		
変更年月日		
変更の理由		

石川県立看護大学利益相反マネジメント規程

令和6年4月1日

石川県公立大学法人看第82号

(目的)

第1条 本規程は、石川県立看護大学の教職員・学生等（以下「教職員等」という。）が研究活動又は産学連携活動を含む社会貢献活動等を行う際に生じるおそれのある利益相反の弊害に適切に対応するため、利益相反関係の透明性を確保するとともに、その適切な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教職員、学部及び大学院の学生等に適用する。

(利益相反の定義)

第3条 この規程において「利益相反」とは、外部との経済的利益関係等によって研究活動等に必要とされる教職員等の公正かつ適正な判断が損なわれるおそれのある事態をいう。

2 本規程において、「外部との経済的利益関係等」とは、教職員等が石川県公立大学法人以外の機関から以下のものについて受け取る関係等をいう。

- (1) 給与等（非常勤講師としての給与を除く。）
 - (2) コンサルタント料や謝金等のサービス対価（国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から受け取る謝金等を除く。）
 - (3) 受託研究費（研究員受入れを含む。）、奨学寄附金、依頼試験料、実験器具等の物品
 - (4) 特許の実施料収入等
 - (5) 株式等（未公開株を含む。）
 - (6) その他教職員等による公正かつ客観的な研究を困難にするもの
- (学長等の責務)

第4条 学長は、利益相反に関連する諸規則を教職員等に周知しなければならない。

2 研究責任者は、研究分担者に利益相反に関する諸規則を遵守するよう求めなければならない。

3 研究者は、利益相反に関する諸規則を遵守しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 利益相反関係の透明性の確保と適切な管理を確保するため、学長の下に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の事項を審査及び審議する。

- (1) 研究計画及び研究活動における利益相反の存在
- (2) 職務における経済的な利益相反の存在
- (3) 兼業活動における利益相反の存在
- (4) 本規程の実施に必要な細則等の作成及び改廃
- (5) その他利益相反の透明性の確保と適切な管理に必要な事項

3 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 学内の教員
 - (4) 利益相反の管理、関連法令、産学連携活動等に精通した学外者
 - (5) その他委員会が必要と認めた者
- (委員長等)

第6条 委員長は委員の互選でこれを選出し、その後学長が承認する。副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(定足数及び議決)

第7条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事参与の制限)

第8条 議題案件に係る委員は、その審議及び議決に加わることができない。

(意見の聴取及び調査委員会の設置)

第9条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

2 委員長は、委員会の下に調査委員会を設置することができる。

(自己申告書の提出及び審査)

第10条 教職員等(複数の場合は責任者)は、第5条第2項第1号に該当する場合には、研究活動における利益相反に関する自己申告書(別記様式1)、同第2号及び第3号に該当する場合には、職務及び兼業活動における利益相反に関する自己申告書(別記様式2)に必要事項を記入し、研究計画書又は関係資料を添えて委員長に提出しなければならない。

2 申告の基準は別に定める。

3 委員会は、以下の審議結果について別記様式3を用いて、速やかに申告者へ通知しなければならない。

(1) 研究計画及び研究活動における利益相反に該当しないことの承認

(2) 著しい利益相反が存在する場合、その弊害の遮断に関する勧告

(不服申し立て)

第11条 教職員等は、委員会の決定に異議がある場合は、不服申立書(別記様式4)を添えて、不服を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申し立てがあった場合、再度、当該案件について審議しなければならない。

(研修の実施)

第12条 学長は、新任教員の研修等において、利益相反の問題に適切に対応するために必要な研修を行う。

(秘密の保持)

第13条 委員会の委員等は、職務上知り得た秘密の情報を他に漏らしてはならない。

2 委員会は、経済的利益関係や審査結果等を開示する際に、個人情報等の保護に留意しなければならない。

(庶務)

第14条 委員会の事務は、事務局が担当する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会の審議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

研究活動における利益相反に関する自己申告書

年 月 日

石川県立看護大学利益相反マネジメント委員会委員長 様

所属：

職名：

氏名：

石川県立看護大学利益相反マネジメント規程に基づき申告致します。

研究課題名

該当事由 (石川県立看護大学利益相反マネジメント規程の第3条第2項第1号～6号に基づく。石川県公立大学法人以外の機関から以下のものを受け取っているかどうかを確認する。)	該当の有無 (申告の基準を超えている場合は有とする)	経済的利益関係の具体的内容・金額等 (申告の基準を越えない場合も記載のこと)
1. 給与等 (非常勤講師としての給与を除く)	有 ・ 無	
2. コンサルタント料や謝金等のサービス対価 (国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から受け取る謝金等を除く)	有 ・ 無	
3. 受託研究費 (研究員受け入れを含む)、研究助成金、依頼試験料、実験器具等の物品	有 ・ 無	
4. 特許の実施料収入等	有 ・ 無	
5. 株式等 (教育活動あるいは研究活動に関わる企業等の株式等であって未公開株を含む)	有 ・ 無	
6. その他教職員等による公正且つ客観的な研究を困難にするもの	有 ・ 無	

以上、研究倫理審査の申請を行うにあたって、利益相反について確認しました。

様式 2

職務及び兼業活動における利益相反に関する自己申告書

年 月 日

石川県立看護大学利益相反マネジメント委員会委員長 様

所属：

職名：

氏名：

石川県立看護大学利益相反マネジメント規程に基づき申告致します。

1 申告事由

該当事由		経済的利益関係の具体的内容	受け取る金額等
第 3 条第 2 項 第 1 号	給与等 (非常勤講師等としての給与を除く)		
第 3 条第 2 項 第 2 号	コンサルタント料や謝金等のサービス対価 (国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から受け取る謝金等を除く)		
第 3 条第 2 項 第 3 号	受託研究費 (研究員受入れを含む)、奨学寄附金、依頼試験料、実験器具等の物品		
第 3 条第 2 項 第 4 号	特許の実施料 収入等		
第 3 条第 2 項 第 5 号	株式等 (未公開株を含む)		
第 3 条第 2 項 第 6 号	その他教職員等による公正且つ客観的な研究を困難にするもの		

様式 3

利益相反マネジメント委員会審査結果通知書

申告者様

石川県立看護大学利益相反マネジメント委員会委員長

年 月 日付で申告のあった事項についての審査結果を通知します。

申告者	所属 職名 氏名
区分	<input type="checkbox"/> 研究活動：課題名_____
	<input type="checkbox"/> 職務及び兼業活動
審査年月日	年 月 日
審査結果	勧告事項なし 勧告事項あり
意見 留意事項	
その他	

様式 4

不 服 申 立 書

年 月 日

石川県立看護大学利益相反マネジメント委員会委員長 様

所属：

職名：

氏名：

年 月 日付の自己申告書の審議結果について、石川県立看護大学利益相反マネジメント規程第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり不服申し立てを致します。

【不服申し立ての内容】

--

石川県立看護大学安全保障輸出管理規程

令和6年4月1日

石川県公立大学法人規程第83号

(目的)

第1条 本規程は、石川県立看護大学において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等： 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供： 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出： 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引： 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術： 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物： 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制： 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等： 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器： 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等： 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等： 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者： 外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付

蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(15) 非居住者： 居住者以外の自然及び法人をいう。

(16) 特定類型該当者： 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。

(17) 教職員等： 本学の教員、職員その他本学の業務に従事するすべての者をいう。常勤か非常勤であるかを問わない。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を兼務する。

2 統括責任者は、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学長補佐(研究担当)をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、本規程に定められた業務を行う。

(事前確認)

第8条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」により、当該輸出等のリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件への該当の有無について、事前確認を行わなければならない。

(学内審査)

第9条 教職員等は、前条に定める事前確認により、当該輸出等がリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件のいずれかに該当する場合、学内審査を受けなければならない。

- 2 教職員等は別に定める「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を、前条に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」とともに研究推進委員会に提出する。
- 3 輸出管理統括責任者は、前項の「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」の提出があったときは、学内審査を実施し、その結果を教職員等に通知するものとする。
- 4 学内審査は、統括責任者、管理責任者、研究推進委員長、学内審査を受ける教職員が所属する講座等の所属長、事務職員（研究推進委員会、事務局総務課等）、その他統括責任者が必要と認めた者で行う。
- 5 学内審査を受ける教職員等は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出等を行ってはならない。

(許可申請)

第10条 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、教職員等は、前条に定める審査の後、許可申請書を作成し、研究推進委員会を經由して、輸出管理最高責任者に提出しなければならない。輸出管理最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第11条 教職員等は、技術を提供する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第12条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の

許可が 取得されていることを確認しなければならない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第13条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第14条 本学の輸出管理が本規程に 基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うこととし、監査は法人本部職員が行うものとする。

(調査)

第15条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第16条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第18条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者(最高責任者)は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、統括責任(最高責任者)は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第19条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、石川県公立大学法人の定める就業規則に基づき懲戒等の対象とする。

(事務の所管)

第20条 この規程に関する事務処理は、本学事務局総務課および研究推進委員会が行う。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。